紀伊水道西沿岸 海 岸 保 全 基 本 計 画

令和2年9月

徳 島 県

<u>目 次</u>

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 紀伊水道西沿岸の概要

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市の蒲生苗岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川の河口には平野が広がり、大規模な市街地が形成されている。

沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴(さし)地形を示している。

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市 沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖 地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所 (阿南市の蒲生田岬)が存在するなど、豊かな自然を有してい る。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な 動植物の生息地となっている。

吉野川より北部と沿岸南部の阿南市周辺には、海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、小松海岸、見能林海岸、月見ケ丘海岸などはサーフポイントとなっている。

一方、那賀川から北部の和田島にかけては、侵食が著しい地域であり、侵食対策及び養浜等による砂浜の再生が必要な地域である。

当沿岸は太平洋からの外洋性をおびており、台風などによる 高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフ を震源とする地震による津波被害が懸念されている。

昭和南海地震からすでに 70 年近くが経過し、平成 26 年 1 月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード 8~9 クラスの地震発生確率が「今後 30 年以内で70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。



鳴門海岸



大神子海岸



北ノ脇海水浴場

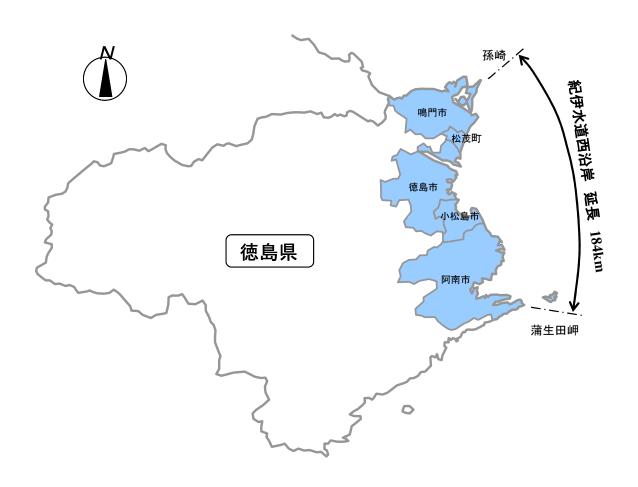


蒲生田岬

このように、紀伊水道西沿岸は、豊かな自然環境と貴重な砂浜の保全及び高潮や波浪、地震・ 津波に対する警戒が必要な地域である。

2. 紀伊水道西沿岸の区域

紀伊水道西沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県下における鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市、松茂町の4市1町である。



3. 紀伊水道西沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 紀伊水道西沿岸における計画策定方針

<徳島県における計画策定方針>

- ●「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に 海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然 的・社会条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - ○海岸保全施設整備の整備に関する事項:「海岸保全区域」を対象
 - ○その他、海岸の管理に関する事項 :「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」を対象
- ●「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、 沿岸・地域(ゾーン)・各海岸(海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸)毎に、目 指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- ●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした 海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸 毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくも のである。
- ●海岸事業*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。 したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加え ない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
- ※海岸事業: 高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、 津波·高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海域浄化整備事業 等
- ●抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討(調査・計画・設計)における整備の方向性を示すものとする。 具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。 なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

3-2. 紀伊水道西沿岸における計画策定フロー

海岸保全基本方針(国)

- ・平成12年5月
- ·平成27年2月

(海岸法の一部改正(平成26年6月)による変更)

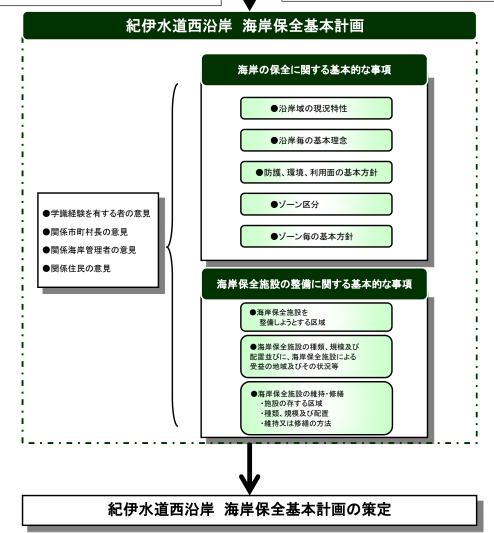
紀伊水道西沿岸 海岸保全基本計画

- · 平成15年12月
- ・平成26年3月(改定)

- ・海岸景観形成ガイドラインの策定
- (平成18年1月、国土交通省・農林水産省)
- 生物多様性基本法の制定(平成20年6月、環境省)
- ·海岸漂着物処理推進法の制定(平成21年7月、環境省)
- ・津波防災地域づくり法の制定(平成23年12月、国土交通省)
- ・津波防災の推進に向けた水防法の改正
- (平成25年6月、国土交通省)
- ・想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策に向けた 水防法の改正(平成27年5月、国土交通省) など



- ・海岸堤防高を決定する基となる「設計津波の水位の設定方法」の 公表(平成23年7月、国土交通省・農林水産省)
- ・東日本大震災による津波被害を契機に「新たな津波対策の考え方」の公表(平成23年9月、内閣府央防災会議)
- ・南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等の公表 (平成24年8月、内閣府)
- ·徳島県津波浸水想定の公表(平成24年10月、徳島県)
- ・徳島県高潮浸水想定区域図の公表(令和2年1月、徳島県) など



計画策定フロー

4. 紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念

紀伊水道西沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「 鳴門から阿南へ 暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり 」を「紀伊水道西沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。

鳴門から阿南へ 暮らしを守り 自然と人が息づく 阿波の海岸づくり

【 安全で安心して暮らせるための海岸形成 と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

海岸保全施設の整備水準の向上や安全性の高い施設整備を行い日常の暮らしを 守るとともに、高潮や波浪、津波に対する警戒を強化し、安全で安心できる海岸づ くりを進める。

平成 27 年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害が多発しており、高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

侵食を受けている海岸では、適切な土砂管理を検討・実施していくとともに、貴重な砂浜の保護・保全、及び養浜等による砂浜の再生を図り、面的防護を強化する。 また、南海トラフ地震による津波に対しては、「事前防災・減災」の考え方に基づき防護施設の整備を行う。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生 】

瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園などの良好な自然環境、アカウミガメの産卵地や市街地周辺に残っている貴重な干潟といった紀伊水道の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然が息づく海岸を保全する。

また同時に、こうした豊かな海岸環境と人々の暮らしや活動との共生を図り、自然と人が息づく海岸づくりを進める。

【 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進 】

子供から高齢者まで誰もが安心して憩えることを基本に、カヌーやサーフィンなどの海洋性レジャー、海水浴、自然を活かした体験活動及び地びき網によるイベントなど、様々なニーズに対応した海岸づくりに努める。

さらに、海岸利用のルールづくり、マナー啓発及び海岸清掃活動の強化を図り、 自然にやさしい海岸利用を促進する。

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

- 1-1. 海岸の現況
- (1) 自然特性の概要
- ●気象・海象:
- ○年平均気温・年間降水量は、それぞれ約 16°C、約 1.500~2.500mm で 南部にいくほど降水量は多くなっている。沿岸海域における夏期と 冬期の水温差は、約15℃である。
- ○海象はやや外洋性をおびているが、夏期の季節風及び台風の影響以 外に大きな波を受けることは少ない。南部は太平洋からのうねりが 襲来し、うねりと風波が混在する特性を持つ。黒潮の影響はあまり 受けない。
- ●地 形・地 質: ○吉野川、那賀川のデルタ地帯として形成された、沖積層からなる徳 島平野が大きく開けている。
 - ○沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であ り、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴(さし)地 形を示している。
 - ○海底地形は、徳島平野の裾が遠く海面下までおよび、泥質の底質を 形成し、天然礁の分布は少ない。

●生物相・水 質:

- ○沿岸部に住宅地や水田が広がっているため、森林植生はあまりみら れない。阿南市橘湾沿岸部にクロマツ植林が分布している。
- ○沿岸部における特定植物群落では、伊島の暖地性植物群落、飛島の イブキ群落、「籠の塩生」植物群落、弁天島熱帯性植物群落、海正 八幡の暖地性植物群落及び金磯のアコウ自生地がある。
- ○沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、吉野川河口域、 勝浦川河口域及び那賀川河口域などにおいてシオマネキやハクセ ンシオマネキの生息が確認されている。また、阿南市の蒲生田岬に おいてアカウミガメの産卵が確認されている。
- ○吉野川河口一帯では、多くの甲殻類、昆虫類及び貝類が確認されて いる。吉野川河口に分布しているハマグリは水産庁による希少種と して取り扱われている。
- ○沿岸域に多種類の藻場が分布しているが、埋立てや「磯焼け」※に より消滅・減少している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干 潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。
- ○CODは、工場・事業所等が多い沿岸部周辺でやや測定値が高くな っているが、環境基準は達成している。また、海水浴場としての透 明度も良好である。

※「磯焼け」とは、浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落(藻場)が季節的に消長や多少の経年変化の 範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象(水産庁)

- ●自然公園・保護区: ○沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部 は室戸阿南海岸国定公園に指定されて、沿岸部の多くは第2種特別 地域に指定されている。
 - ○鳥獣保護区は徳島市や阿南市の一部に、また、鳥獣保護区特別保護 地区が阿南市伊島の一部に指定されている。その他はほとんど特定 猟具使用禁止区域(銃器)となっている。
 - ○保安林は、阿南市にある程度のまとまった指定があるが、平野が開 けていることもあり全体的には少ない。

●海岸景観・文化財:

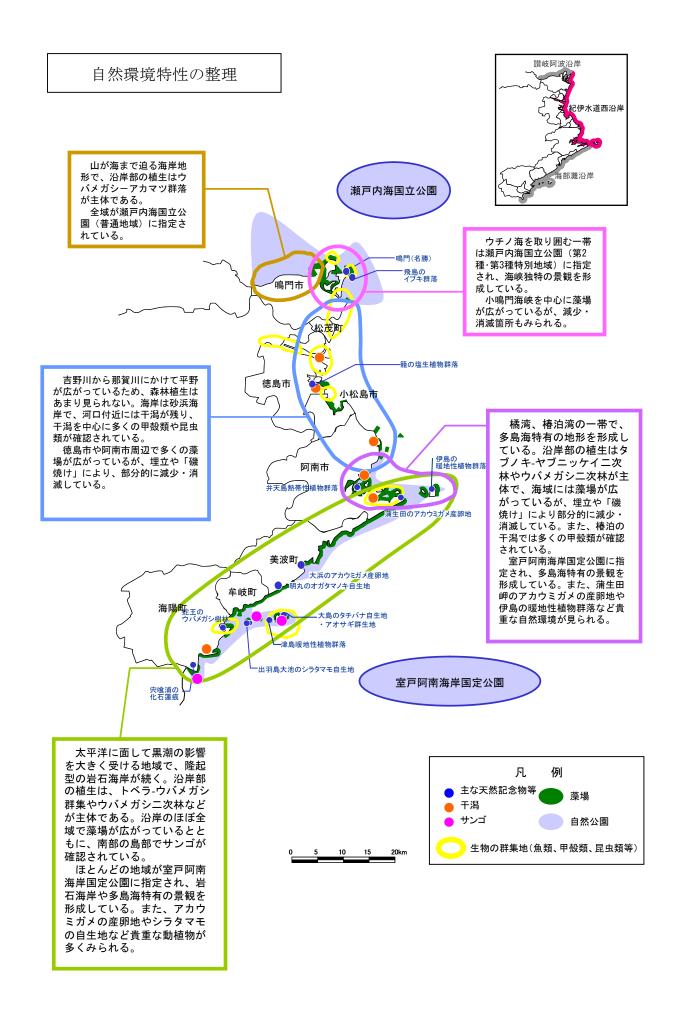
- ○本県の海岸は、北部が瀬戸内海国立公園、南部が室戸阿南国定公園 に指定され、総延長約400キロメートルで、大部分は太平洋に面 している。
 - ○海岸の景観は、蒲生田岬を境として、北部は砂浜海岸で、南部は直 接海に迫る海岸が多く、著しい対照をなしている。
 - ○鳴門海峡は、世界の三大潮流のひとつに数えられ、大潮のころには、 潮の流れが時速 20 km/h 以上にもなり、直径 30m に達する渦潮が見 られ、県下を代表する景観となっている。
- ○阿南市の橘湾一帯は、日本三景の「松島」にも比される多島海によ る美しい景観を形成している。北ノ脇など松林を背景とした風光明 媚な砂浜海岸ある。
- ○文化財としては、鳴門市の名勝地(鳴門)の他、弁天島熱帯性植物 群落や阿南市蒲生田のアカウミガメの産卵地が天然記念物に指定 されている。



沿岸を代表する景観である 鳴門海峡のうず潮



アカウミガメの産卵地 となっている蒲生田海岸



(2) 社会特性の概要

●土地利用及び人口分布

- ○吉野川や那賀川によって形成された平野が広がり、県下で最も人口 が集中している地域である。
- ○徳島市の人口は 26 万人を超え、県下で最も人口の集中した市街地を有する。また、鳴門市から阿南市にかけての海岸線の都市には約45万人が住み、県内人口の約6割に及ぶ。
- ○徳島市の市街地周辺や南部にかけて農地の利用が多い。また、小松 島市及び阿南市は海岸沿いに工場などが立地している。

●交 通:

- ○道路網は、徳島市を中心に充実している。また、四国横断自動車道 (鳴門ジャンクション-阿南)が事業中となっており、当該路線が 整備されると徳島県南部への交通アクセスも容易になる。
- ○鉄道は、主要都市を連絡しており、鉄道利便性も高い。
- ○海路は、徳島市と東京・和歌山・北九州を連絡する広域的な航路が あるとともに、阿南市答島から伊島への連絡船が運行されている。
- ○空路は、当沿岸北部の松茂町に徳島阿波おどり空港があり、東京・ 福岡への2空路がある。

●産 業:

- ○当沿岸は都市的地域が多く、特に徳島市では第 1 次産業の比率が 3.7%と低く、第 3 次産業の割合が 72.1%と高くなっており、都市型の構造をしている。
- ○阿南市では、周辺と比べても第2次産業の割合が高くなっている。



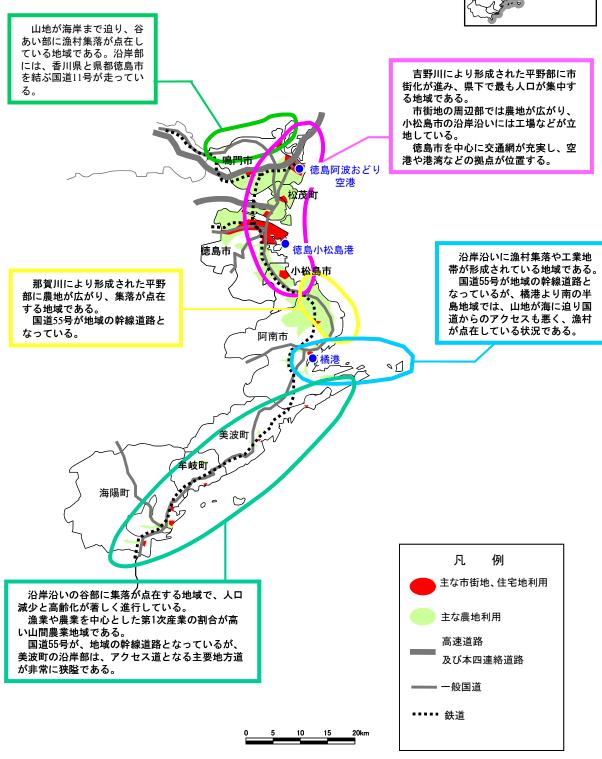
沿岸沿いに立地する工場や倉庫



今切港海岸の背後に広がる農地

社会環境特性の整理





(3) 海岸特性の概要

●海岸災害:

- ○第二室戸台風(昭和 36 年)等の風水害による被害は最も顕著であり広い範囲で浸水被害を受けている。近年では、昭和 62 年から平成 6 年にかけての台風による被害があり、離岸堤や突堤の復旧事業を行っている。
- ○徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900人に及ぶことが想定されている。
- ○当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間(海面変動 20 cm) は、最も短い箇所で阿南市伊島-前島橋の 12 分である。最大波の津波水位(T.P.)は最も高い箇所で阿南市福井川河口の 8.2mとなっている。
- ○当沿岸部の地質は主に砂礫による沖積層であり、南海トラフの巨大地震 等により、沿岸部の広範囲で液状化による被害が発生することが想定さ れる。

●海岸侵食:

- ○今津坂野海岸においては過去大規模な海岸侵食を受けており、現在、大 規模突堤による侵食対策事業を実施している。
- ○吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。

●対象外力:

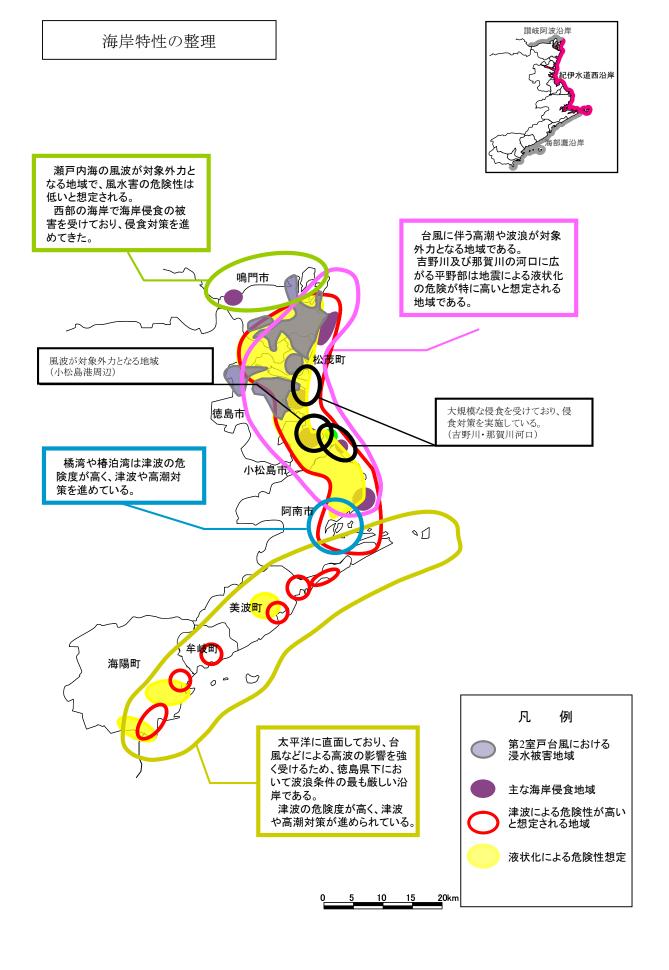
○対象外力は、沿岸のほぼ全域で台風に伴う高潮や波浪となるが、橘湾や 椿泊湾では、津波が対象外力となる。



坂野地区海岸



橘湾



(4) 利用特性の概要

●漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、小型底びき網、バッチ網、刺網、延縄、一本釣、 定置網及び採貝等であり、日本有数の漁獲量を誇り、県がブランド 品目として育成しているハモやシラス (ちりめん)をはじめ、アジ、 タチウオ、エビ等を漁獲している。また、河口付近を中心にノリ養 殖が盛んで、浅海面でのワカメ養殖、湾入部でのハマチ養殖なども 行われている。

- ●観光レクリエーション利用: ○海水浴場やキャンプ場は、ともに吉野川より北部と阿南市に集中し ている。サーフポイントは小松海岸、見能林海岸及び月見ケ丘海岸 などを中心とする地域と、那賀川付近に集中している。釣り場ポイ ントは徳島市南部から小松島市にかけて集中しており、磯釣り場は 阿南市付近に多く存在する。
 - ○レクリエーション施設や公園などが広く分布しており、中林漁港海 岸の観光地引き網のような海に関するイベントも行われ、多くの観 光客が訪れている。

●港湾施設の利用 : ○徳島小松島港や橘港の 2 つの重要港湾と撫養港、粟津港、今切港、 中島港及び富岡港の5つの地方港湾を有する。2 つの重要港湾で県 内シェアー約8割の海上貨物取扱量を扱っている。

土地利用希望

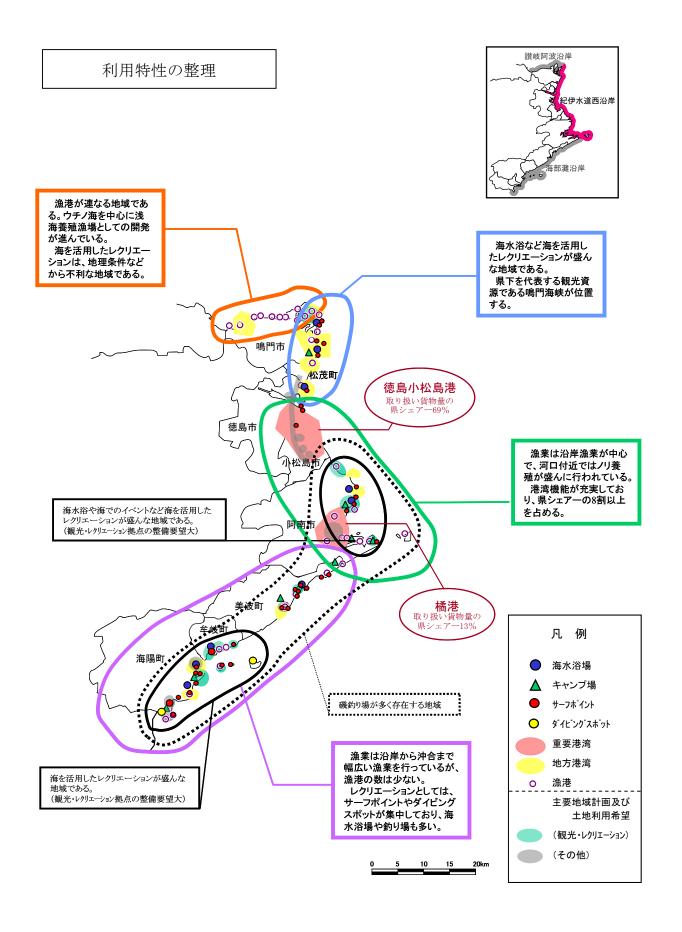
- ●主要地域計画及び: ○地域計画としては、鳴門市から小松島市にかけての徳島東部都市計 画道路、小松島本港地区活性化計画及び徳島市周辺での水辺の環境 整備事業があるほか、港湾整備事業も行われている。
 - ○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点 の整備が望まれている箇所が集中している。



レクリエーション拠点 となっている岡崎海釣公園



重要港湾となっている橘港



(5) 住民意識の概要

●全 般:

- ○海辺の将来については、小松島市や阿南市を中心に利用面の充実が求め られている。
- ○海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から 検討などの意見が挙げられている。

●防 護:

- ○防護の考え方としては、防護施設よりも危険なところには住まないとい う危険回避の傾向にある。
- ○津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、 東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられ ている。
- ○整備の手段としては「沖合い防護」が52%と過半数を占める。

●環 境:

- ○景観、生物生息環境及びゴミ·水質など悪くなったと感じる人が過半数 を超える。
- ○守ってほしい動植物としては、「松林」の割合が高く、守ってほしい景勝地としては、「渦潮」・「鳴門海峡」が挙げられる。
- ○自然を守る意識は積極的で、鳴門市では海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が**多**い。
- ○海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜 や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意 見が挙げられている。

●利 用:

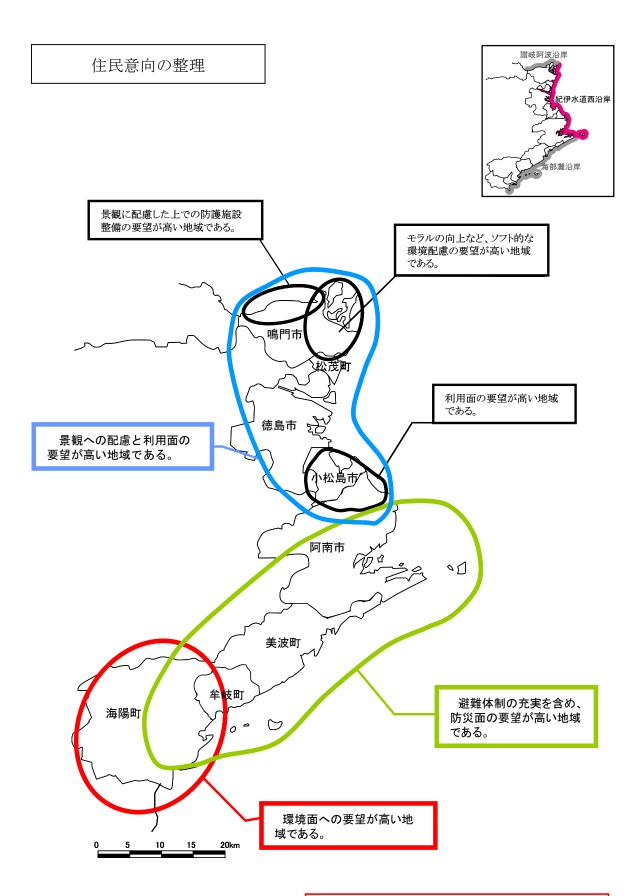
- ○現状では、「散歩」・「海水浴」には良いが、「遊び」には利用しにくい状況にあると感じる人が多い。
- ○海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「道路」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーション希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「海水浴」の順で多い。
- ○整備の方向性としては、自然配慮による整備の割合が高い。要望として は、観光客に対する情報提供、トイレ・ベンチ・駐車場など利便施設の 充実が挙げられている。



松林を背景とした中林漁港海岸



今切港海岸の緩傾斜護岸



【共通】

- ・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅 広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
- ・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和30年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和31年の海岸法制定後、昭和35年のチリ津波や昭和36年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新改築を行ってきた。

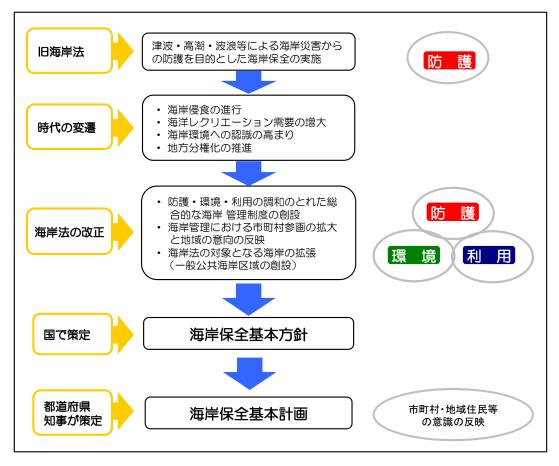
その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の 後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の 整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への 多様なニーズに対応するため、平成11年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」 目的に、「環境」と「利用」の2つが追加された。

徳島県では、平成9年3月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成15年12月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。

また、平成26年3月には策定後10年を経て、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフの巨大地震・津波対策や、社会環境やニーズの変化へ対応するため、「海岸保全基本計画」の改定を行った。

今回は、平成27年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害を契機にはじめられた想定し得る最大規模の高潮への対応や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するため、「海岸保全基本計画」の改定を行う。



1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

浸水、海岸侵食及び地震による液状化の危険性が高い沿岸である。背後には県の中心都市が形成されており、昭和南海地震での地盤沈下や第二室戸台風での広範囲な浸水被害から、特に高潮や波浪、津波に対する警戒が必要である。

過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策が必要である。 また、海岸侵食を受けた砂浜が多く、侵食対策、貴重な砂浜の保護・保全及び養浜等による砂浜の再生が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性 や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2)環境面での課題

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海 岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカ ウミガメの産卵場所(阿南市の蒲生田岬)が存在しており、こうした自然環境及び 貴重な動植物の保護・保全に配慮する必要がある。

吉野川や那賀川の河口付近や橘湾周辺には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。しかし、近年、沿岸部の開発等による干潟、藻場及びヨシ群落の減少・ 消滅がみられ、これらの維持・再生に配慮する必要がある。

水質については、環境基準を達成しているものの、市街地や県の産業の中心地を 背後に控えるため、沿岸海域の水質悪化には十分な配慮が必要である。

(3) 利用面等での課題

県の中心都市が背後に控えているため、背後地との一体性に配慮する必要がある。 また、港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースと しての活用も必要である。

海水浴場を中心とした観光レクリエーション施設の充実とともに、利便性を高めるためのアクセス道路や海岸へのアプローチの改善が必要である。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- ●背後に県の中心都市が形成される海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性 の向上に努める。
- ●侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。 また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- ●地震・津波・高潮に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、 ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- ●津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定や水防法に基づく高潮浸水 想定区域の指定・公表などとともに、防災部局や市町村等の関係機関との連携を強 することにより、津波・高潮に対する地域における実行性のある防災体制の確立を 図る。
- ●海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の 保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- ●海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく 適切な維持管理に努める。
- ●水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波・高潮等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- ●津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」へ の指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- ●海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を 踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」。【平成26年3月11日指定】

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加 えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸 水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策を充実させる。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2)侵食

- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の 回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

	高潮		高潮	
海岸 No.	市町村名	設計高潮位	計画波浪 H ₀ '(換算沖波)、T ₀ '(周期)	侵食
No.22-1~No.22-3	鳴門市	T.P. + 2.42 ∼	$H_0' = 1.40 \text{m} \sim 8.40 \text{m}$	
10.22 1 910.22 3	2001.1111	3.44m	$T_0' = 7.5 \text{s} \sim 12.2 \text{s}$	
No.22-4~No.30	鳴門市 松茂町 徳島市 小松島市	T.P. + 2.26 ~ 3.44m	$H_0' = 1.60 \text{m} \sim 8.60 \text{m}$ $T_0' = 6.8 \text{s} \sim 12.2 \text{s}$	現在の汀線維 持もしくは必 要に応じた汀 線の回復
No.31~No.53	阿南市	T.P. + 1.43 ~ 4.59m	$H_0' = 1.10 \text{m} \sim 7.90 \text{m}$ $T_0' = 6.9 \text{s} \sim 14.9 \text{s}$	

(3) 地震•津波

・「設計津波 (L1津波) の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住 民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を 進める。

①「避難時間の確保」に必要な施設整備

- ・現況堤防高で「避難時間の確保に必要な高さ」が不足するところは、 施設の嵩上げの対策を進める。
- ・現況堤防高で「避難時間の確保に必要な高さ」を満足する施設に おいては地盤沈下に対し、液状化対策等を進める。

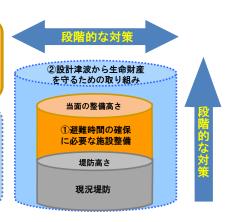
②「設計津波の水位」に対する取り組み

・設計津波から生命・財産を守るための施設整備は、管理者と地元 市町が協議し、さまざまな工夫をしながら対策を講じる。

〈配信事項〉

環境保全・周辺景観との調和・施工性・地域の特性・既設防護施設の状況

・維持管理の容易性・住民の意向・経済性・公衆の利用

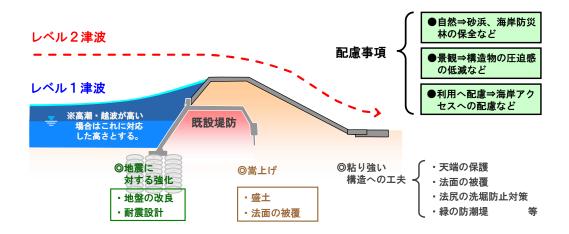


※「避難時間」は、「設計津波(L1 津波)の水位」に対して、地震発生後における行 動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

■コラム ~新しい津波対策の考え方~

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波(設計津波:L1 津波)に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波(設計津波:L1津波)を超える津波に対しても、全壊しにくく、 全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波(L2津波)

○津波レベル

・発生頻度は極めて低い。 発生すれば甚大な被害をもたらす。

<u>〇対策の基本的な考</u>え方(減災)

・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる 手段を尽くした総合的な対策。

〇対策内容

- ・率先避難の啓発 (津波防災教育、自主防災組織との連携 等)
- ・避難施設(津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路等)
- ・津波防護施設の指定(道路嵩上げ等)

比較的発生頻度の高い津波(L1津波=設計津波)

○津波レベル

・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

<u>〇対策の基本的な考え方</u>(防災)

・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

〇対策内容

•施設整備(液状化対策、海岸保全施設整備等)

■コラム ~高潮とは~

● 高潮とは

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象



潮位の上昇により、陸域での浸水被害をもたらす。

● 高潮の要因(3つの効果)

①気圧低下による吸い上げ効果

→ 周辺より低い気圧の影響により、 海面が上昇する現象。 気圧が1hPa下がると潮位は約1cm上昇。

②風による吹き寄せ効果

→ 海岸に向かって吹く風により、海水が吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する現象。
潮位の上昇は風速の2乗に比例。

③波浪効果 (ウェーブセットアップ)

→ 砕波により汀線近傍(砕波点の岸側)で 海面が上昇する現象。

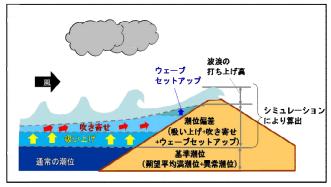


図 高潮の発生メカニズム

● 対象とする高潮

高潮浸水想定において対象とする高潮は、「<mark>最大クラスの高潮</mark>」であり、 基本的な考え方は以下のとおり。

外力	基本的な考え方	
最大クラスの高潮	 ▶ 住民等の生命を守ることを最優先とし、避難を軸とした<mark>総合的な対策</mark>を確立。 ▶ 被害の最小化を主眼とする「減災」の考えに基づき、対策を講ずる。 ▶ 海岸保全施設のハード対策により被害を軽減し、それを超える外力には、「高潮浸水想定区域図」の作成や避難路の確保などソフト対策で対応。 	
計画規模の高潮	人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から海岸保全施設を整備。海岸保全施設は、比較的発生頻度は高いものの、大きな被害をもたらす高潮を対象として整備を進める。	

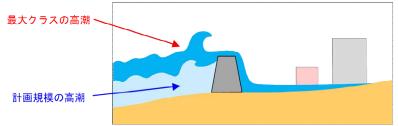
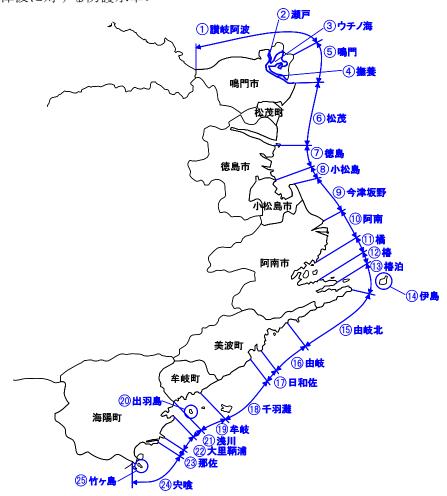


図 高潮のイメージ図

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

- ※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地 震タイプ)を対象地震。少数第2位で 切り上げて設定。()は地域海岸内に 細分して設定した区間の設計津波の 水位。
- ※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・ 波浪に必要な高さ」と「設計津波の水 位」の両方を検討する必要がある。
- ※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保 全区域があり、海岸の利用状況や整 備水準が異なるため、現況堤防高に 幅がある。
- ※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の 公表値。

地	域海岸名	設計津波 の水位 ※1	避難時間を 確保するた めの高さ	津波>高潮 のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラス の津波高 ※4
1	讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2	瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3	ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4	撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5	鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6	松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7	徳島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8	小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9	今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10	阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11	橘	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12	椿	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13	椿泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14	伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15	由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16	由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17	日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18	千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19	牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20	出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21	浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22	大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23	那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波·高潮	1.2~5.4	
24	宍喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25	竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	
	ш ш .	「生白旧=	ルミしキュナイ	-L/4 / 377	出の声左の	- \ .

出典:「徳島県設計津波の水位(平成25年3月)」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

●最新の知見に基づき、ルイスハンミョウなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が 生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海 岸づくりに努める。

> 「生物多様性基本法」平成 20 年 6 月施行 「生物多様性とくしま戦略」平成 25 年 10 月策定

- ●瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地など貴重な動植物の生息地や橘湾一帯の多島海などの自然環境・景観の保全に努める。
- ●自然環境の保護や維持を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー 一啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進 する。

「海岸漂着物処理促進法 平成21年7月15日施行」 海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け

●市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

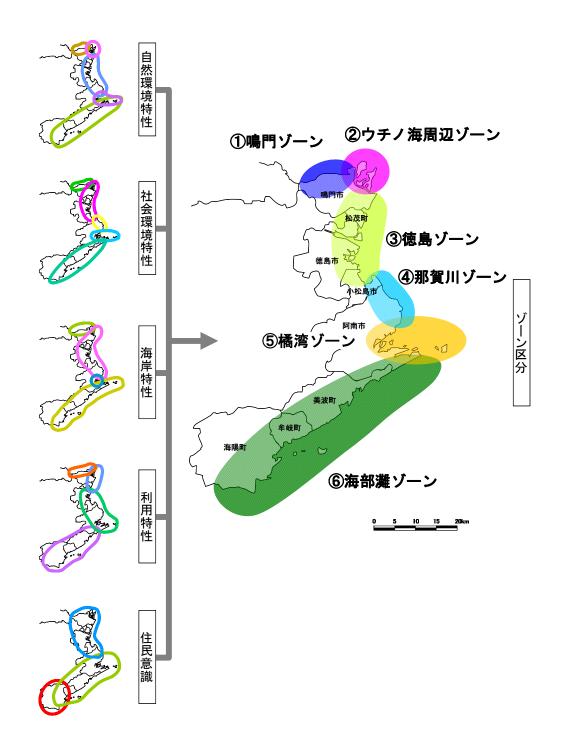
< 利用面での基本方針 >

- ●自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルート や津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全 性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- ●高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス 路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- ●市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- ●観光や港湾、漁港を中心とした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の 5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、紀伊水道西沿岸は、ウチノ海周辺ゾーン、徳島ゾーン、那賀川ゾーン 及び橘湾ゾーンの4つのゾーンに位置づけている。次頁に各ゾーンの基本方針を示す。



②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海の環境保全

【防護の方針】

- 〇小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- ○貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- ○海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- ○小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 〇水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- ○海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

③徳島ゾーン

ゾーンの基本方針

市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全・再生

【防護の方針】

- ○特に、背後に市街地が広がっているため、防護の充実に努める。
- ○津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- ○貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 〇沿岸域において減少している干潟や藻場の保全に努める。
- ○甲殻類や貝類等の生息環境の保全に努める。
- ○沿岸海域の水質改善に対する啓発に努める。
- ○海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 〇市街地からのアクセスや利便性の向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- ○市街化に伴なう貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

④那賀川ゾーン

ゾーンの基本方針

砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

【防護の方針】

- ○著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復に努める。
- ○津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

【環境の方針】

- ○減少している干潟や藻場の保全に努める。
- ○甲殻類・貝類等の生息環境の保全に努める。
- ○海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- ○海岸へのアクセスの改善と海岸利用に配慮した施設整備に努める。
- ○漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

⑤橘湾ゾーン

ゾーンの基本方針

津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

【防護の方針】

- ○津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。特に、危険度の高い湾の最奥地区では、避難体制の強化に努める。
- ○貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- ○減少傾向にある藻場や干潟の保全に努める。
- ○甲殻類や貝類等の生息環境及び多島海などの自然景観の保全に努める。

【利用の方針】

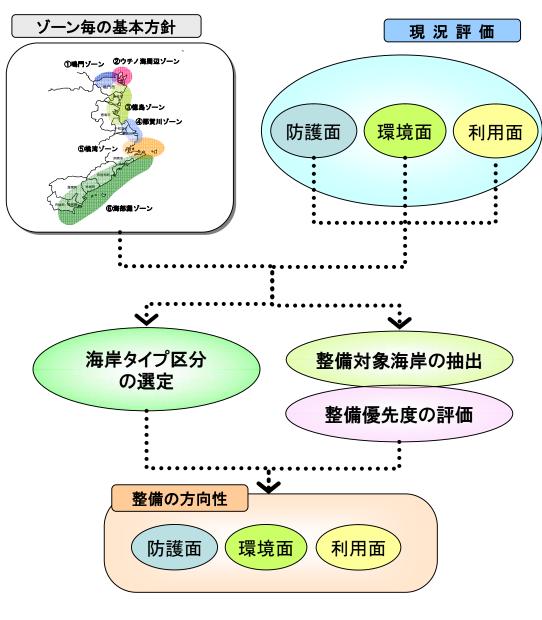
- ○漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- ○海岸へのアクセスの改善に努める。

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象海岸)
- 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

(1) 検討フロー

徳島県下 136 地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ(4つの区分)」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。



検討フロー

(2) 現況評価の考え方

1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の重要度」の4つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①津波対策の必要性

津波対策 ランク	評価基準	
А	・「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。	
В	・「設計津波(L1 津波)の水位」に対し、堤防高が不足する。	
С	・「設計津波(L1 津波)の水位」に対し、所定の堤防高を有する。	
_	・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)	

注) 堤防高は地震による沈下を考慮する。

②高潮対策の必要性

高潮対策ランク	評価基準	
А	・これまで越波・浸水等の被害がある。	
В	・今後、越波・浸水等の可能性がある。	
С	・これまで高潮対策施を実施し、所定の防護機能を有する。	
_	・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)	

③侵食対策の必要性

侵食対策 ランク	評価基準	
А	・現在、砂浜の侵食が進行している。	
В	・今後、砂浜が侵食される可能性がある。	
С	・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。	
_	・侵食の恐れのない海岸である。	

④背後地の重要度

背後地 ランク	評価基準		
А	a: 市街地や工業地帯が形成されている。		
	b:人口集中地区 (DID地区) である。		
В	a:集落が連なって形成されている。		
	b: 国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。		
С	a:集落が点在している。		
	b: 広大な農地が存在する。		
D	a: 谷あい等に小規模な農地が存在する。		
	b: 山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。		

[※] a,b に分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への充分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
1	a: 貴重な動植物等	○天然記念物(国、県、市町村) ○特別天然記念物(国) ○希少野生動植物種(国内、国際)、特定植物群落 ○レッドリスト、レッドデータブック <現状環境への依存性の強い絶滅危惧 I 類>	学術上あるいは自然保 護上重要な動植物
環境保全要素	b: 自然環境保全上 の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) <特別保護地区、第1種特別地域、海域公園区域> ○名勝、日本の重要湿地 500 ○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 ○ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域 ○車両乗り入れ規制 ○その他環境省等による自然環境保全上の指定地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○特に保全が必要な藻場(減少傾向) ○特に保全が必要な干潟(減少傾向) ○サンゴ礁、自然海岸	沿岸域の生態系を支え る重要な基盤で、特に 保護が必要な地域
②環境配慮要素	b: 自然環境保全上 の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) <第2種・第3種特別地域、普通地域> ○自然海浜保全地区 ○保安林(魚つき保安林、風致保安林) ○日本の自然景観、日本の渚 100 選 ○日本の白砂青松 100 選、日本の水浴場 88 選	法令等により、 <u>景観保</u> 全及び海岸利用上の規 制や指定を受け、自然 環境への充分な配慮が 必要な地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○レッドリスト、レッドデータブック <現状環境への移動性が低い絶滅危惧 I 類、その他全ての 絶滅危惧 II 類、準絶滅危惧 > ○ウミガメ上陸地(確認情報) ○藻場注1 ○干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、 <u>保全</u> への配慮が必要な地域
	d : 水質等	○海域の水質環境基準(類型) 注2	水質汚濁の指標
	e: 自然環境保全上 の要対策地域等	○海岸漂着物対策重点区域 オニナの囲ましたが、 名海岸気でみの重要性な判断して区	海岸漂着物対策の特に 必要な海岸

- 注1)「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。
- 注2)海域の水質環境基準(生活環境の保全に関する基準)は次表のとおり。

類型	利用目的の適用性	備 考
А	水産1級、水浴、 自然環境及びB以下の欄に揚げるもの	水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 産2級の水産生物用 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
В	水産2級、 工業用水及び C の欄に揚げるもの	水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物
С	環境保全	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む) において不快感を生じない限度

◆評価基準◆

評価ランク	評 価 基 準
保全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

注)「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する 利便施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分 することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆現状の海岸利用形態◆

区分	利用上注目すべき要素	備考
①利用促進要素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場○マリンスポーツ(サーフィン、カヤック、ダイビングなど)○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベントなど	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)を特に必要とするレクリエーション 利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望○現状の利便施設の改善要望 など	現状利用の有無に関わらず、地域からの 利用面での整備要望が挙がっている海岸
② 利 用 記	○ジョギング、散歩、サイクリング○水遊び など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸
配慮要素	○漁港 ○港湾 など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、 産業活動の利用がされている海岸

◆評価基準◆

評価ランク		評価基準		
促	進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。		
配	慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ 支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。		
維	持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない 海岸であり、現状の維持に努める。		

(3)総合的な視点からの海岸タイプ

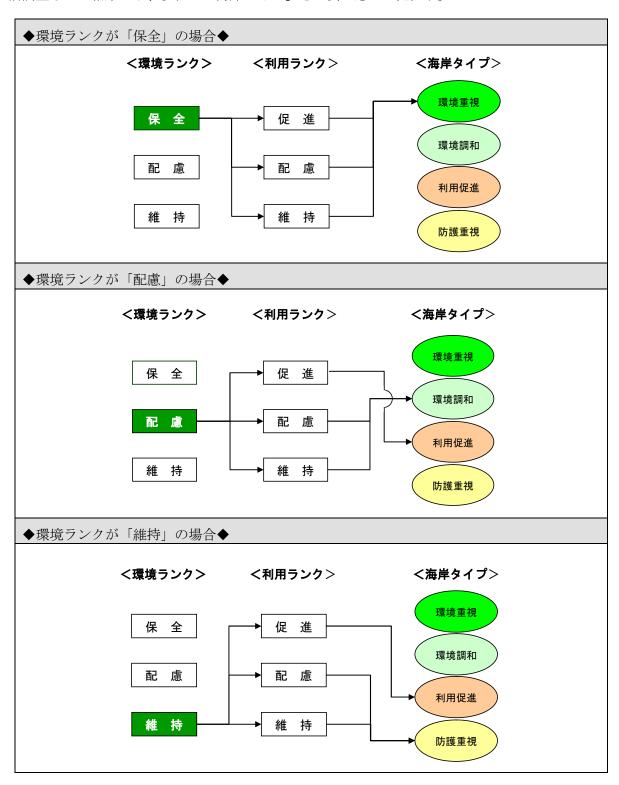
防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当っての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ 評価の考え方		
環境重視	貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の 保護・保全に配慮する。	理境重視 生物環境保護を重視した利用規制 自然海洋の保全 単条入れ常止 生物環境保護を重視した利用規制	
環境調和	自然環境と人々の生活、レクリエ ーション活動及び漁業等の産業活 用の利用が共存している地域であ り、環境面と利用面の調和に配慮 する。	環境調和 松林、干潤、藻場の保護・保全 水産資源を育む海岸づくり 美しい漁村最級の形成	
利用促進	特にレクリエーション面での海岸 利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に 配慮しつつ海岸利用の促進を図 る。	利用促進 「町づくりの核となる海岸空間の形成 「町づくりの核となる海岸空間の形成 「脚でのレクリエーション空間の形成	
防護重視	利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。	下護重視	

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。



(4)整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。 したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加え ない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

※海岸事業

略 称	事 業 名
高潮	高潮対策事業
侵食	侵食対策事業
耐震	海岸耐震対策緊急事業
老朽化	海岸堤防等老朽化対策緊急事業
海岸環境	海岸環境整備事業
津波·高潮	津波·高潮危機管理対策緊急事業
海域浄化	海域浄化整備事業

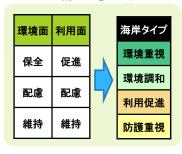
- ○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度(国土保全)を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を3段階に区分する。
- 整備対象海岸のうち、対象期間内(今後 20 年から 30 年間)に着手する海岸は、優先度ランク I とする。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検 討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。

(整備優先項目)

津波	防護面 高潮	侵食		防護面 背後地		優先度ランク	考え方
Α	Α	Α	_	Α	7	I	今後20年から30年間に 事業に着手すべき海岸
В	В	В	•	B C	7	I	長期的に事業に 着手すべき海岸
С	С	С		D		-	定期点検を実施し、 維持管理をしていく海岸

(整備配慮項目)



※優先度ランク区分の考え方

I	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA,B
П	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA~C
_	上記以外

1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

<ウチノ海ゾーン>

NO	NO. 海 岸 名	所	関係市町	保全 延長		整備優	先項目		優先度	整備配慮項目		整備の 方向性	対象事業名
NO.	一	管	対			防訓	雙面	ı	ランク	環境面	利用面	カロ1生 (海岸タイプ)	(略称)
				(m)	津波	高潮	侵食	背後地					
22-1	撫養港海岸(高島地区)	国土(港湾)	鳴門市	4710	В	В	ı	Α	П	配慮	配慮	環境調和	
22-2A	撫養港海岸(桑島瀬戸地区)	国土(港湾)	鳴門市	5519	В	В	ı	Α	П	配慮	配慮	環境調和	
22-2B	振 後 港海岸(柴島瀬戸地区)	国工(港湾)	場門巾	5519	В	В	_	Α	I *	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
22-3	撫養港海岸(土佐泊地区)	国土(港湾)	鳴門市	1850	С	В	С	В	П	配慮	促進	利用促進	
23	土佐泊漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1721	В	С	_	В	П	配慮	配慮	環境調和	
24	福池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	250	С	С	_	D	_	保全	配慮	環境重視	
25	鳴門地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	3080	С	С	С	В	_	配慮	促進	利用促進	

<徳島ゾーン>

	NO 35 W 17	所		保全延長		整備優	先項目		優先度	整備配	慮項目	整備の	対象事業名
NO.	海 岸 名	管	関係市町			防罰	雙面		ランク	790 A.W	TIME.	方向性 (海岸タイプ)	
				(m)	津波	高潮	侵食	背後地		環境面	利用面		(略称)
22-4A	- 撫養港海岸(岡崎里浦地区)	国土(港湾)	鳴門市	5441	В	С	С	Α	I *	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
22-4B	· 据货冶海片(闽阿至用地区)	国工(沧湾)	H#5 [''] 다3	5441	С	С	С	В	ı	配慮	配慮	環境調和	
26-1	粟津港海岸(粟津地区)	国土(港湾)	鳴門市	1800	В	С	С	С	I	配慮	配慮	環境調和	
26-2	粟津港海岸(松茂地区)	国土(港湾)	松茂町	900	В	С	С	Α	I	配慮	促進	利用促進	
27	松茂地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	松茂町	2699	В	С	С	В	I	配慮	促進	利用促進	
28-1	今切港海岸 (長原地区)	国土(港湾)	松茂町	780	В	С	С	Α	I	配慮	配慮	環境調和	
28-2	今切港海岸 (川内地区)	国土(港湾)	徳島市	1306	В	С	С	С	I	保全	促進	環境重視	
29	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	758	В	С	С	С	I	保全	促進	環境重視	
30-1	徳島小松島港海岸 (沖洲地区)	国土(港湾)	徳島市	2370	Α	С	_	Α	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮、 高潮、他事業
30-2	徳島小松島港海岸(津田地区)	国土(港湾)	徳島市	1222	В	С	_	Α	I	維持	維持	防護重視	
30-3	徳島小松島港海岸 (大神子地区)	国土(港湾)	徳島市	919	В	С	_	С	I	保全	促進	環境重視	
30-4	徳島小松島港海岸(港口地区)	国土(港湾)	小松島市	3878	Α	С	_	Α	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
30-5	徳島小松島港海岸(横須金磯地区)	国土(港湾)	小松島市	1120	В	С	С	Α	I	配慮	促進	利用促進	
30-6	徳島小松島港海岸 (赤石坂野地区)	国土(港湾)	小松島市	6123	В	С	_	Α	I	維持	維持	防護重視	
30-7	徳島小松島港海岸 (和田島地区)	国土(港湾)	小松島市	3204	A	В	A	Α	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、 高潮、侵食

整備対象海岸とした根拠となる評価項目をで示す。

[※]設計津波(L1津波)に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手するべき海岸。

<那賀川ゾーン>

< /a>	又ハノ ファ									_			
No	海岸名	所	関係市町	保全延長		整備優	先項目		優先度	整備配慮項目		整備の	対象事業名
NO.	海岸名	管	関1条印刷		防護面				ランク			方向性 (海岸タイプ)	
				(m)	津波	高潮	侵食	背後地		環境面	利用面		(略称)
31	坂野地区海岸	国土(水管理)	小松島市	3320	С	В	Α	В	I	配慮	配慮	環境調和	侵食
32	今津地区海岸	国土(水管理)農水(農村)	阿南市	3115	В	В	A	В	I	維持	配慮	防護重視	侵食
33	今津漁港海岸	農水(水産)	阿南市	170	A	С	-	С	I	維持	配慮	防護重視	
34	那賀川海岸(那賀川左岸地区)	農水(農村)	阿南市	2000	В	С	С	В	I *	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
35	中島港海岸(中島地区)	国土(港湾)	阿南市	1362	Α	В	В	В	I	維持	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
36-1	富岡港海岸(辰巳地区)	国土(港湾)	阿南市	721	В	С	С	Α	I *	維持	維持	防護重視	津波・高潮、高潮
36-2	富岡港海岸(豊益・畭地区)	国土(港湾)	阿南市	1516	В	В	_	С	П	配慮	促進	利用促進	
37-1	中林漁港海岸(中林地区)	農水(水産)	阿南市	795	В	С	С	С	п	配慮	促進	利用促進	
37-2	中林漁港海岸(北ノ脇地区)	農水(水産)	阿南市	1000	В	С	_	В	I	配慮	促進	利用促進	
38	見能林地区海岸	国土(水管理)	阿南市	600	С	С	С	С	-	配慮	促進	利用促進	

<橘湾ゾーン>

NO.	海 岸 名	所	関係市町	保全 延長		整備優	先項目		優先度	整備配慮項目		整備の 方向性	対象事業名
NO.	海 库 石	管	関係印刷			防計	雙面		ランク	環境面	利用面	カ回性 (海岸タイプ)	(略称)
				(m)	津波	高潮	侵食	背後地		жжы	13713164		(нцтт)
39-1	大潟漁港海岸(袙地区)	農水(水産)	阿南市	370	С	С	_	D	-	配慮	配慮	環境調和	
39-2	大潟漁港海岸(袙大手地区)	農水(水産)	阿南市	140	_	С	С	D	_	配慮	維持	環境調和	
39-3	大潟漁港海岸(大潟地区)	農水(水産)	阿南市	1775	Α	Α	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
40-1	橘港海岸(橘東地区)	国土(港湾)	阿南市	6487	Α	В	_	Α	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮
40-2	橘港海岸(橘西地区)	国土(港湾)	阿南市	1481	Α	С	_	Α	I	維持	維持	防護重視	津波・高潮、高潮
40-3	橘港海岸(鵠地区)	国土(港湾)	阿南市	1920	Α	С	_	В	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮
40-4	橘港海岸(袴傍示西地区)	国土(港湾)	阿南市	1728	Α	С	_	D	-	配慮	維持	環境調和	
40-5	橘港海岸(袴傍示東地区)	国土(港湾)	阿南市	1439	Α	С	_	D	-	配慮	維持	環境調和	
40-6	橘港海岸(椿地地区)	国土(港湾)	阿南市	1230	Α	С	_	С	П	配慮	維持	環境調和	
40-7	橘港海岸(高島地区)	国土(港湾)	阿南市	414	Α	С	_	D	ı	配慮	維持	環境調和	
40-8	橘港海岸(香地区)	国土(港湾)	阿南市	820	A	С	_	D	I	配慮	維持	環境調和	
40-9	橘港海岸(楠ヶ浦地区)	国土(港湾)	阿南市	ı	В	В	_	D	-	配慮	維持	環境調和	
41-1	後戸漁港海岸(浜田地区)	農水(水産)	阿南市	520	Α	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
41-2	後戸漁港海岸(出見地区)	農水(水産)	阿南市	380	Α	С	-	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を

で示す。

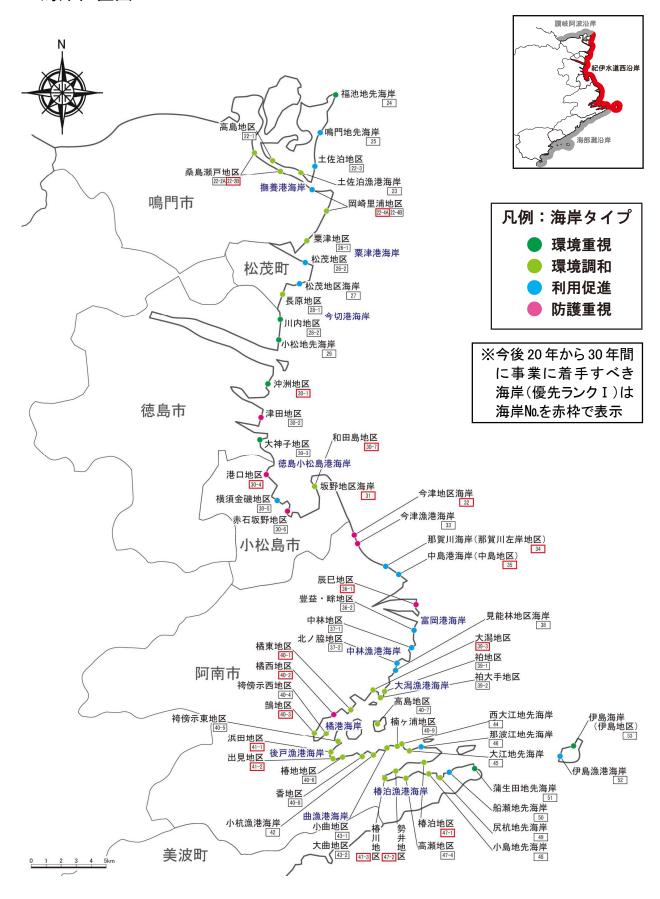
[※]設計津波(L1津波)に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手するべき海岸。

NO.	海岸名	所	関係市町	保全 延長		整備優	先項目		優先度	整備配	慮項目	整備の 方向性	対象事業名
		管	N IN IDE			防	護面		ランク	環境面		(海岸タイプ)	(略称)
				(m)	津波	高潮	侵食	背後地					
42	小杭漁港海岸	農水(水産)	阿南市	750	Α	С	_	D	_	配慮	配慮	環境調和	
43-1	曲漁港海岸(小曲地区)	農水(水産)	阿南市	99	В	С	_	D	_	配慮	維持	環境調和	
43-2	曲漁港海岸(大曲地区)	農水(水産)	阿南市	0	Α	С	_	D	_	配慮	配慮	環境調和	
44	西大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	160	Α	С	_	D	_	配慮	維持	環境調和	
45	大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	376	В	С	_	D	_	配慮	維持	環境調和	
46	那波江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	426	Α	С	_	D	_	配慮	促進	利用促進	
47-1	椿泊漁港海岸(椿泊地区)	農水(水産)	阿南市	2944	Α	Α	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
47-2	椿泊漁港海岸(勢井地区)	農水(水産)	阿南市	823	Α	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
47-3	椿泊漁港海岸(椿川地区)	農水(水産)	阿南市	1830	Α	A	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
47-4	椿泊漁港海岸(高瀬地区)	農水(水産)	阿南市	781	Α	С	_	D	_	配慮	配慮	環境調和	
48	小島地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	390	В	Α	_	D	_	配慮	維持	環境調和	
49	尻杭地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	410	A	В	В	D	_	配慮	維持	環境調和	
50	船瀬地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	310	В	С	С	D	_	配慮	促進	利用促進	
51	蒲生田地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	810	В	A	В	С	П	保全	配慮	環境重視	
52	伊島漁港海岸	農水(水産)	阿南市	300	С	В	_	D	-	配慮	促進	利用促進	
53	伊島海岸(伊島地区)	農水(農村)	阿南市	497	С	A	_	С	П	保全	維持	環境重視	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を

で示す。

■海岸位置図



2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を次頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、 詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

【留意事項】

- ○海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、 環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環 境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。
- ○松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景観の保全・回復、眺望の確保等に努める。
- ○海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」 (平成23年11月)を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の 保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、高潮、波浪、地震、津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸 や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その 他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、長寿命化計画に基づいた維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

(1)海岸保全施設の存する区域

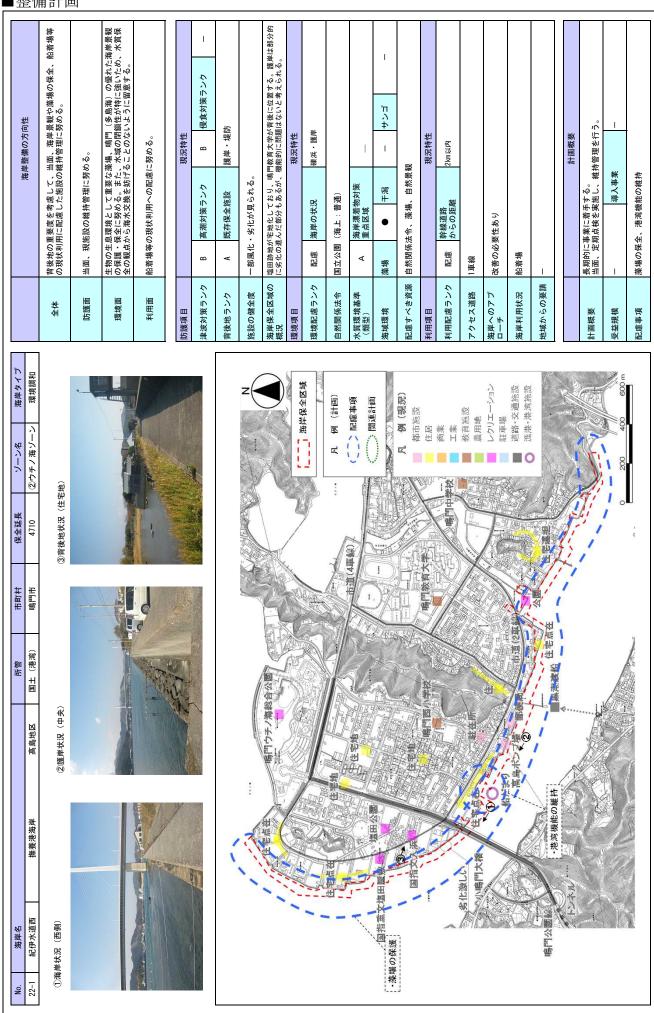
施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

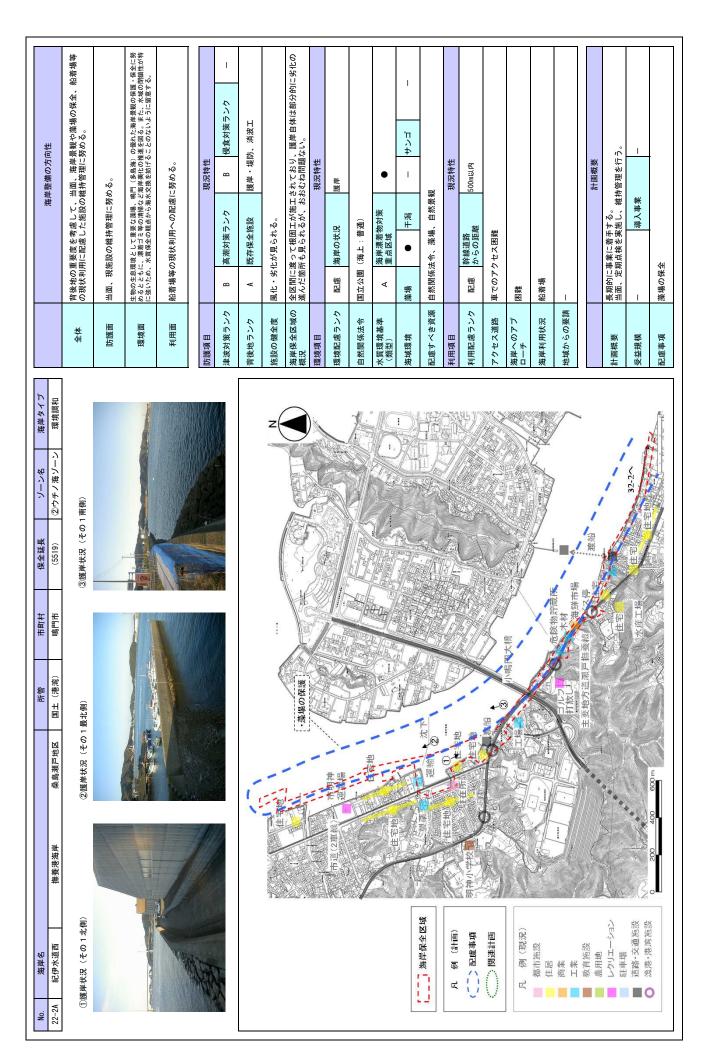
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

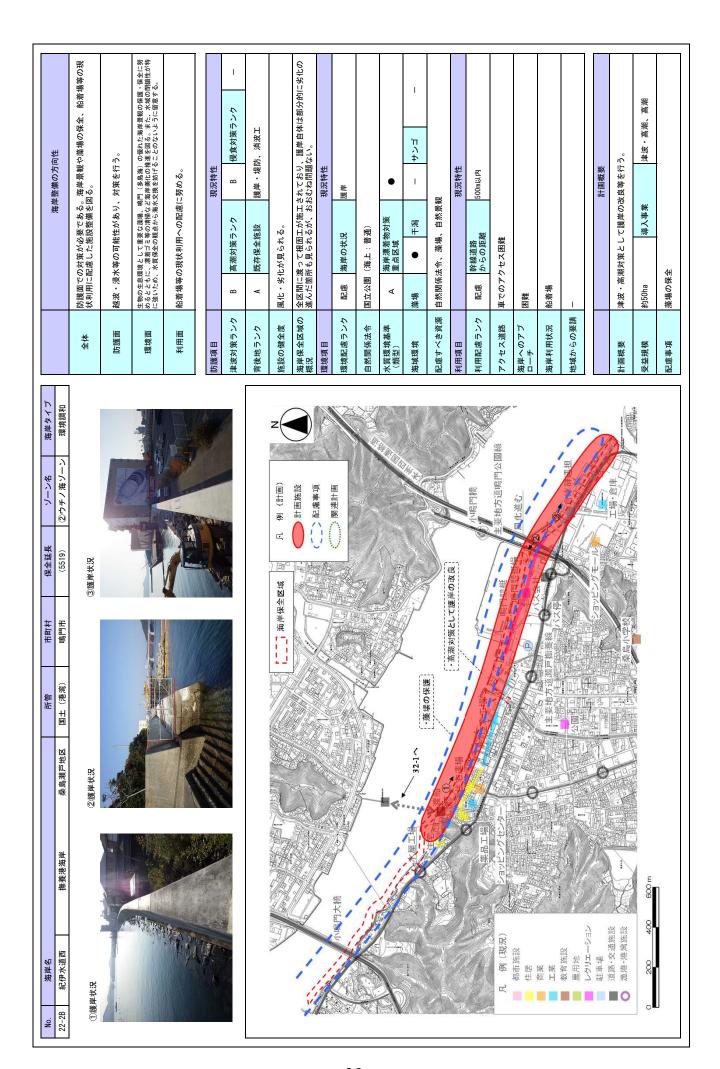
施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸 保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

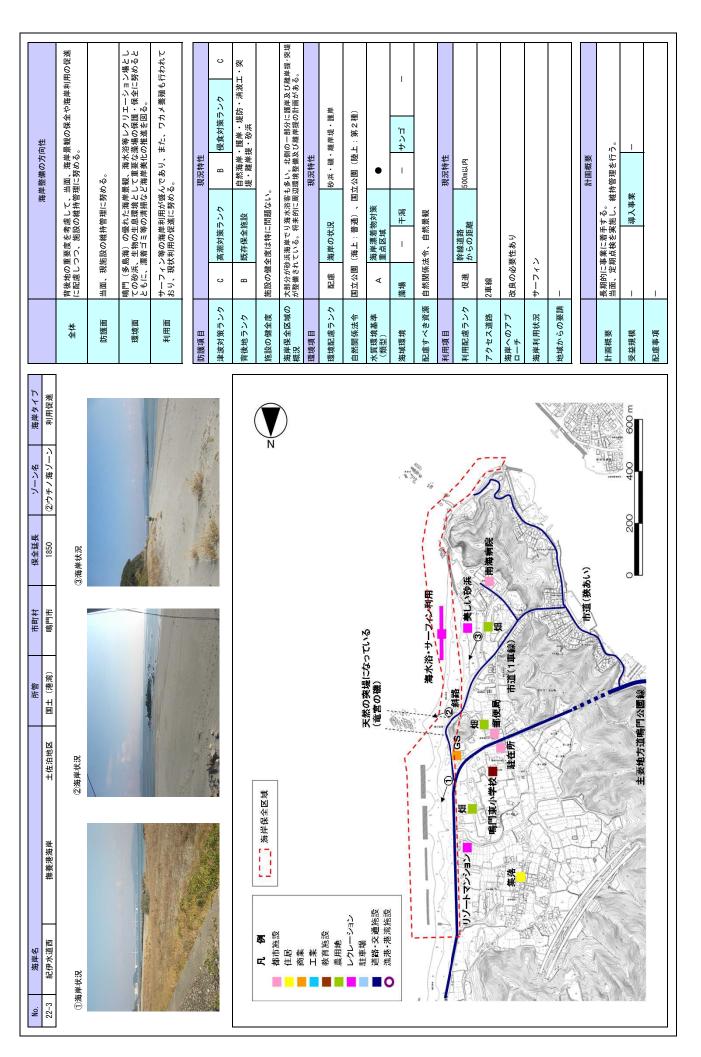
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

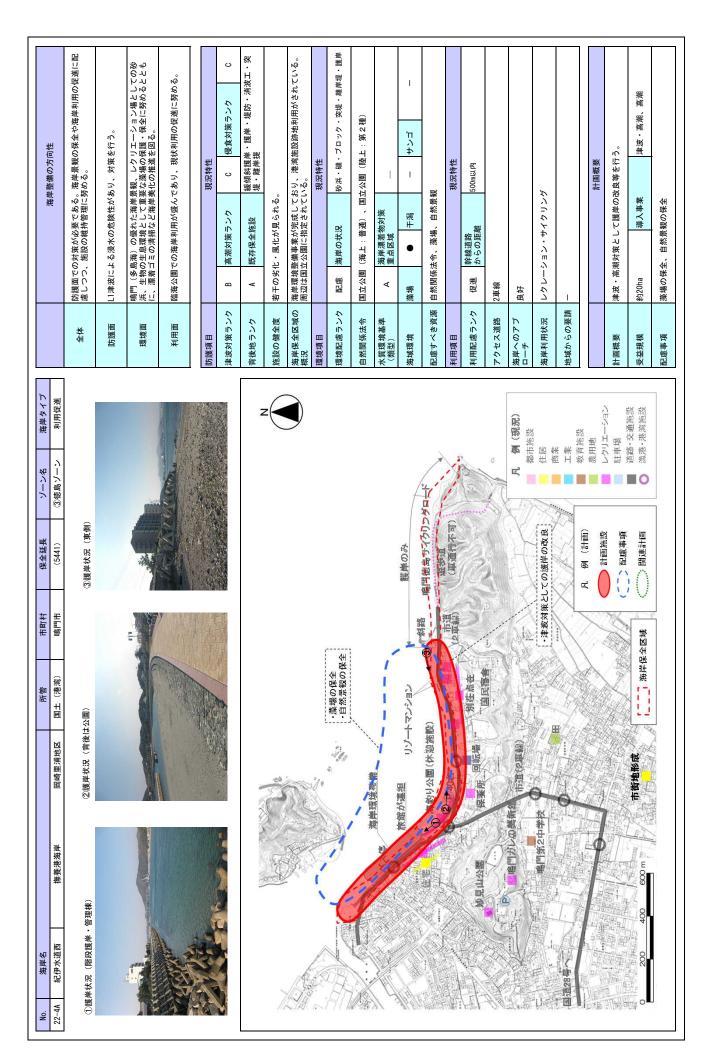
各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、 巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

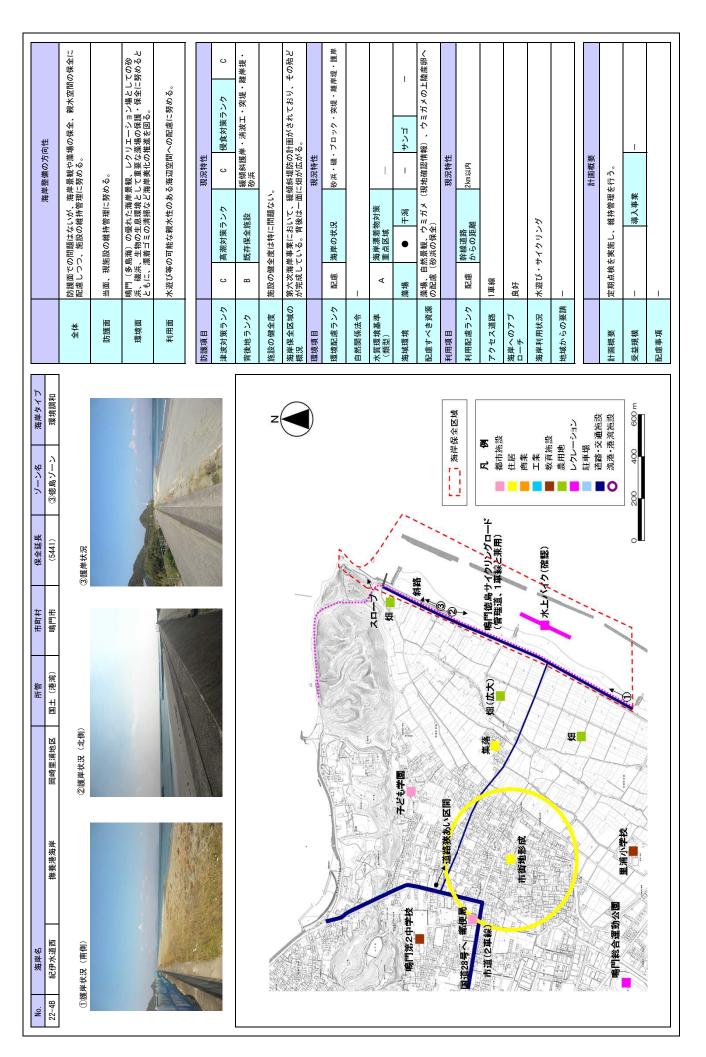


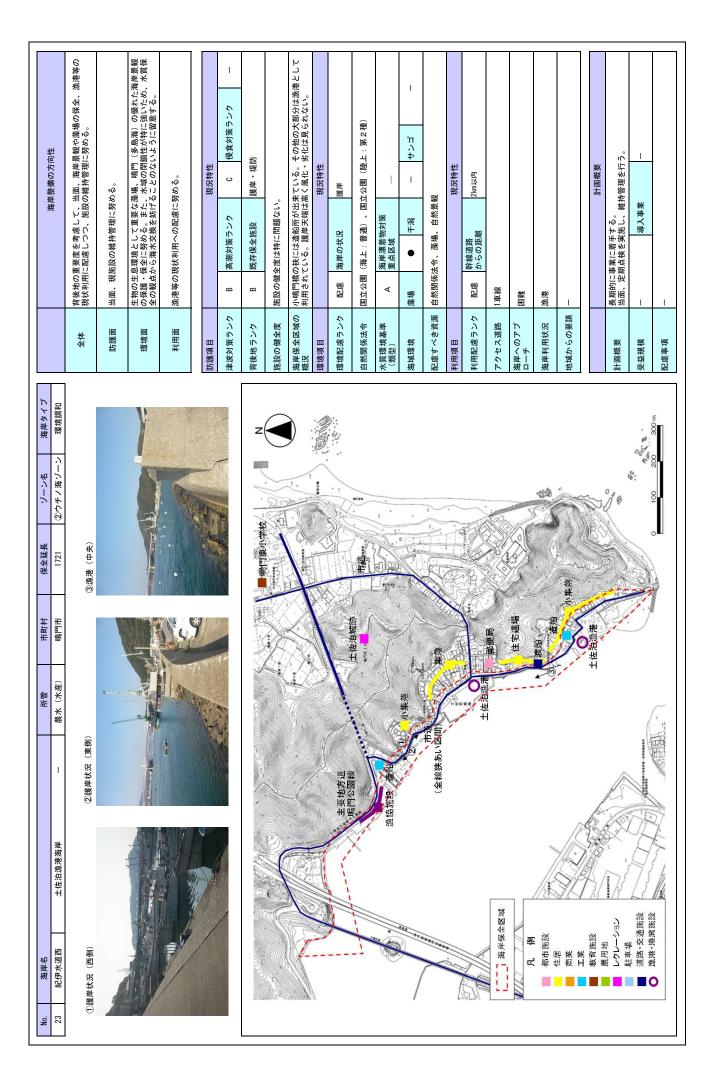


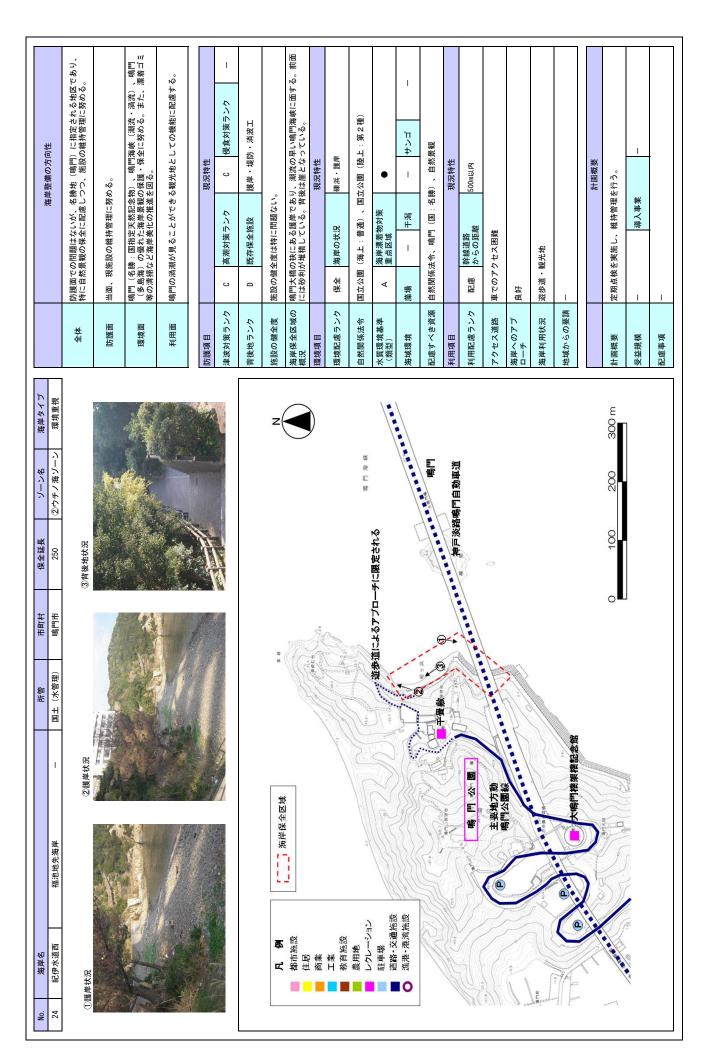


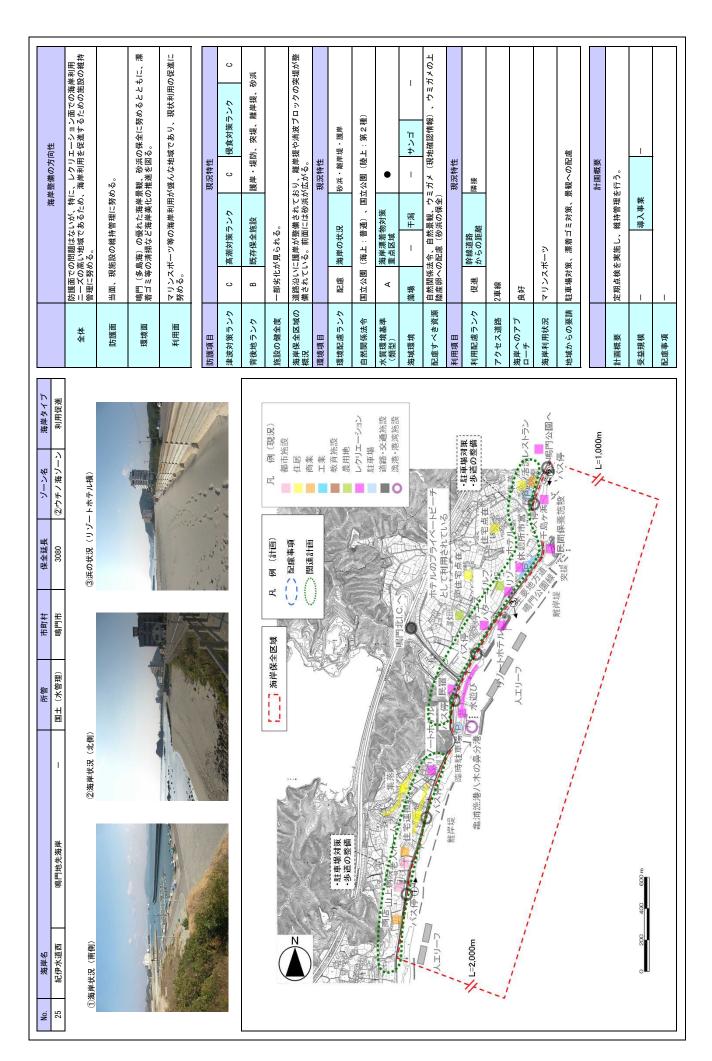


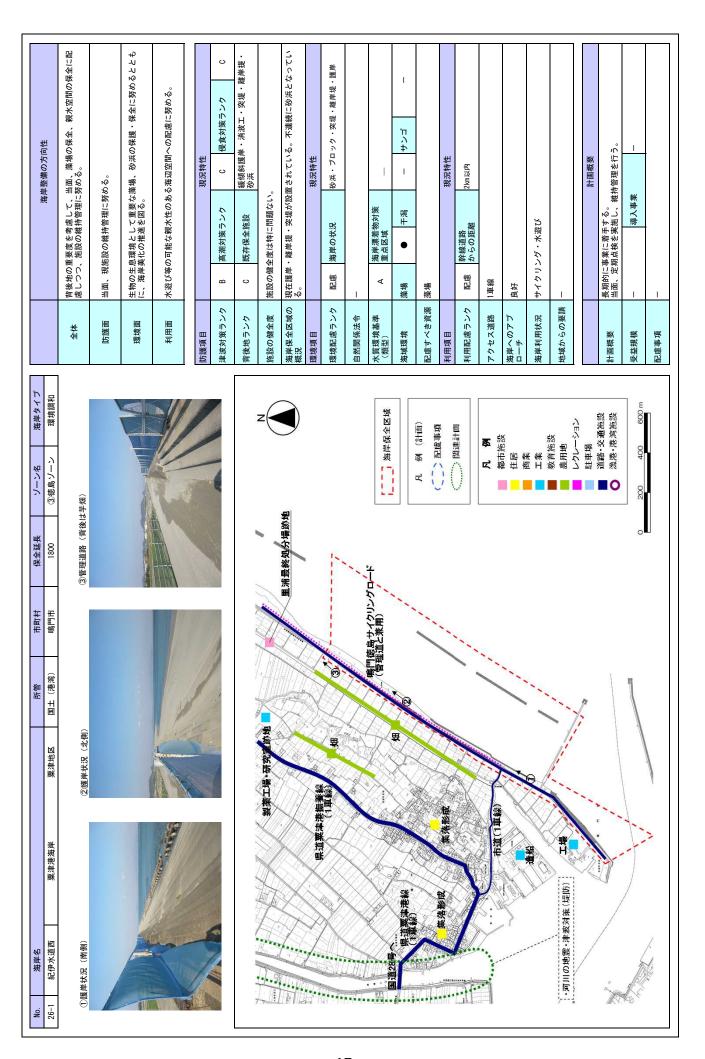


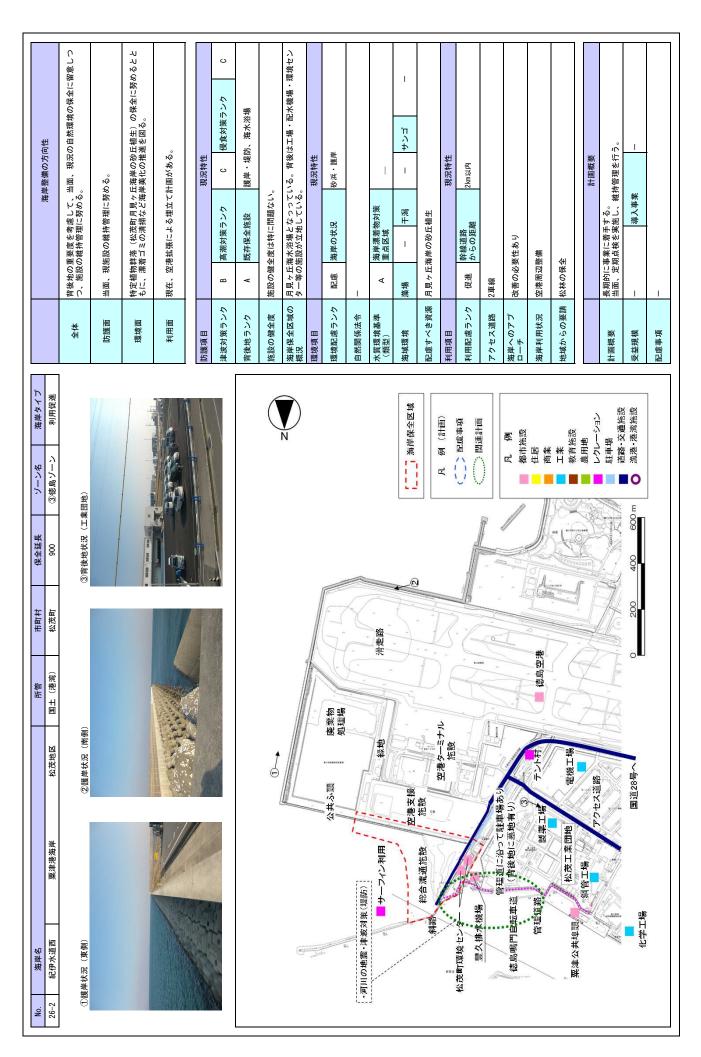


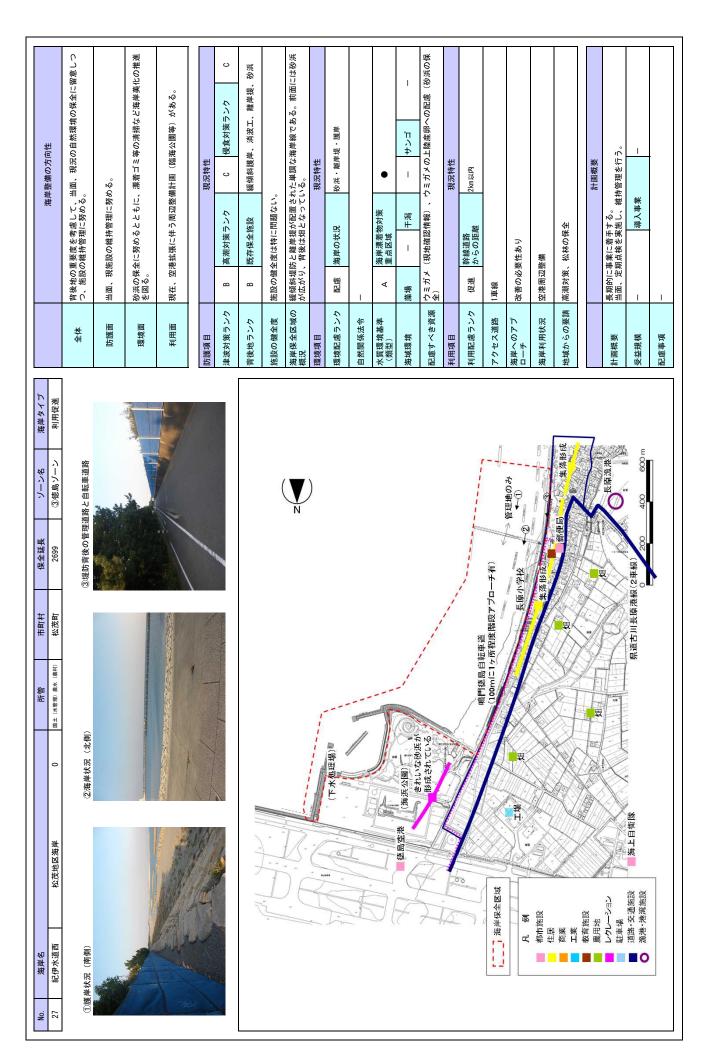


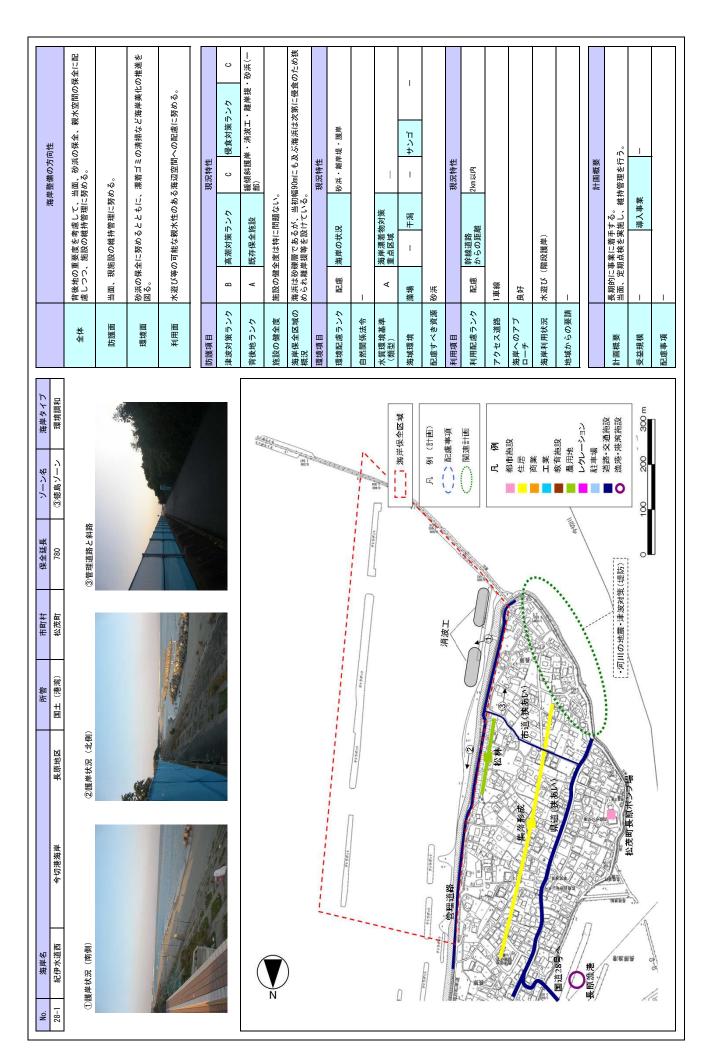


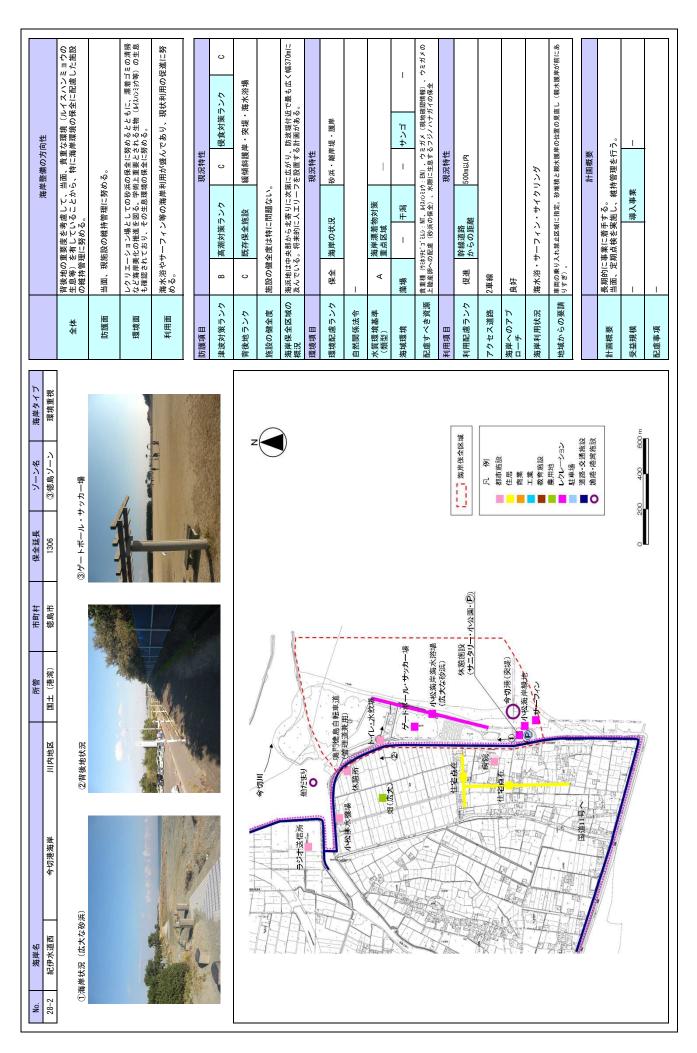


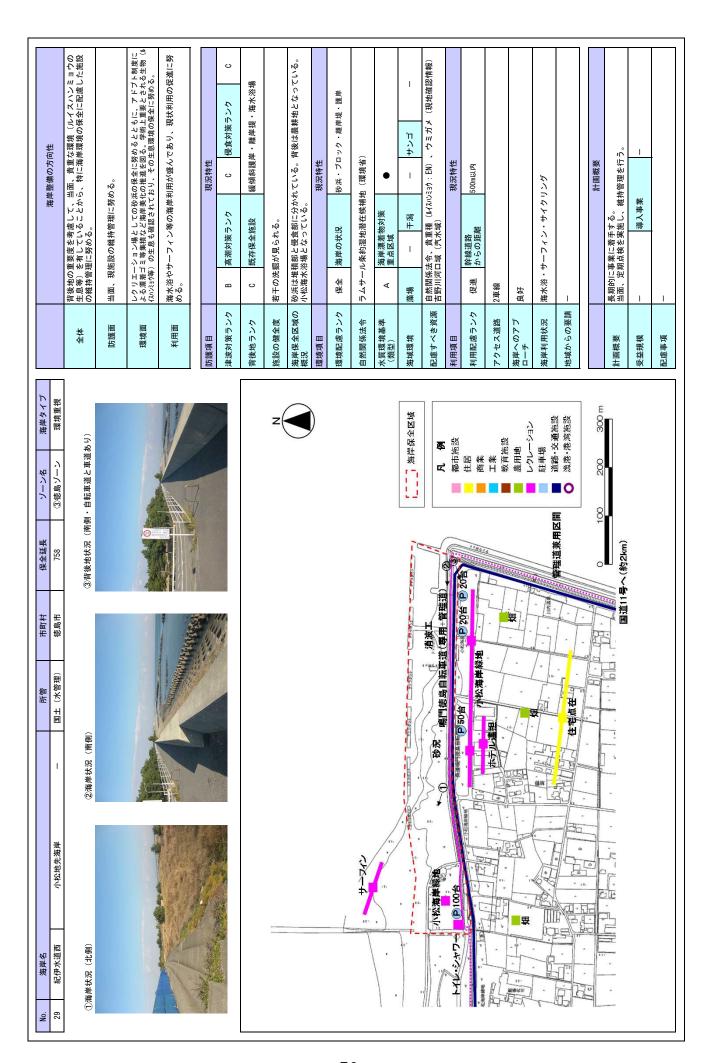


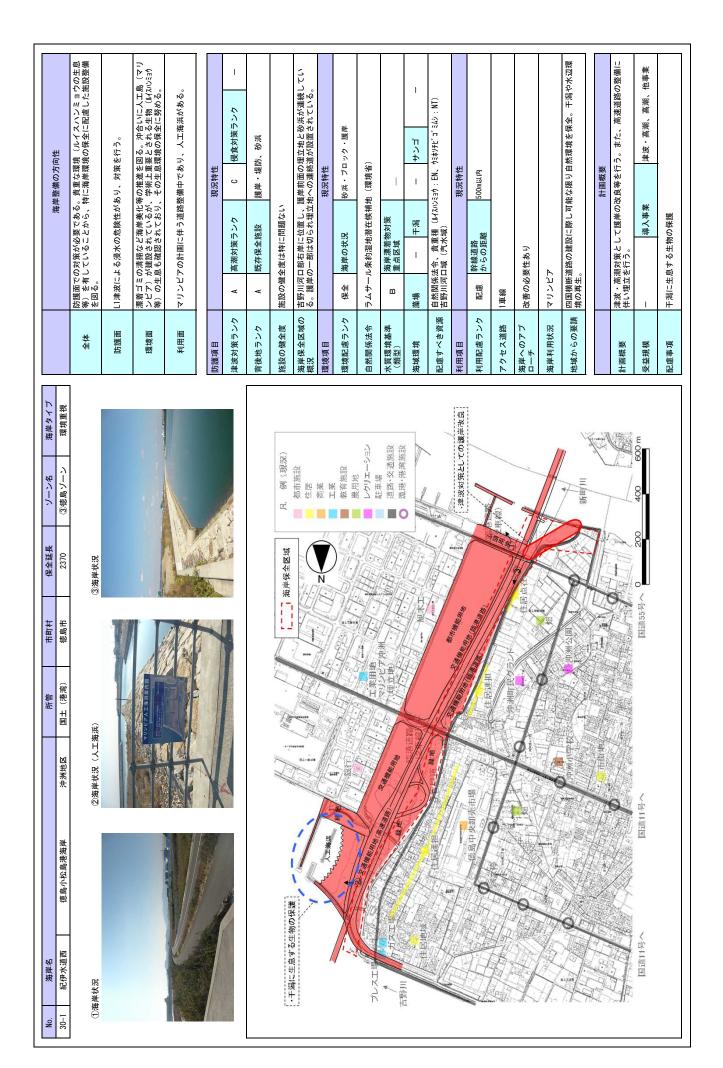


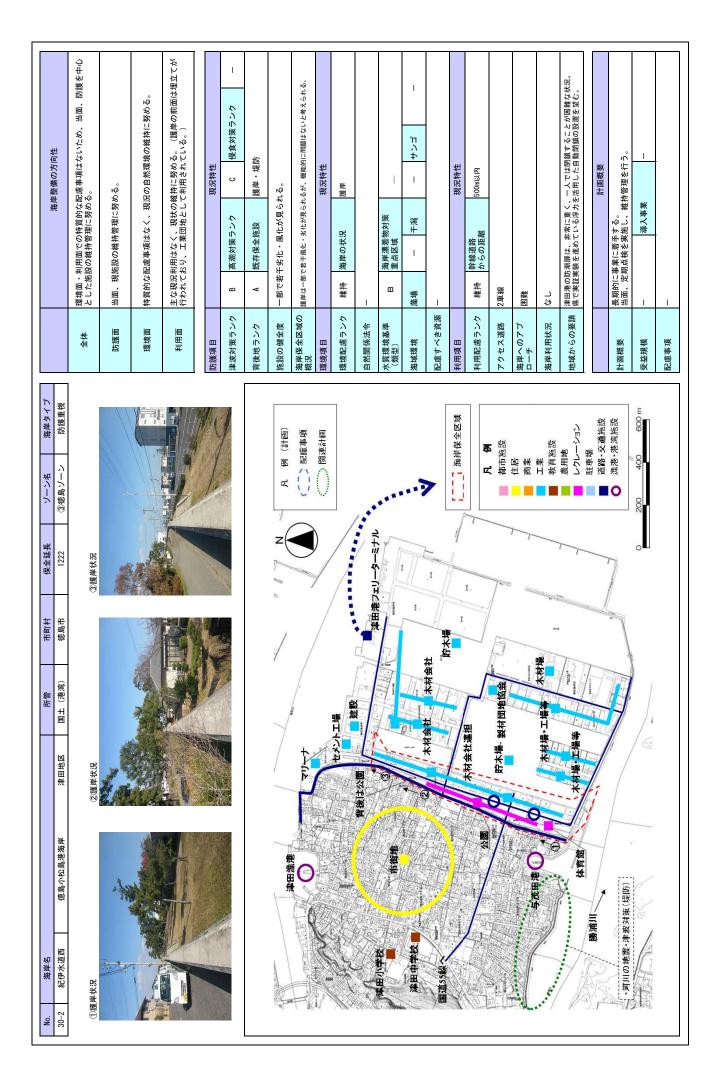


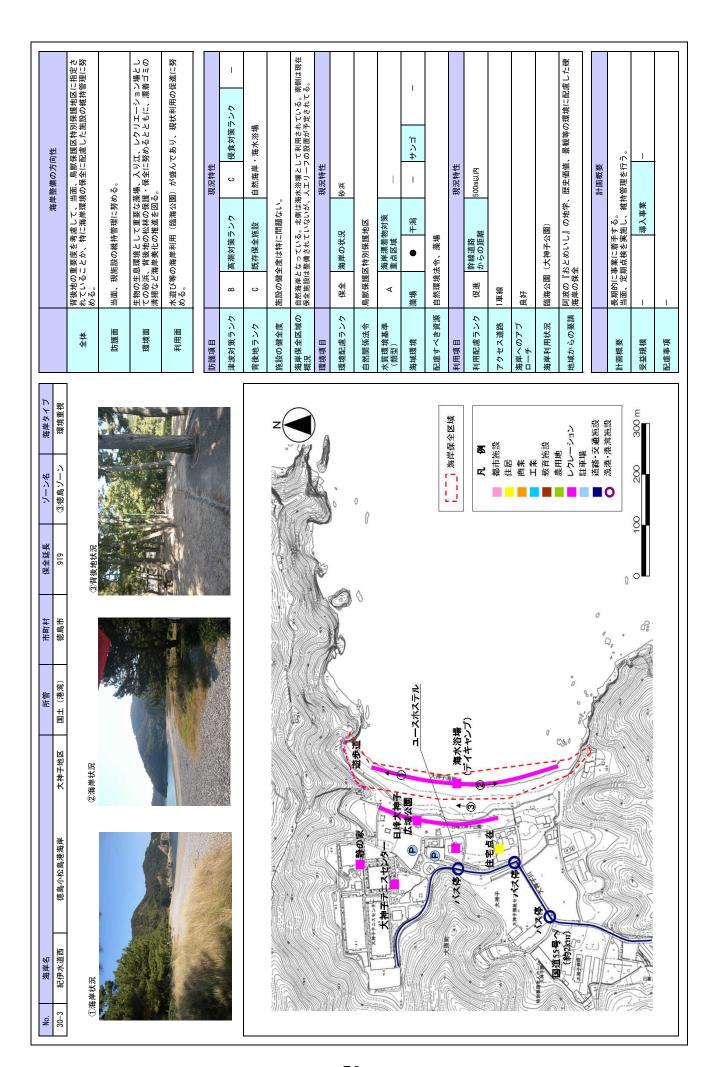


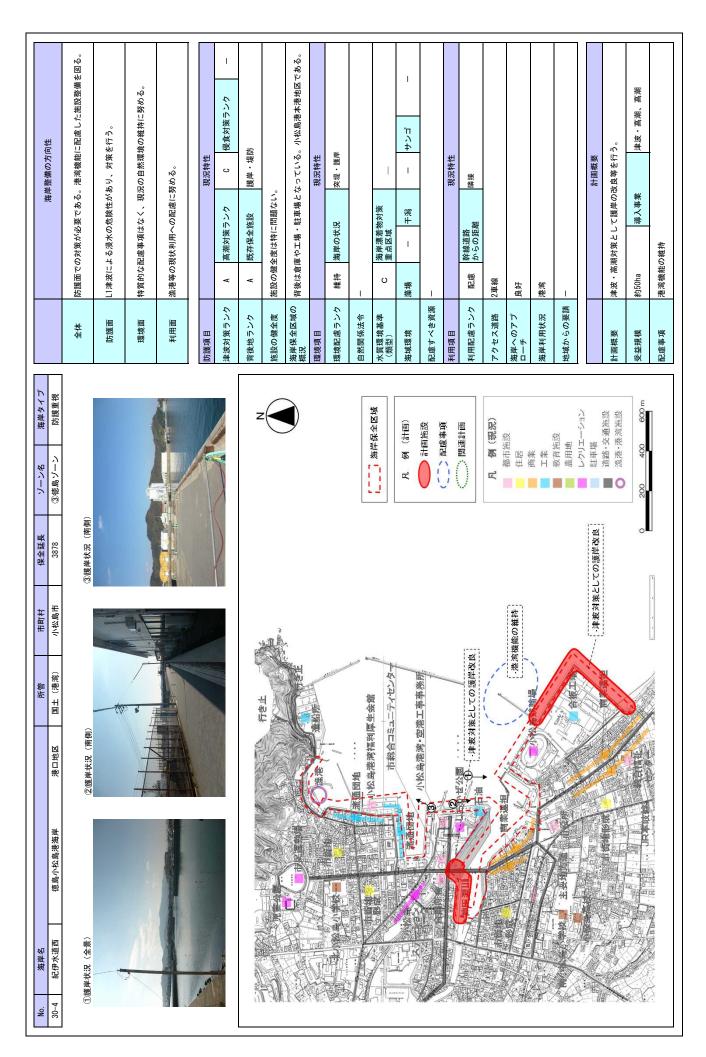


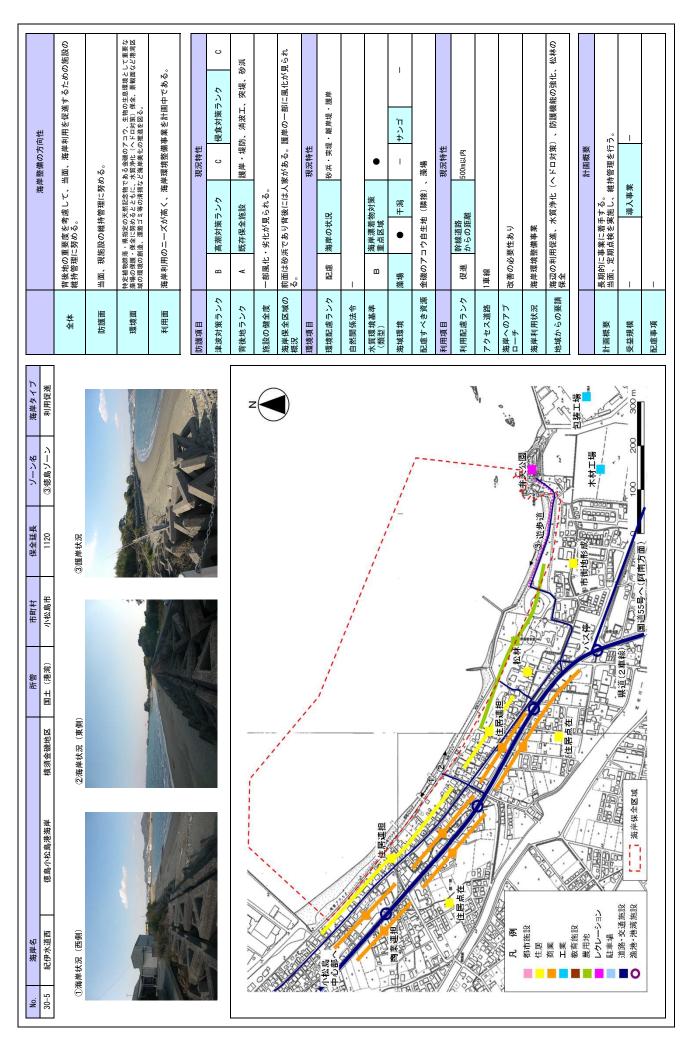


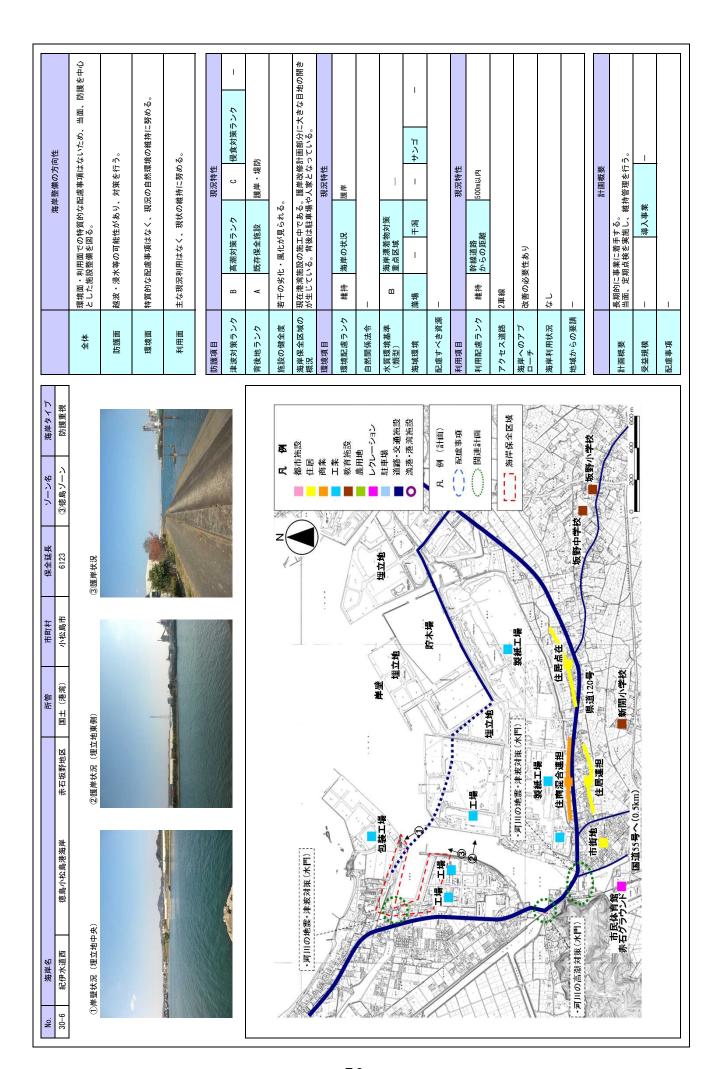


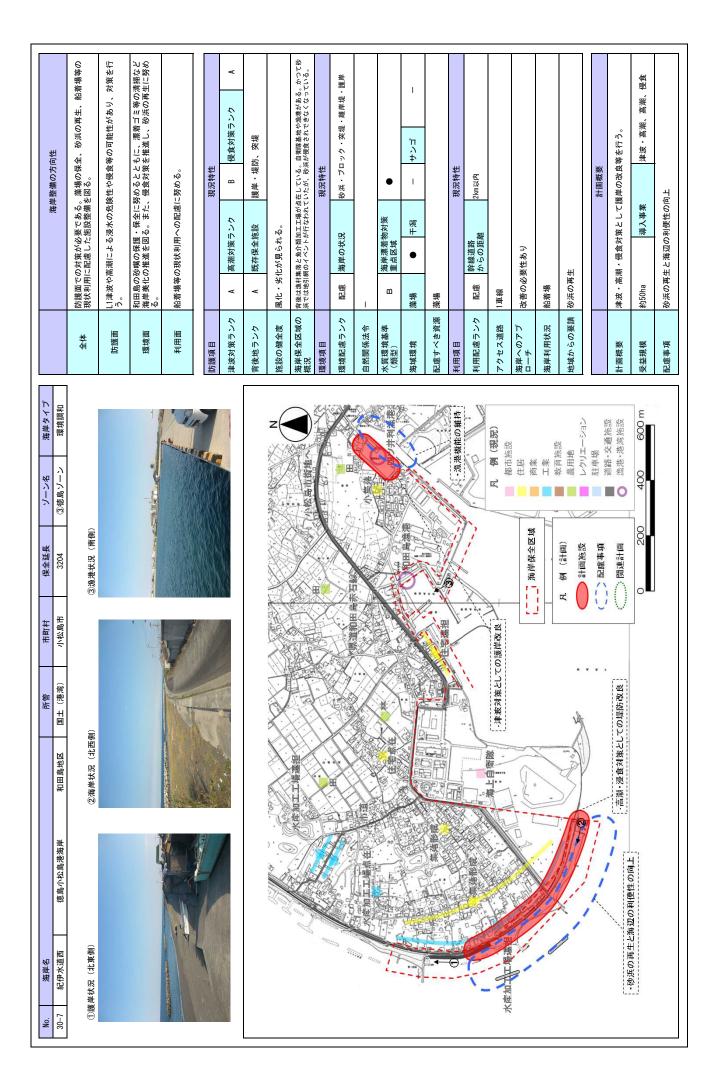


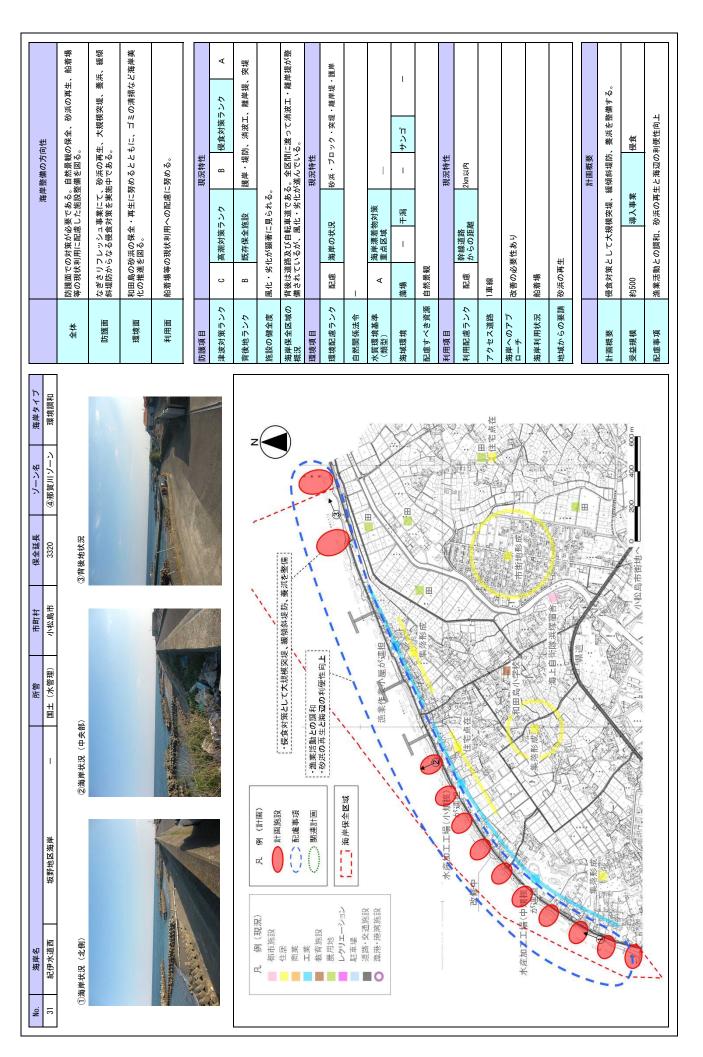


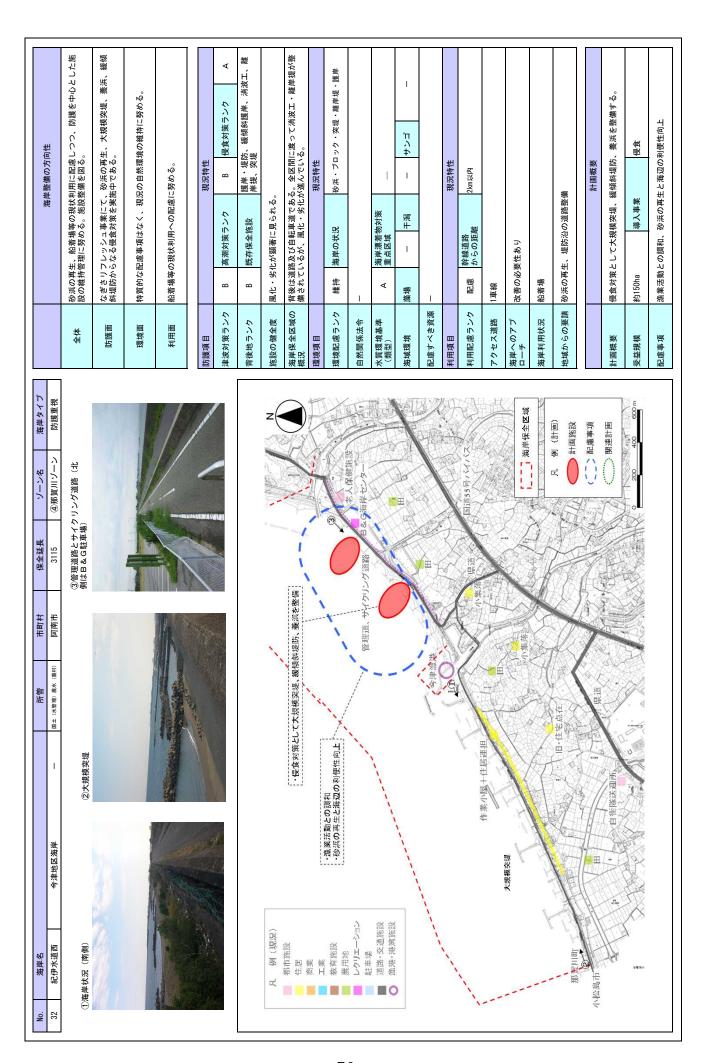


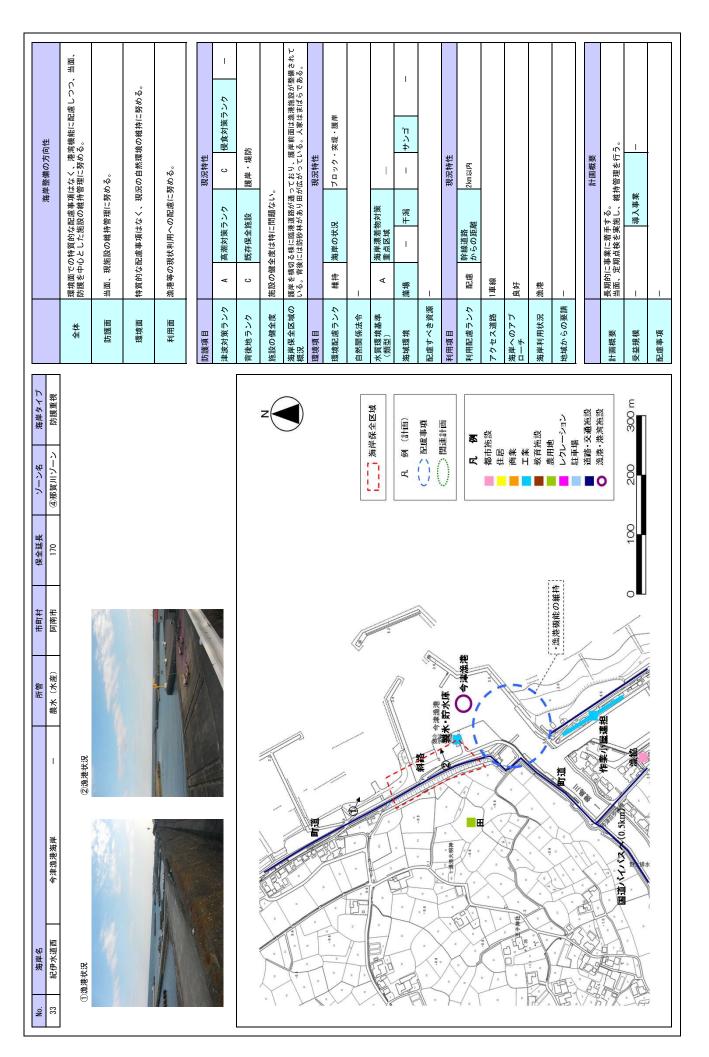


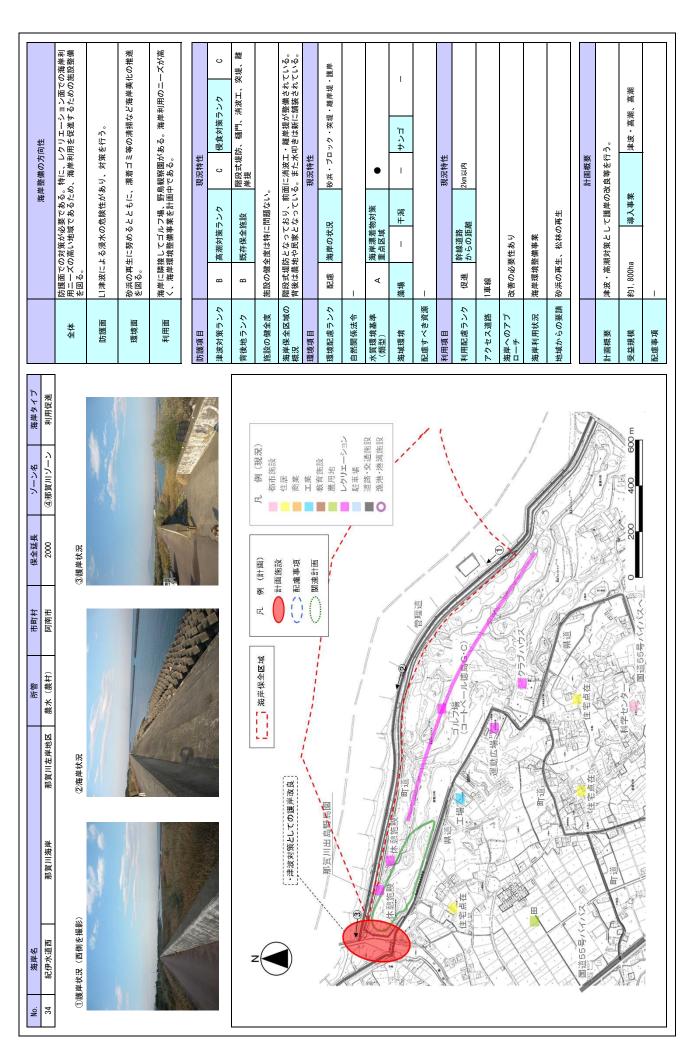


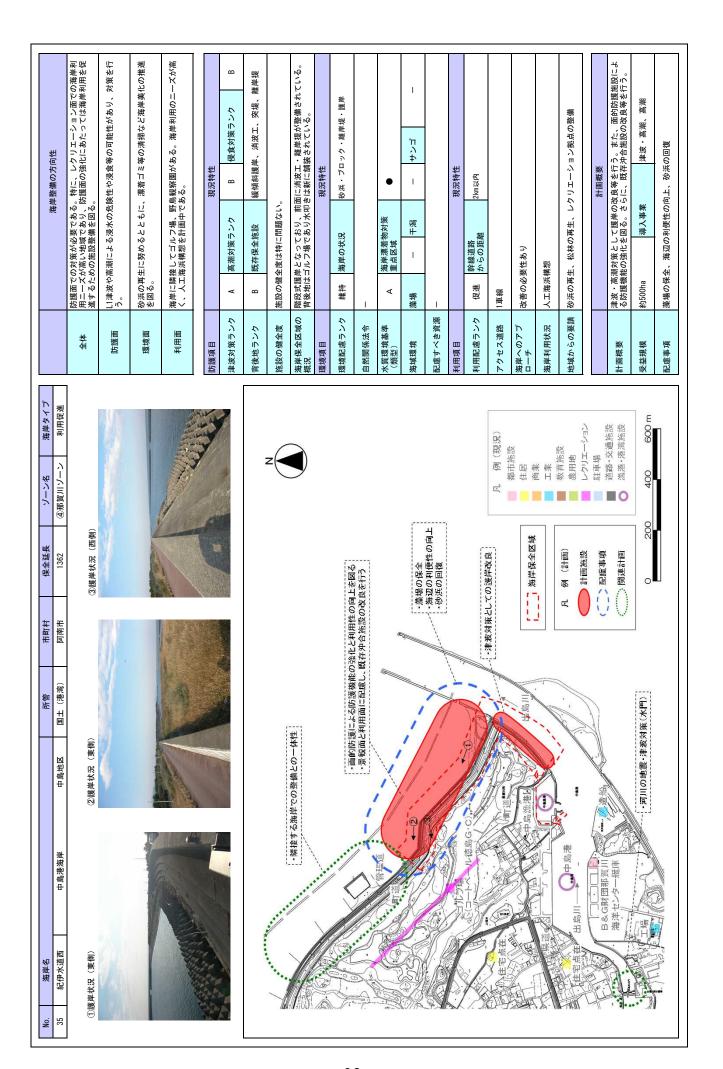


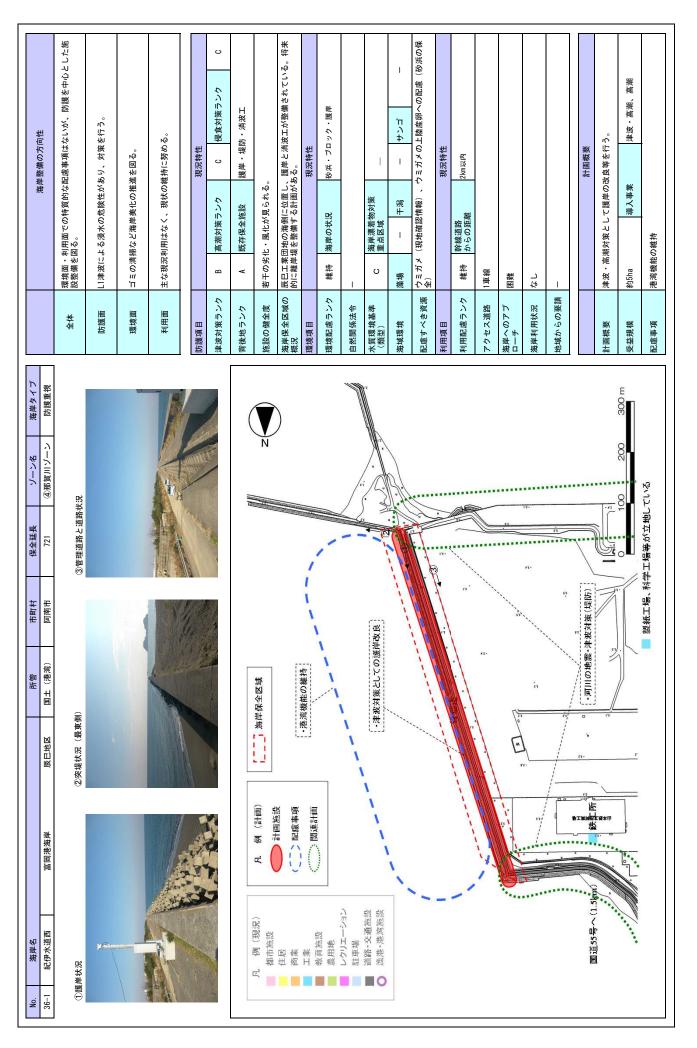


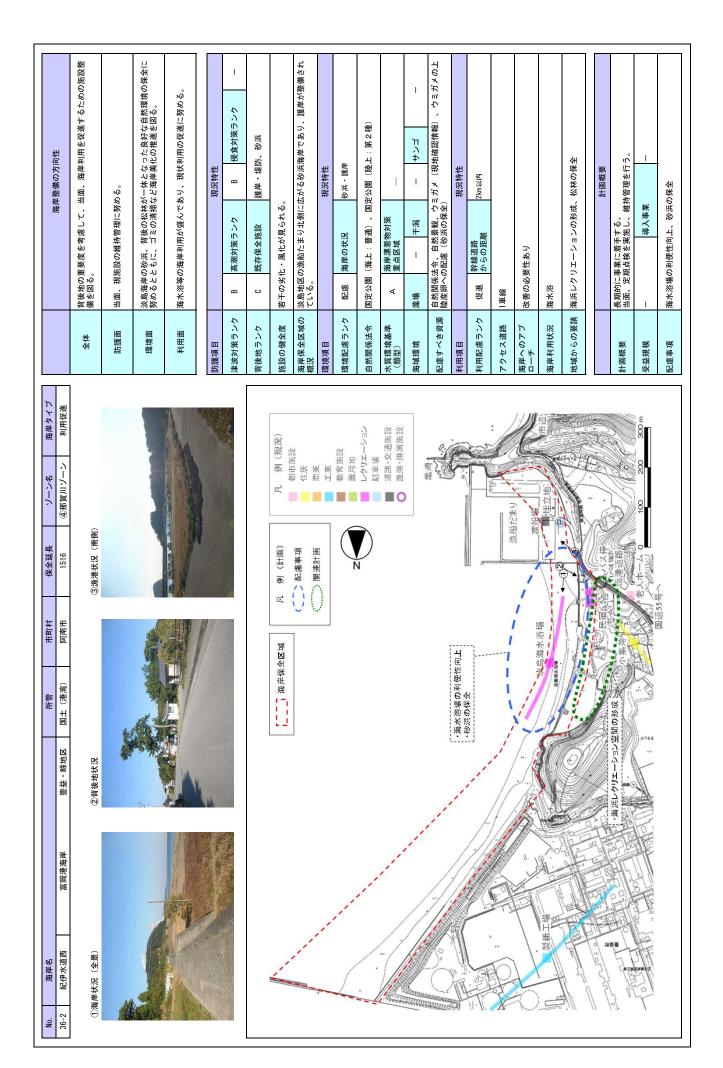


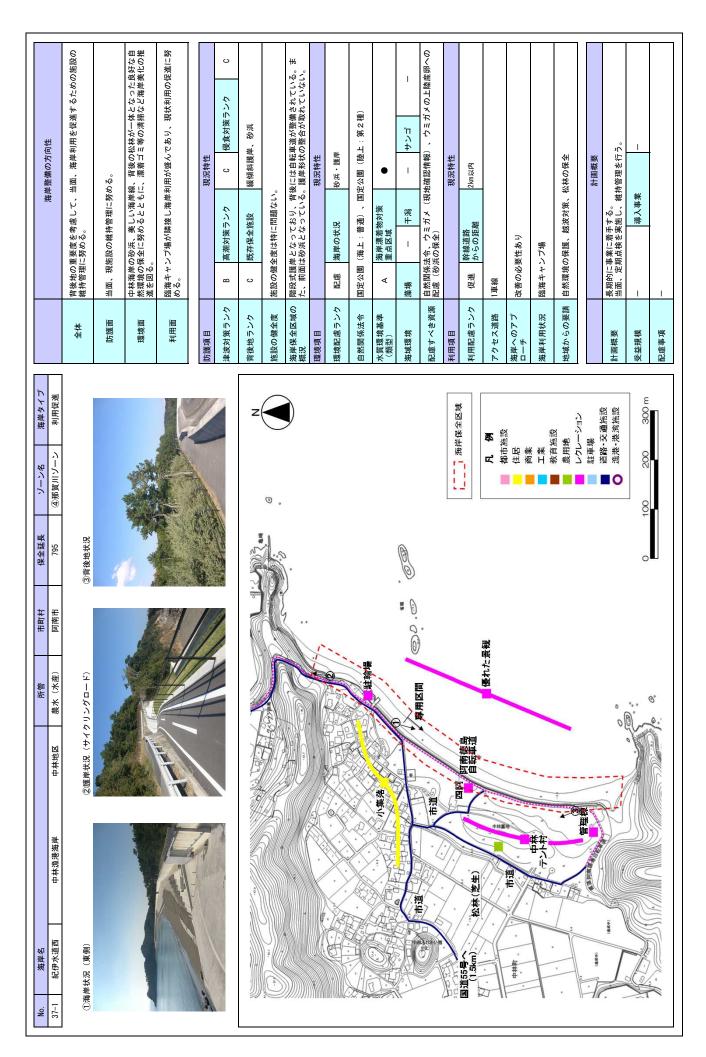


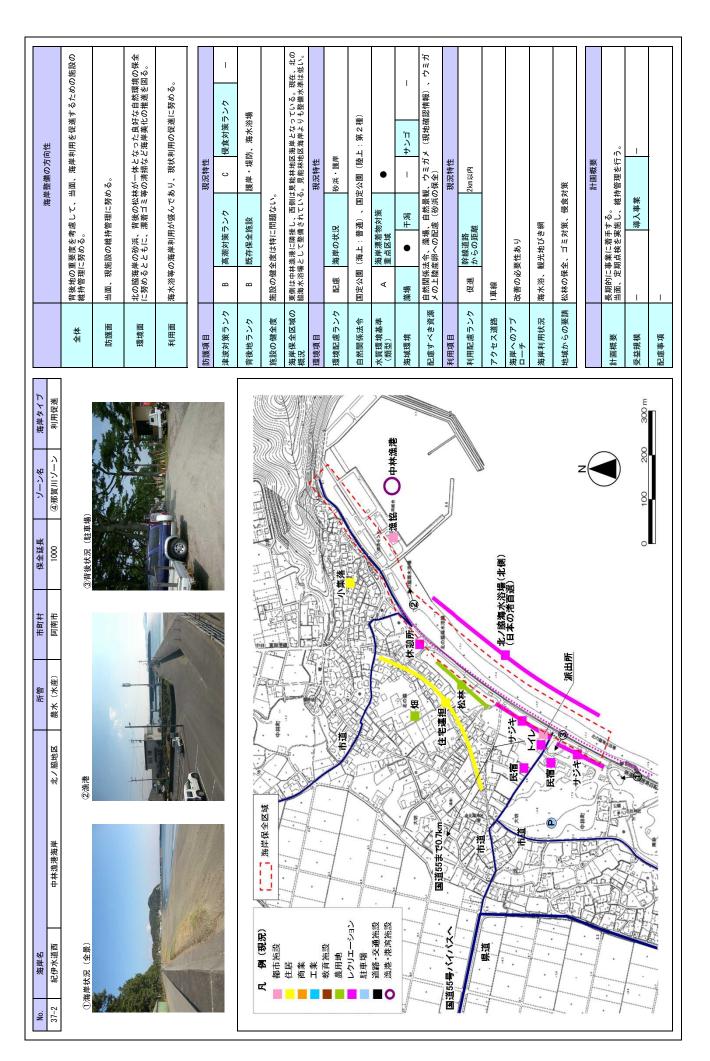


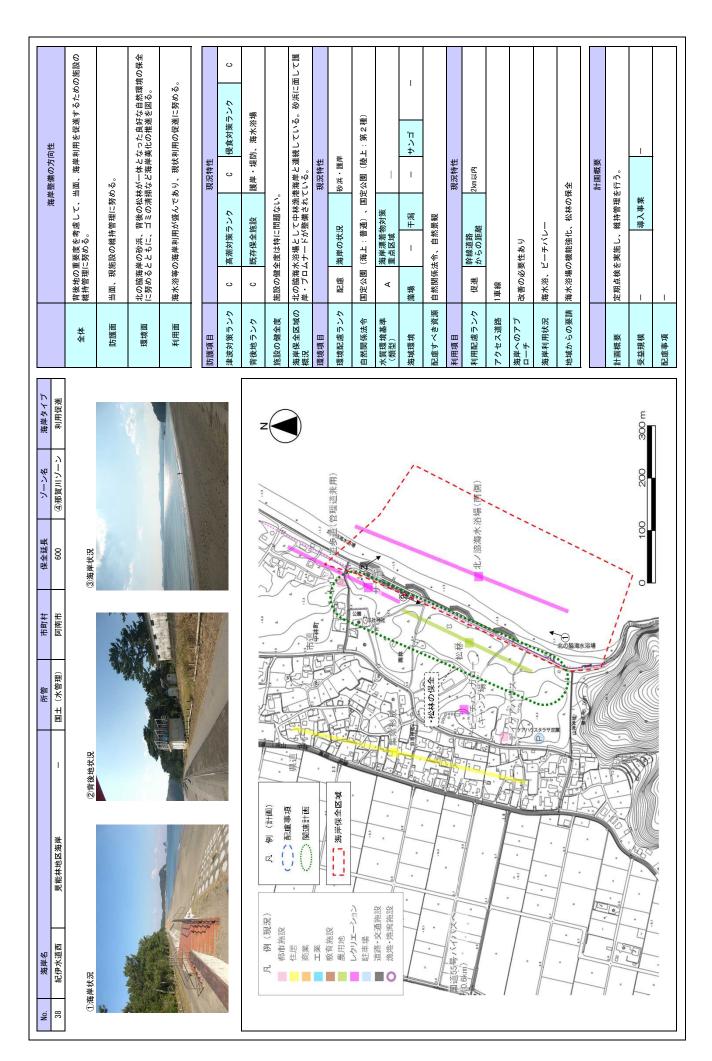


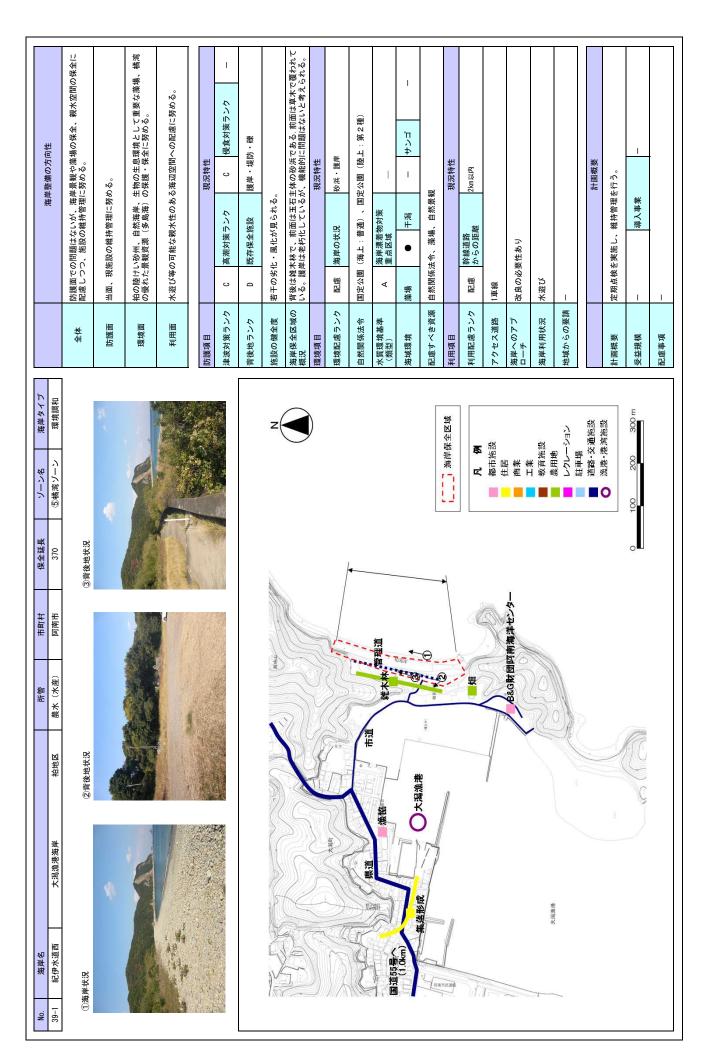


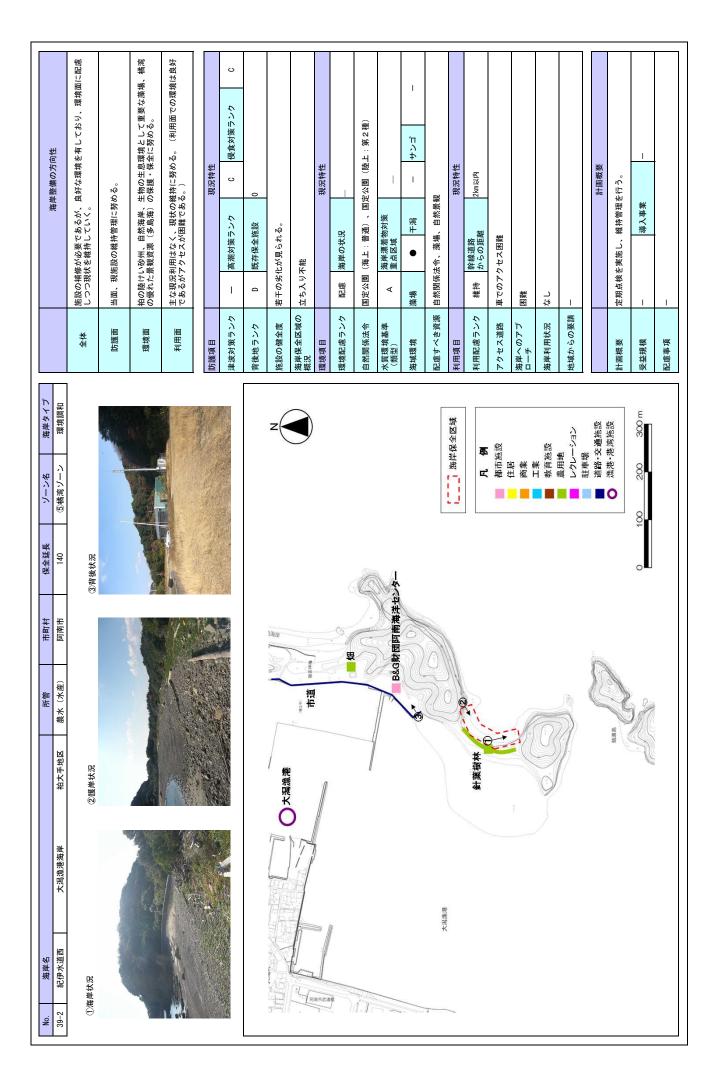


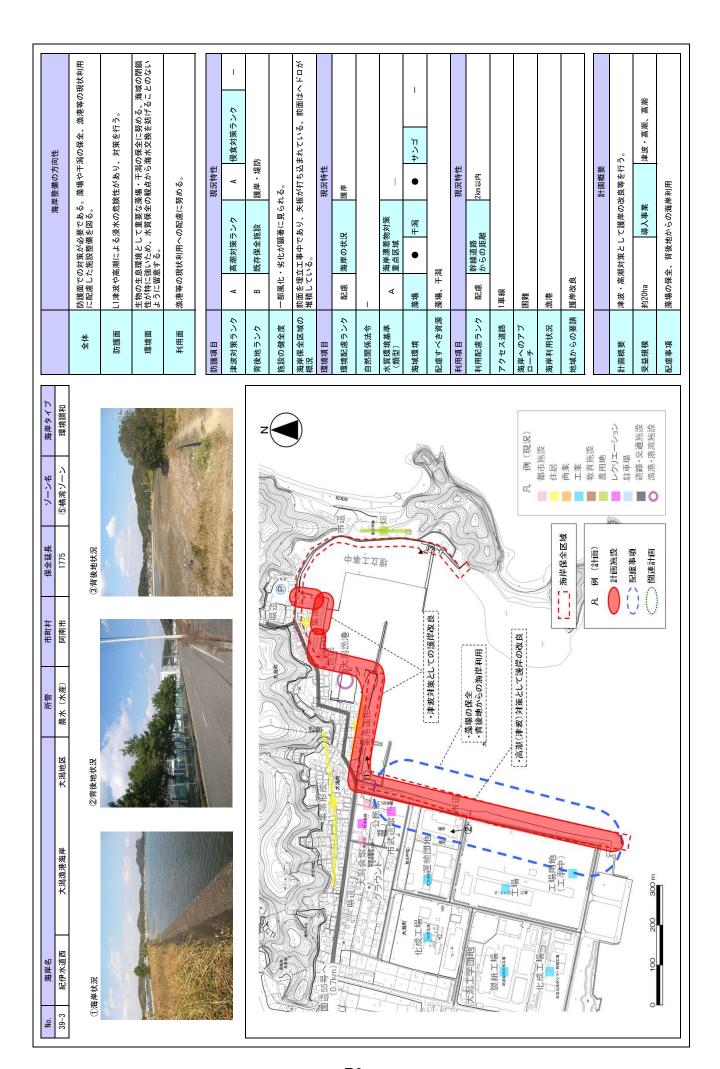


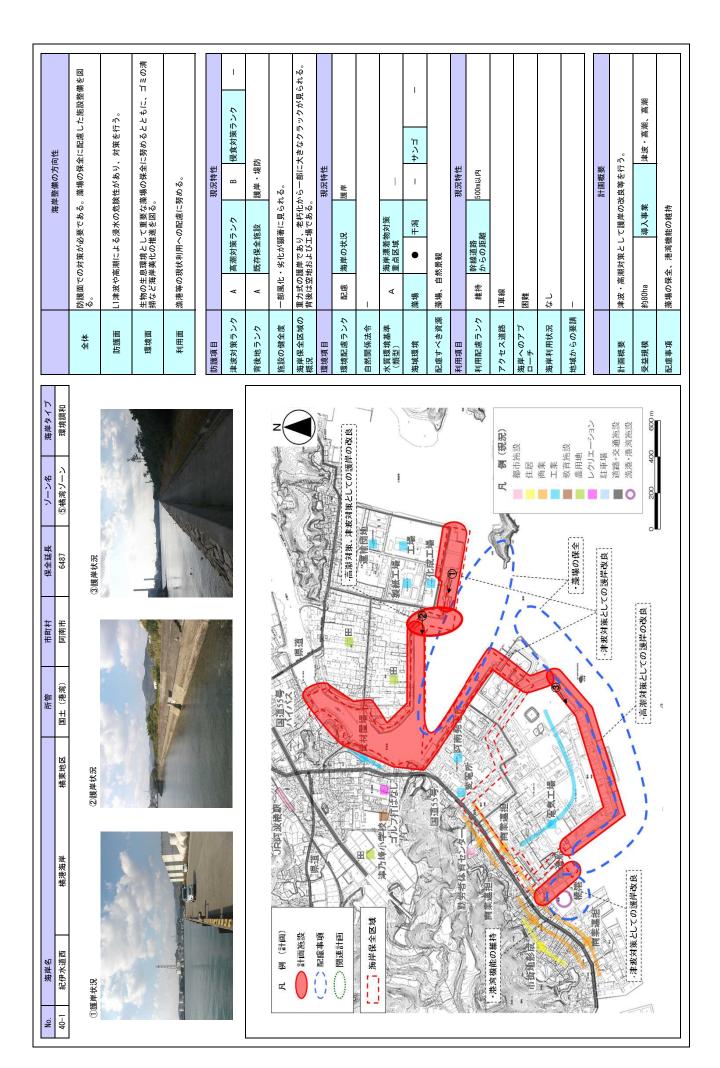


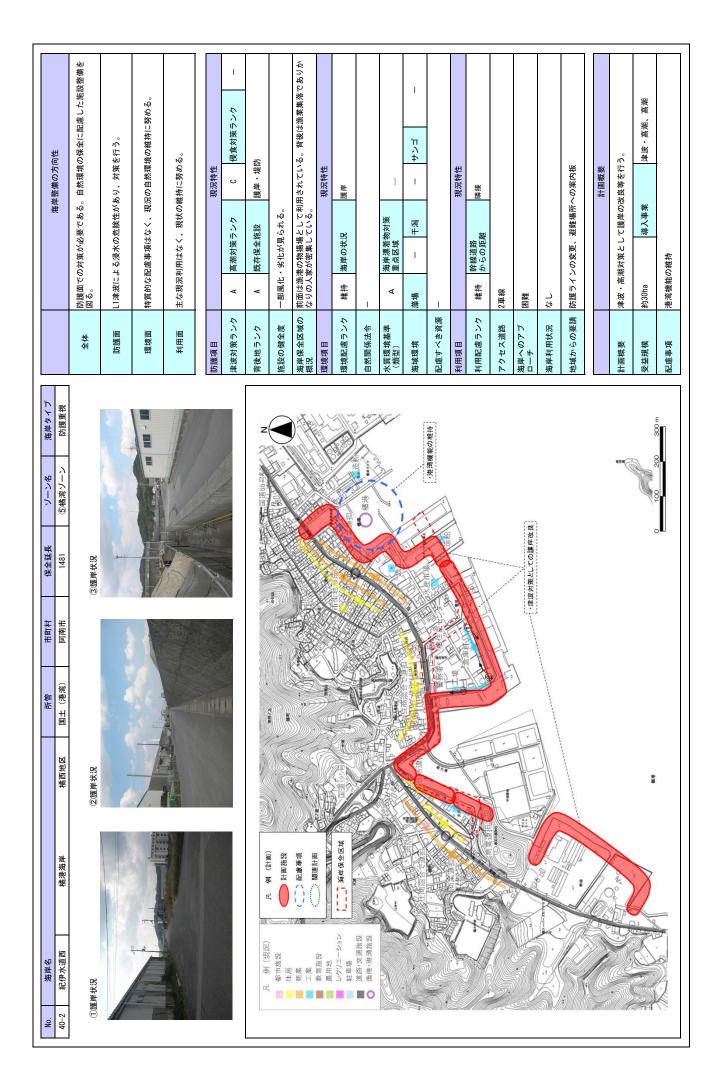


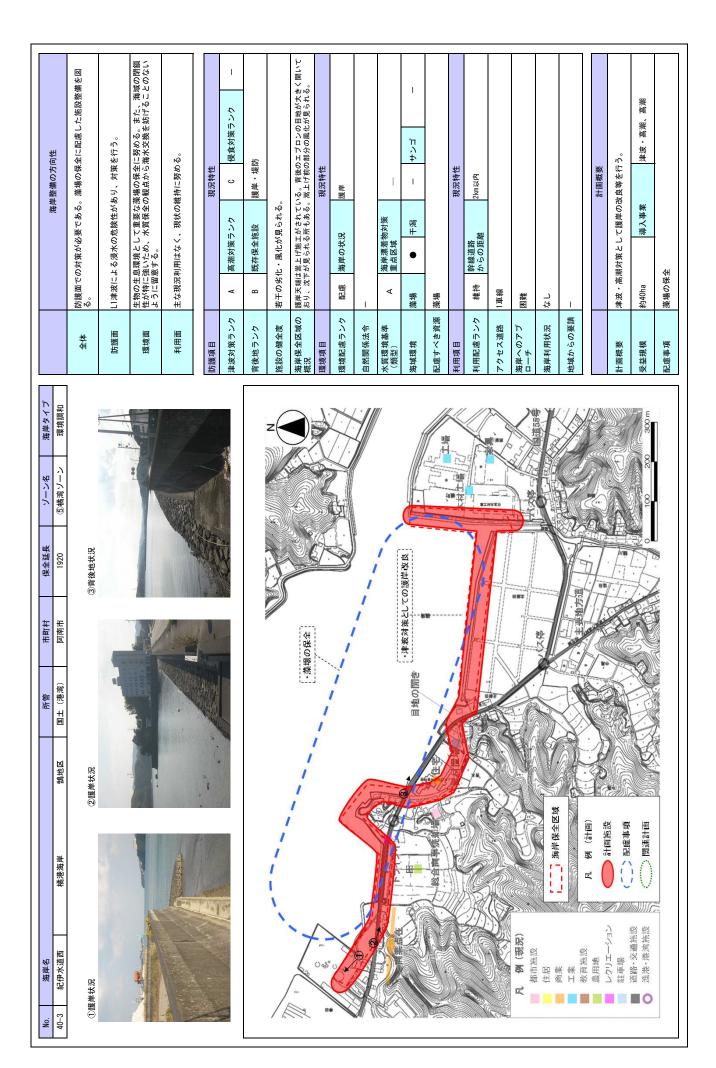


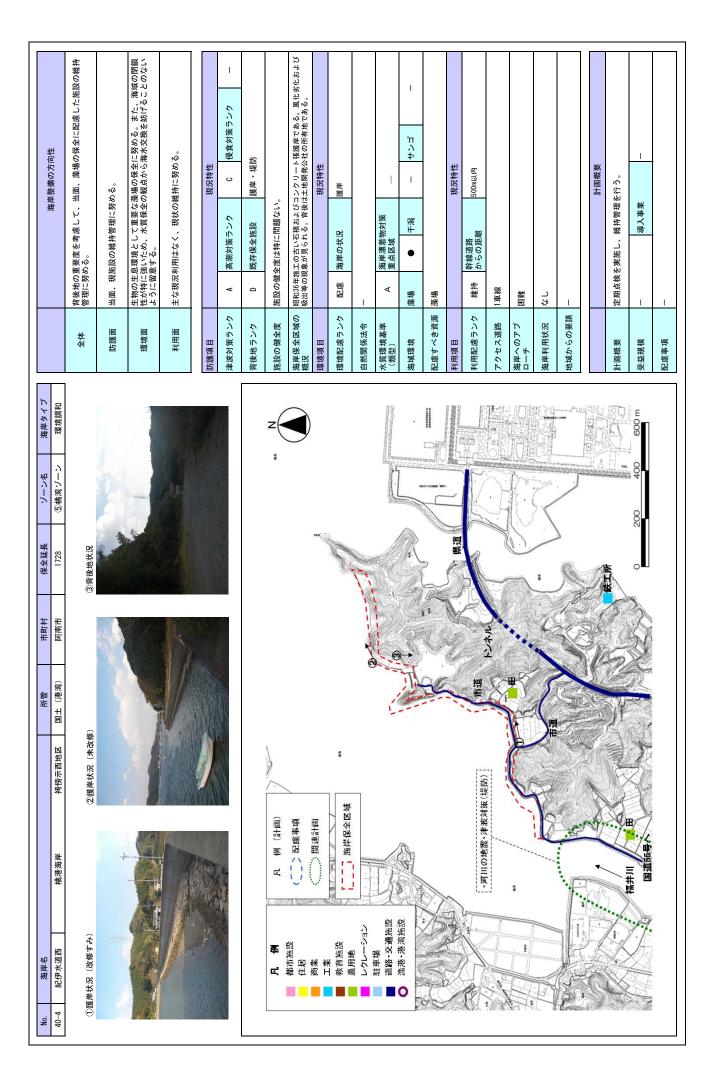


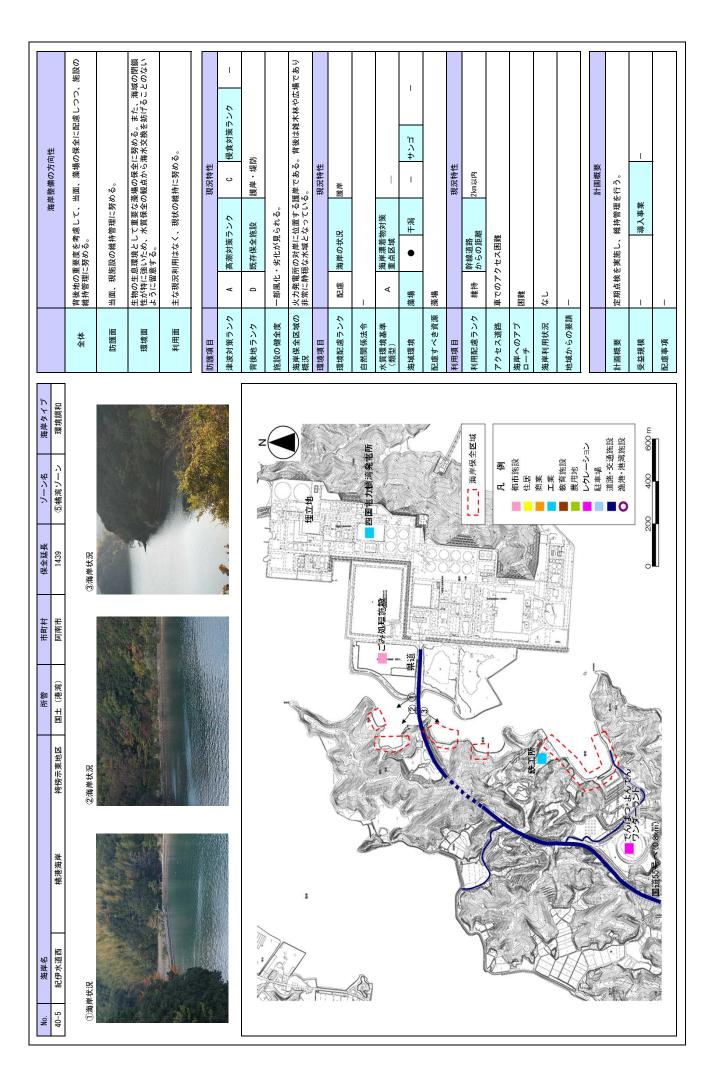


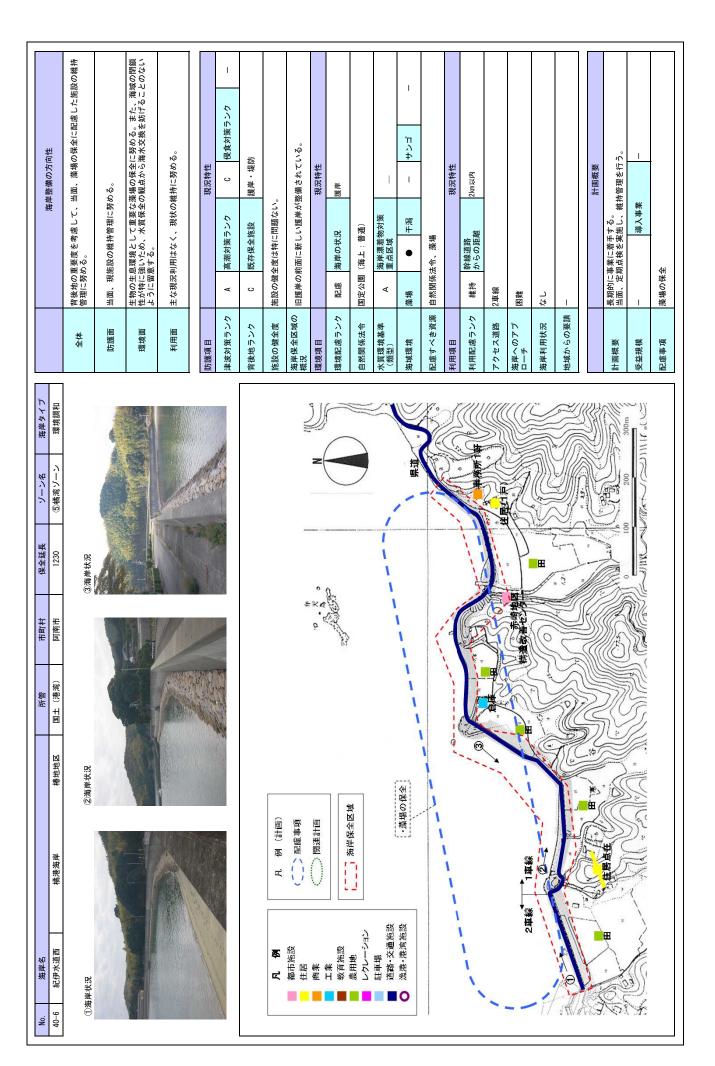


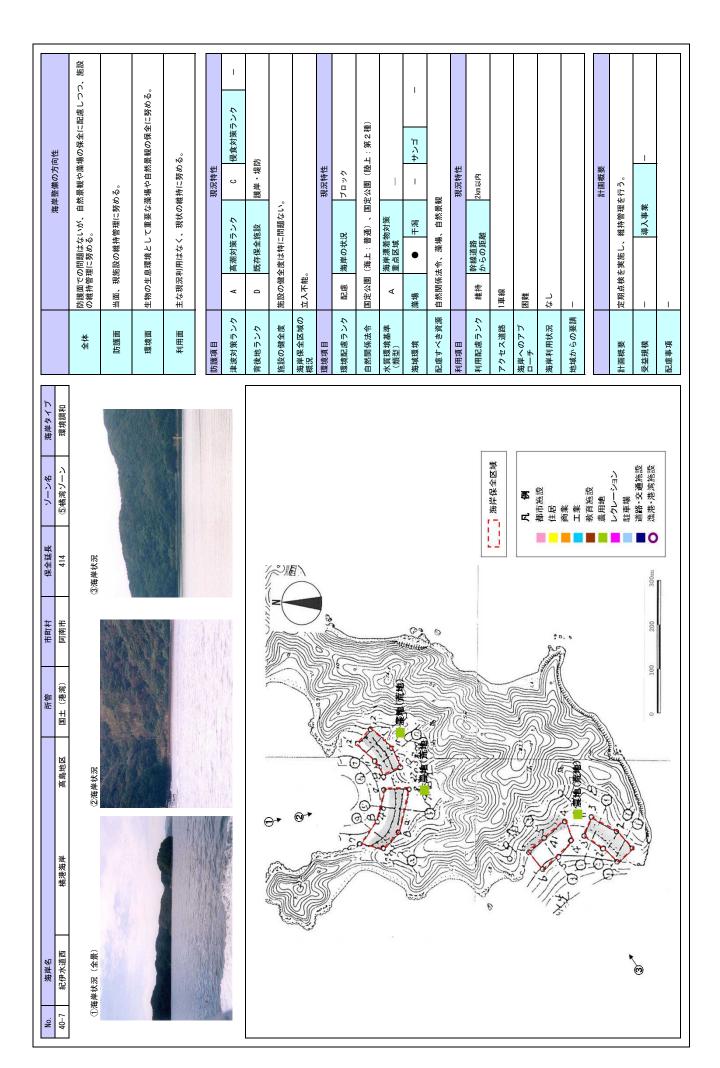


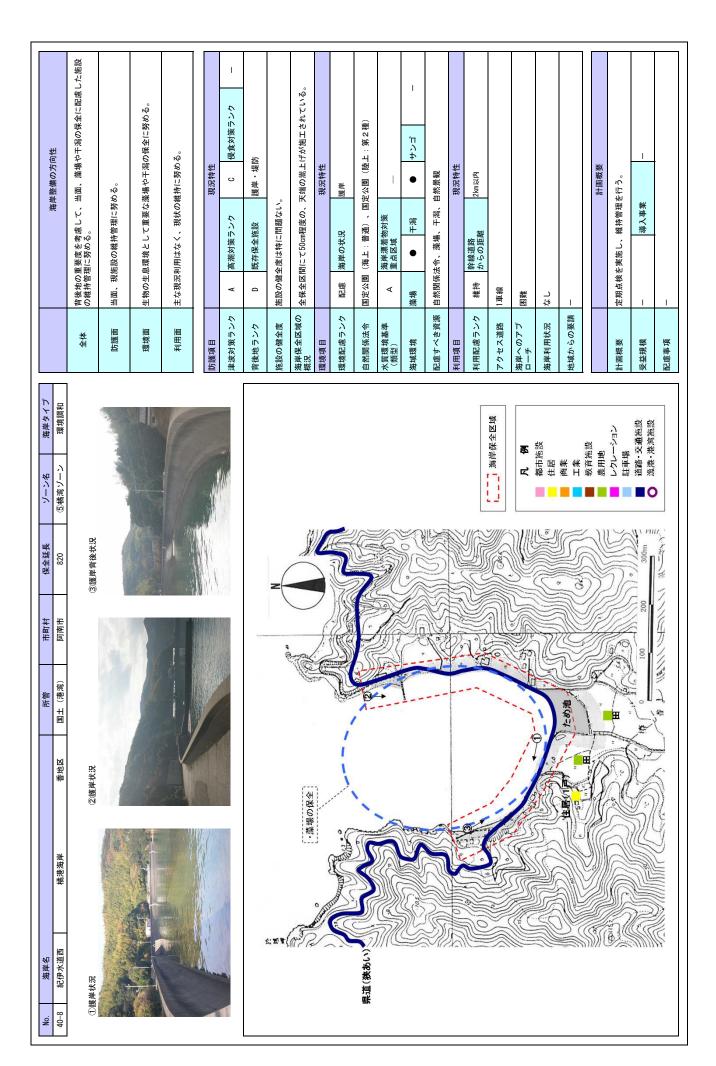


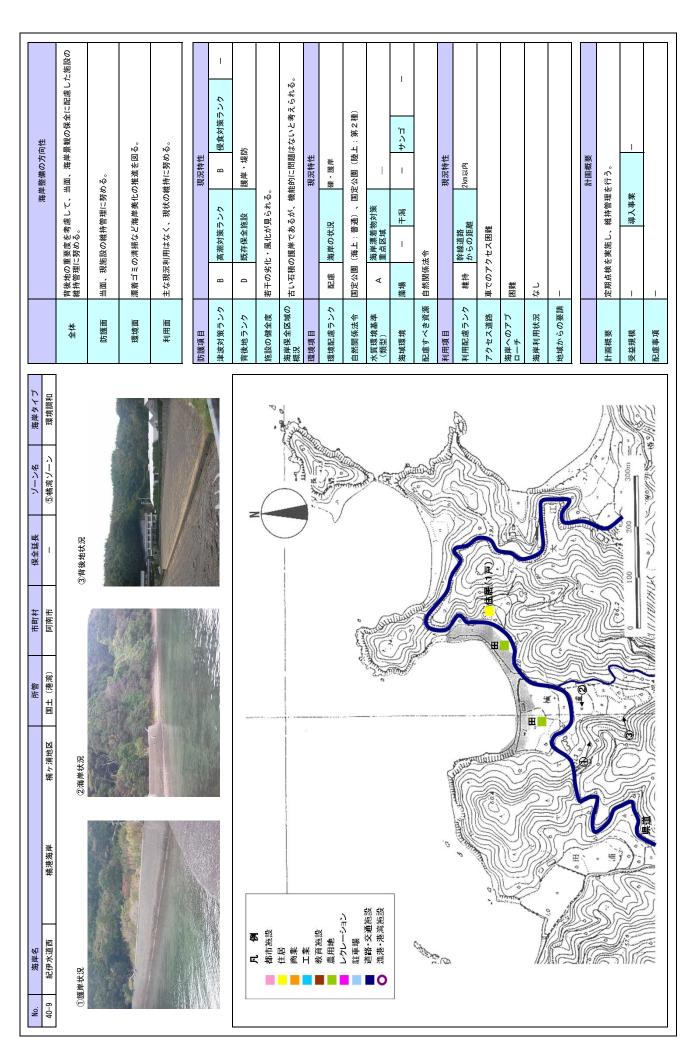


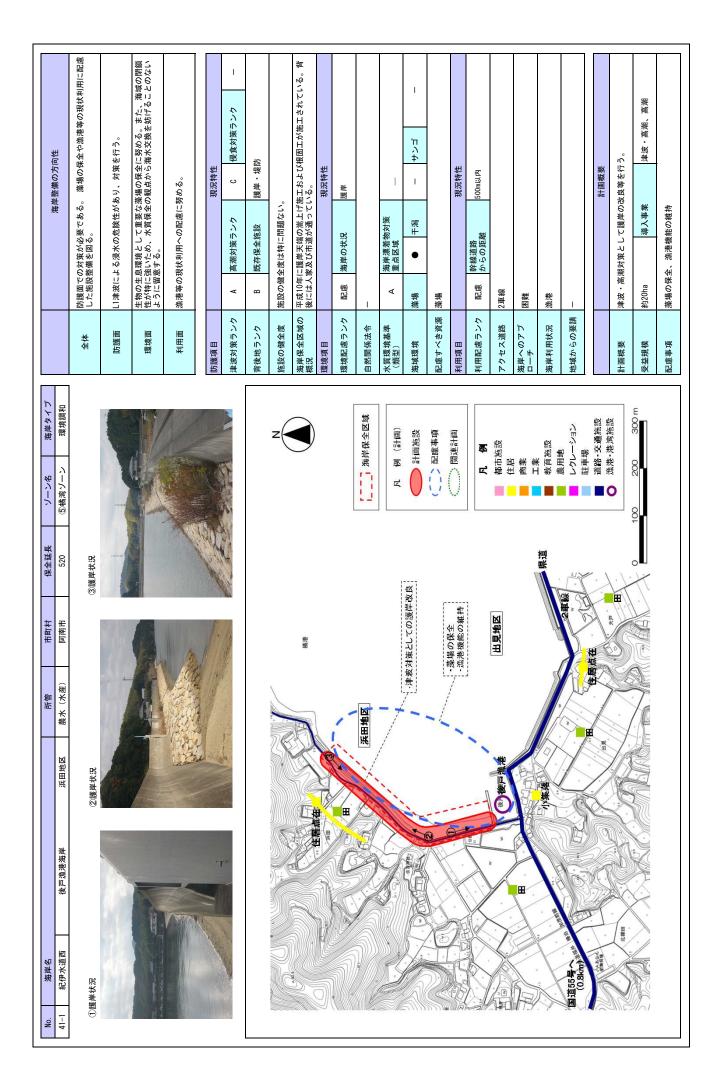


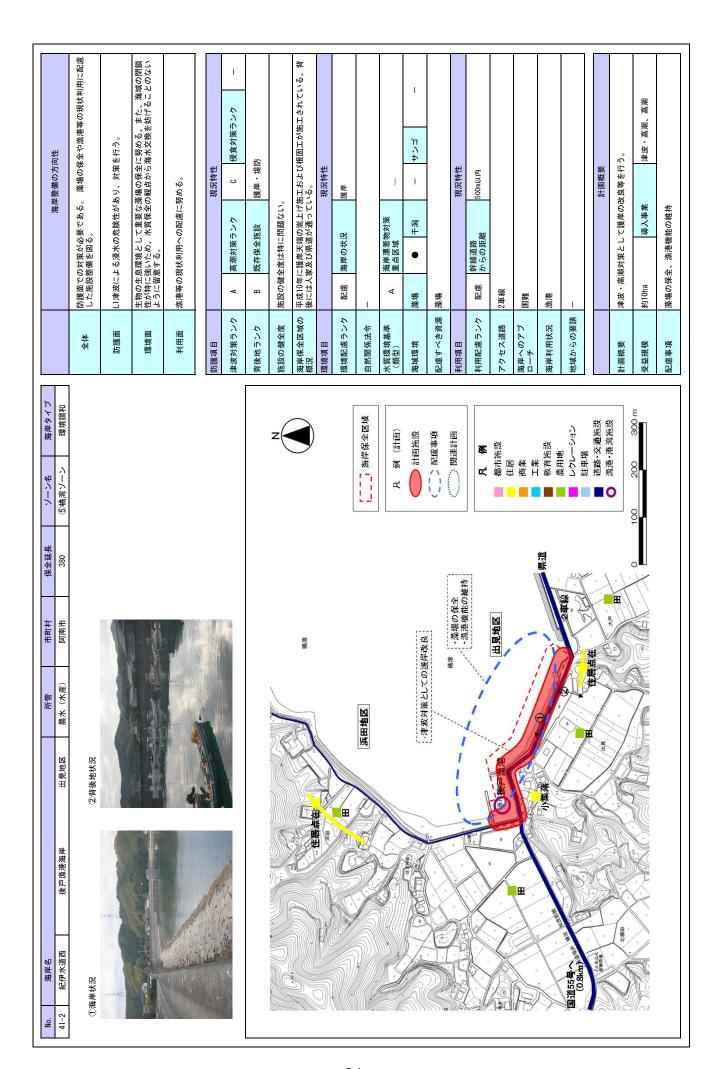


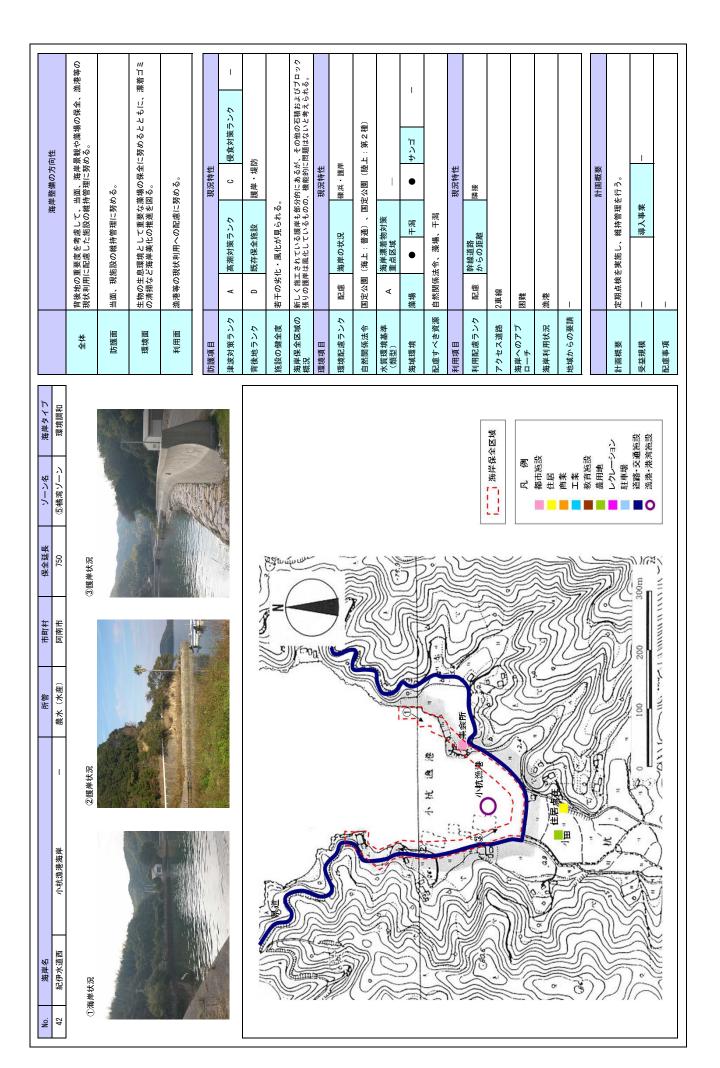


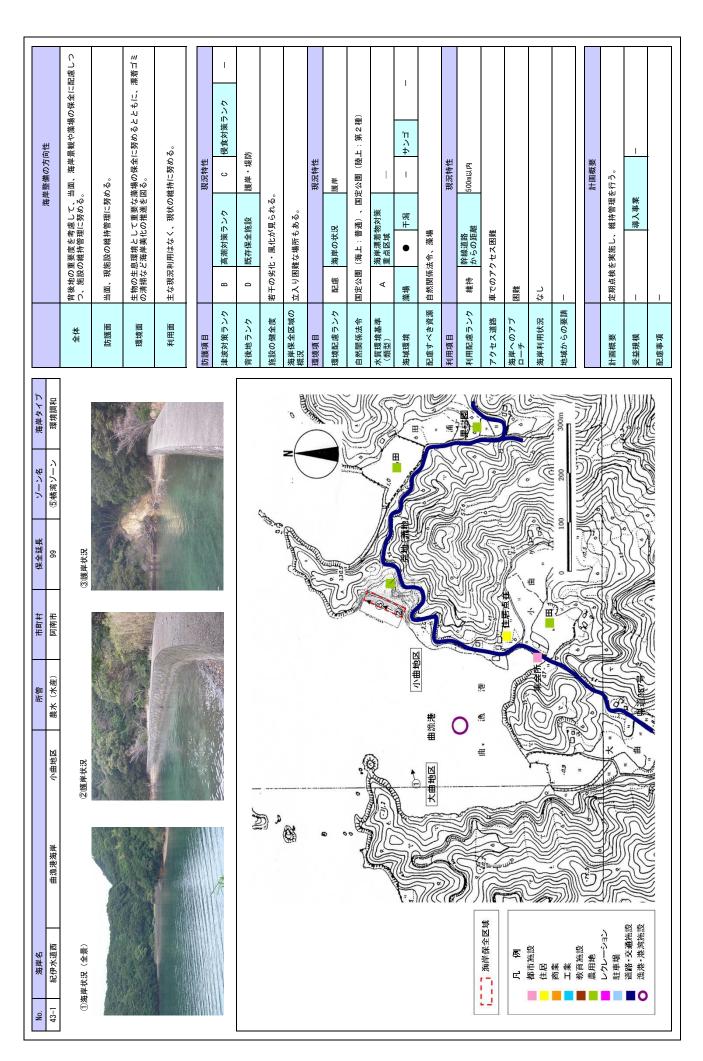


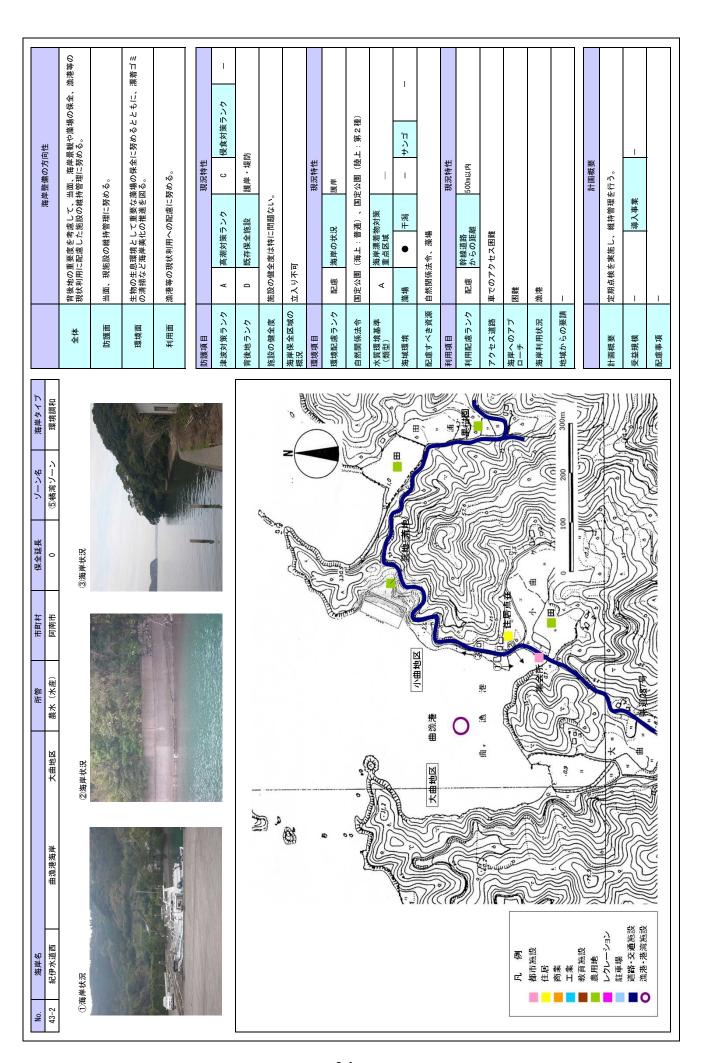


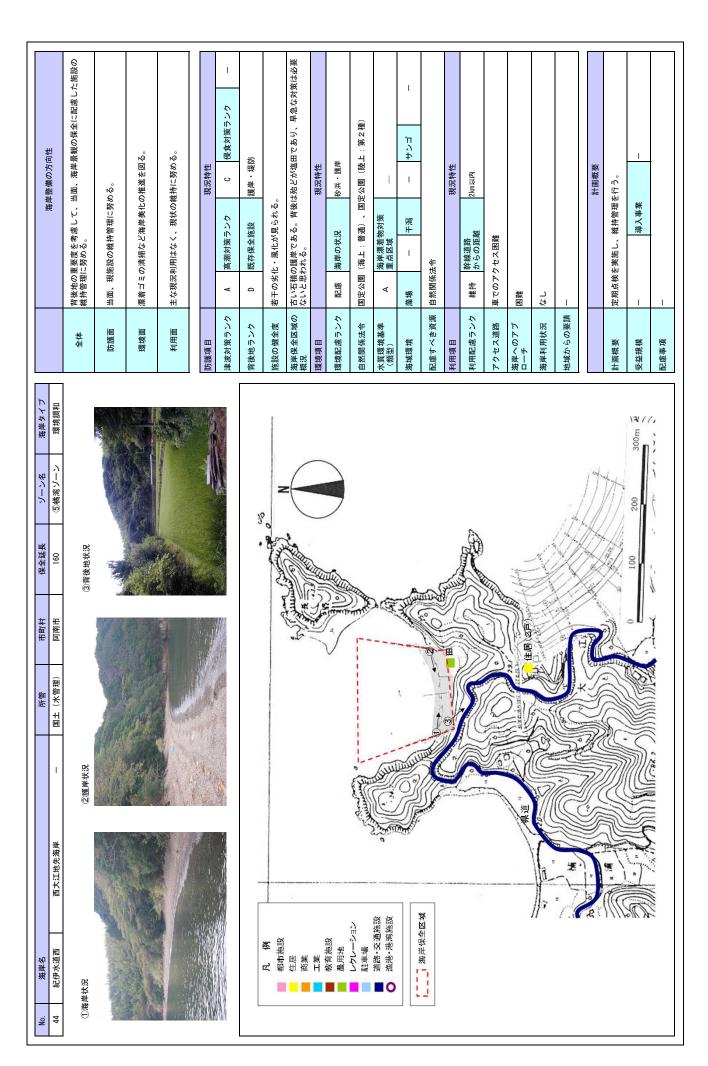


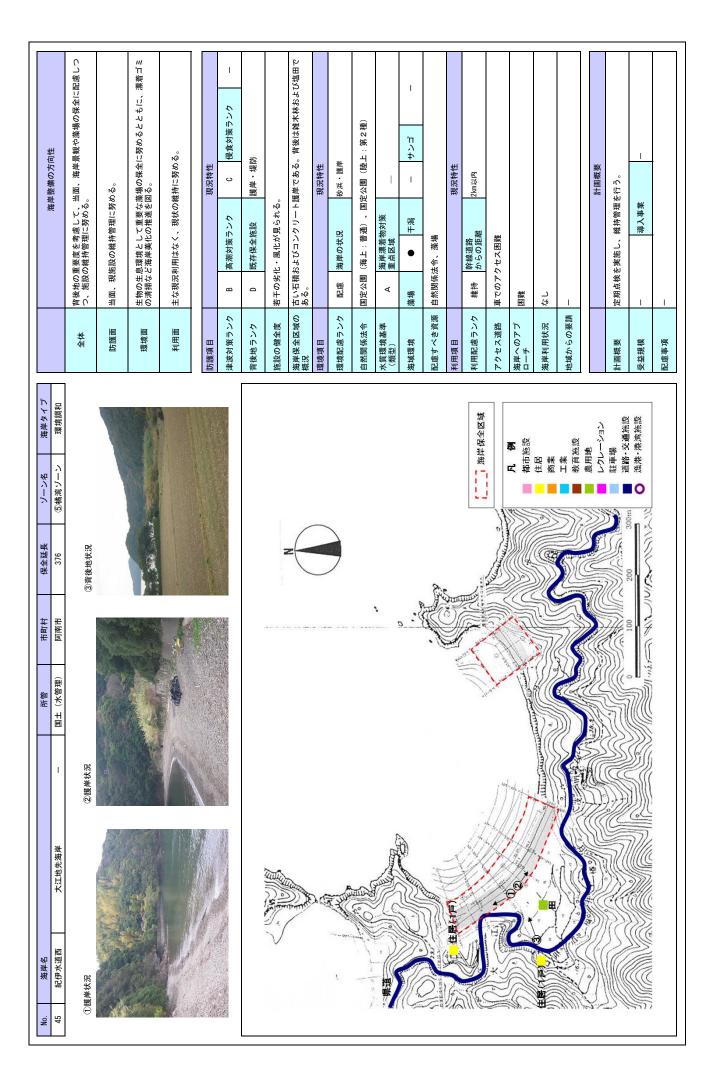


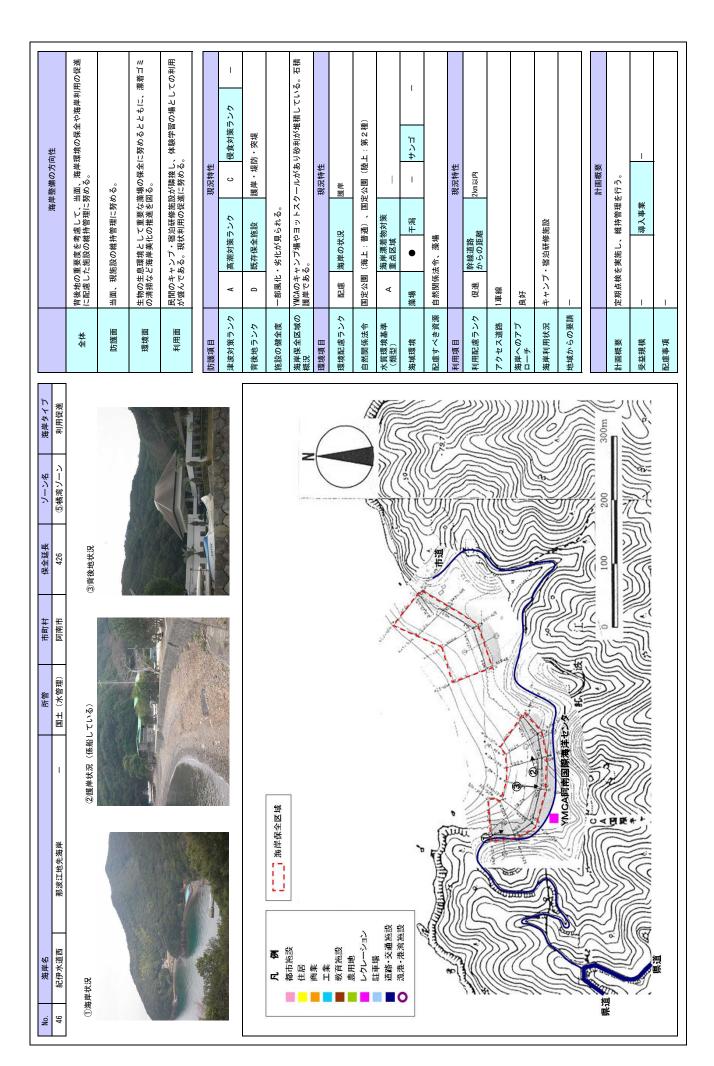


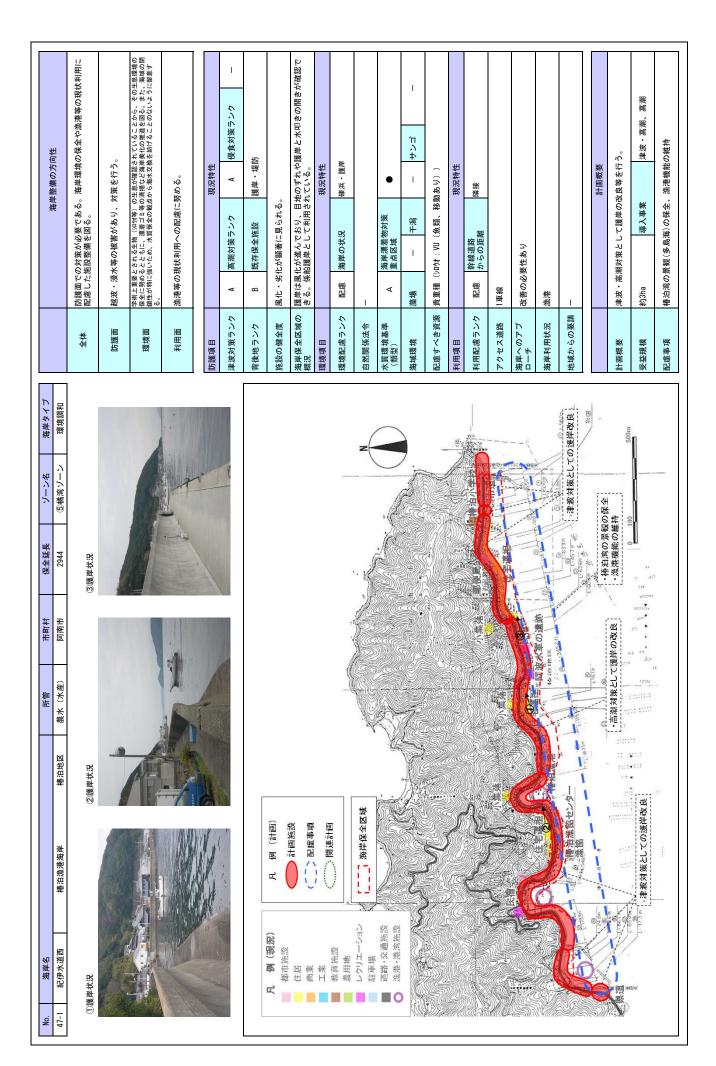


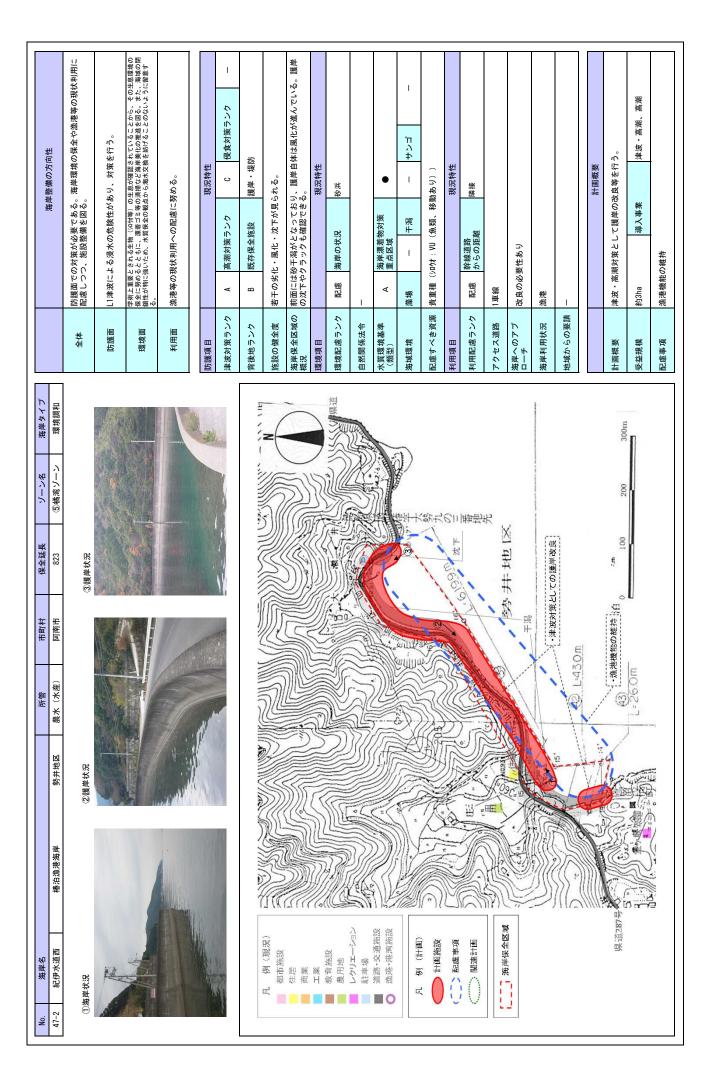


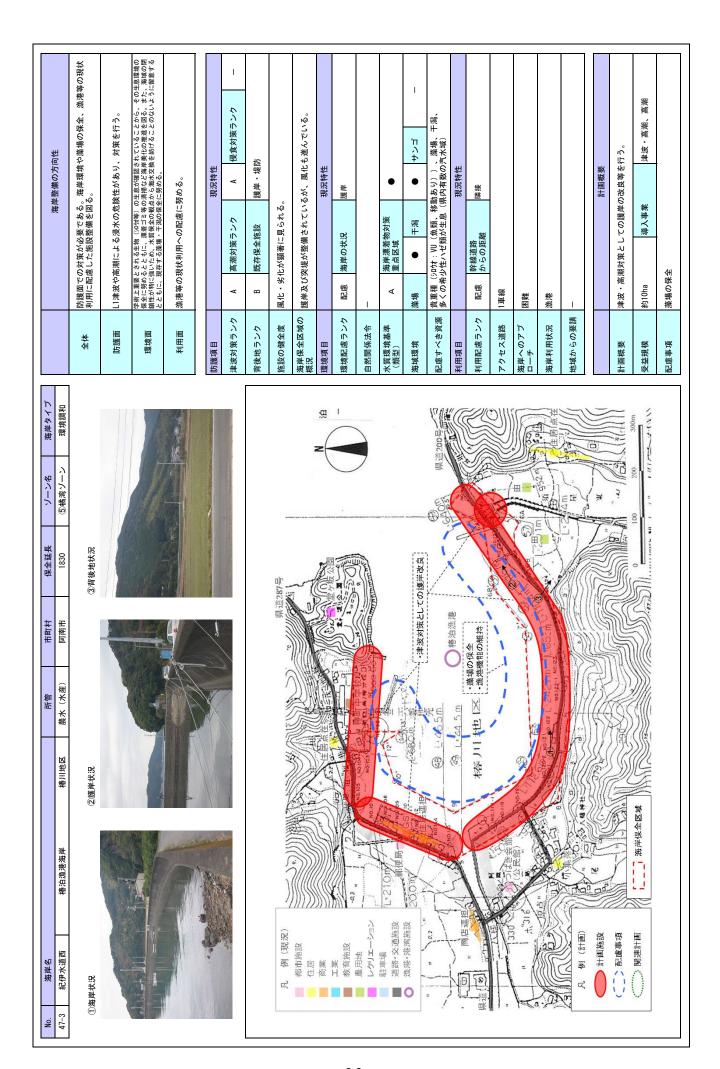


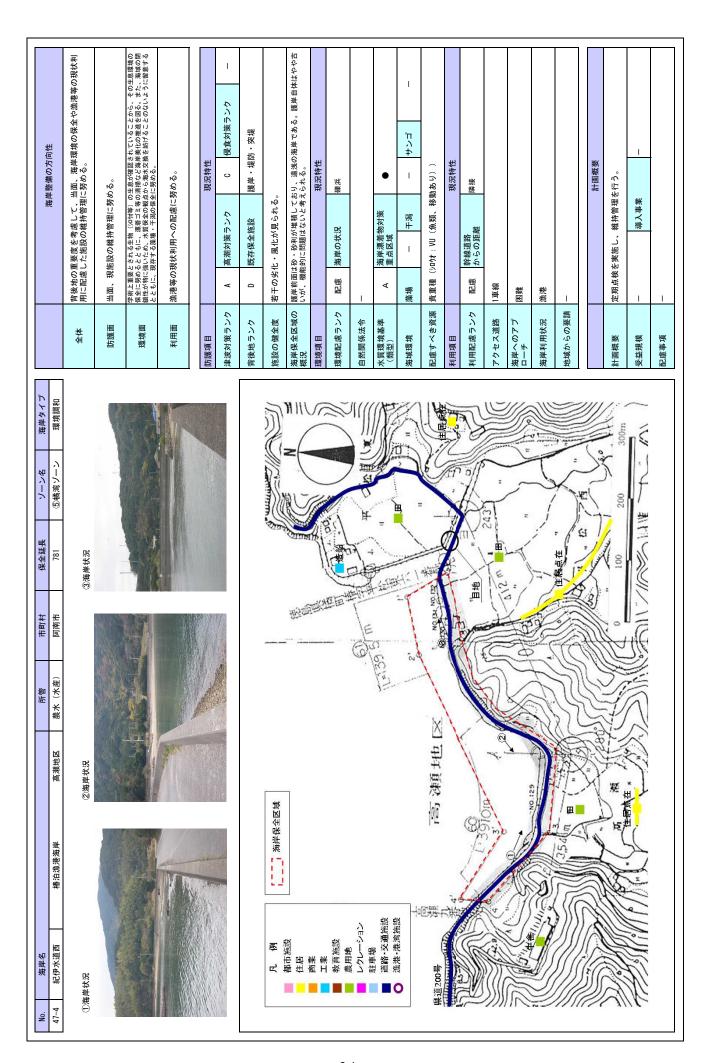


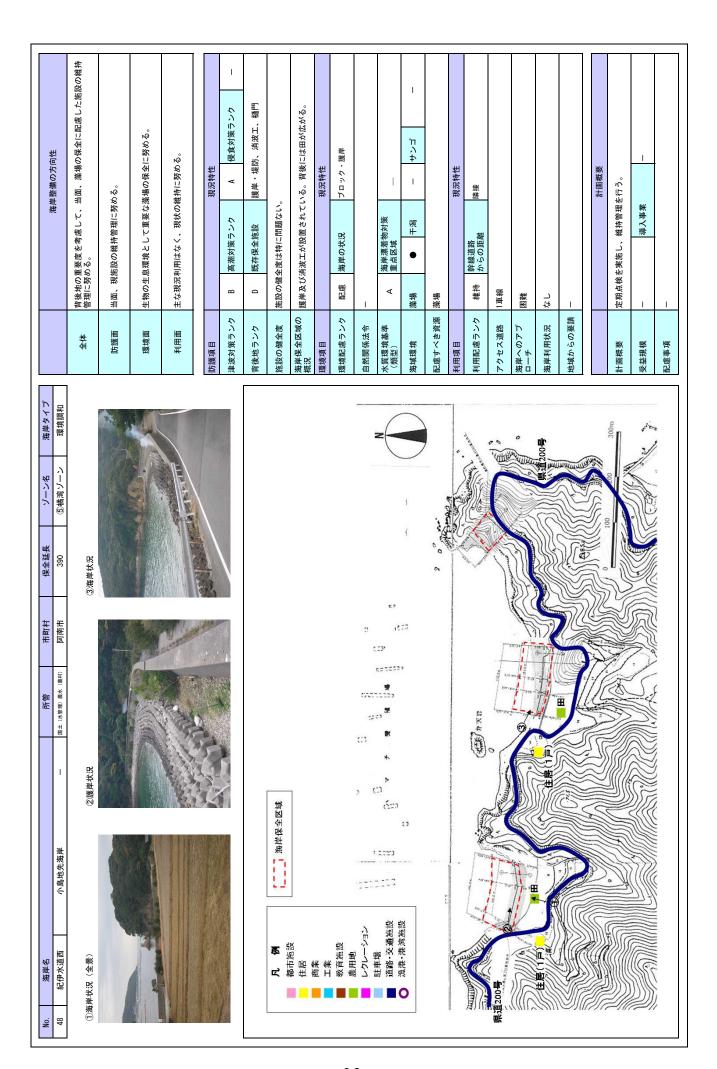


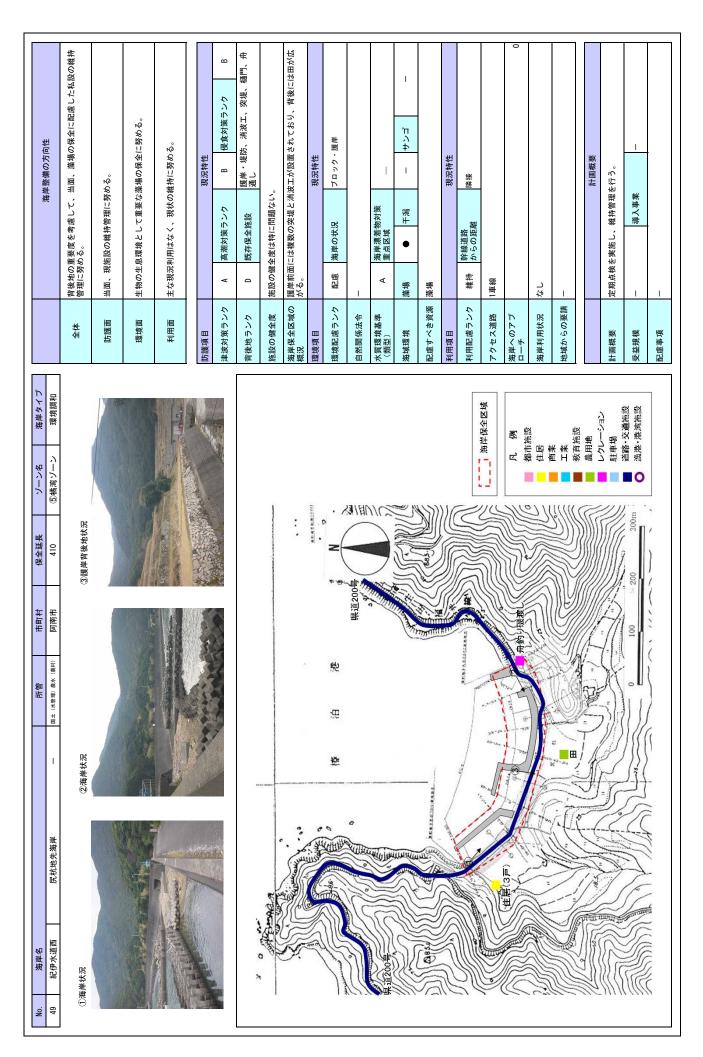


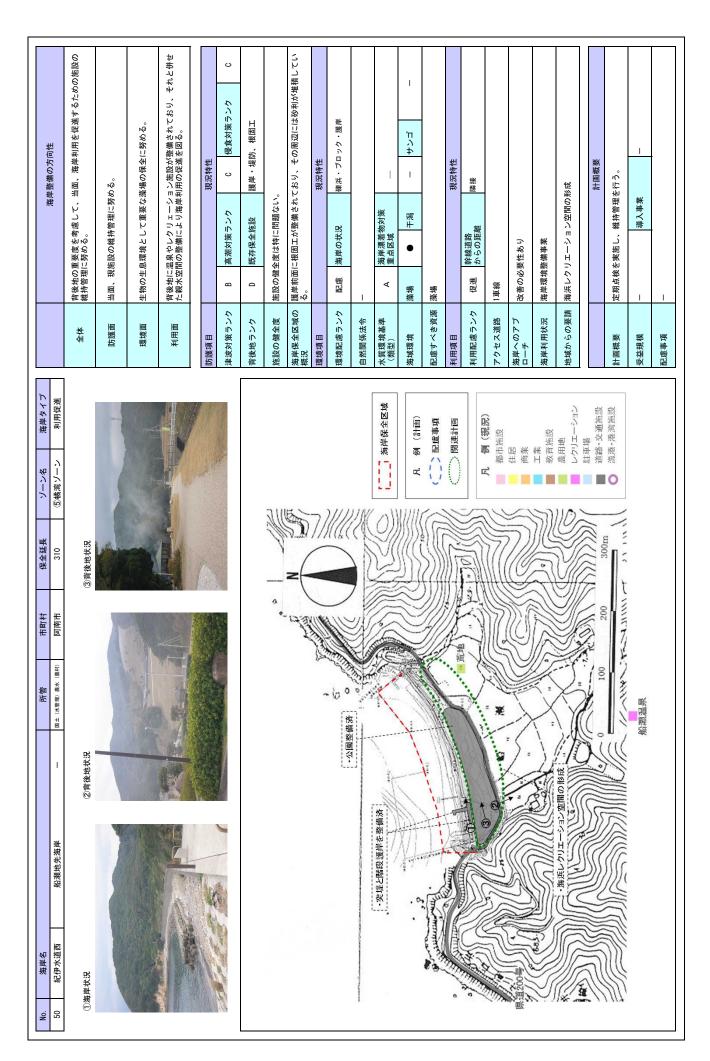


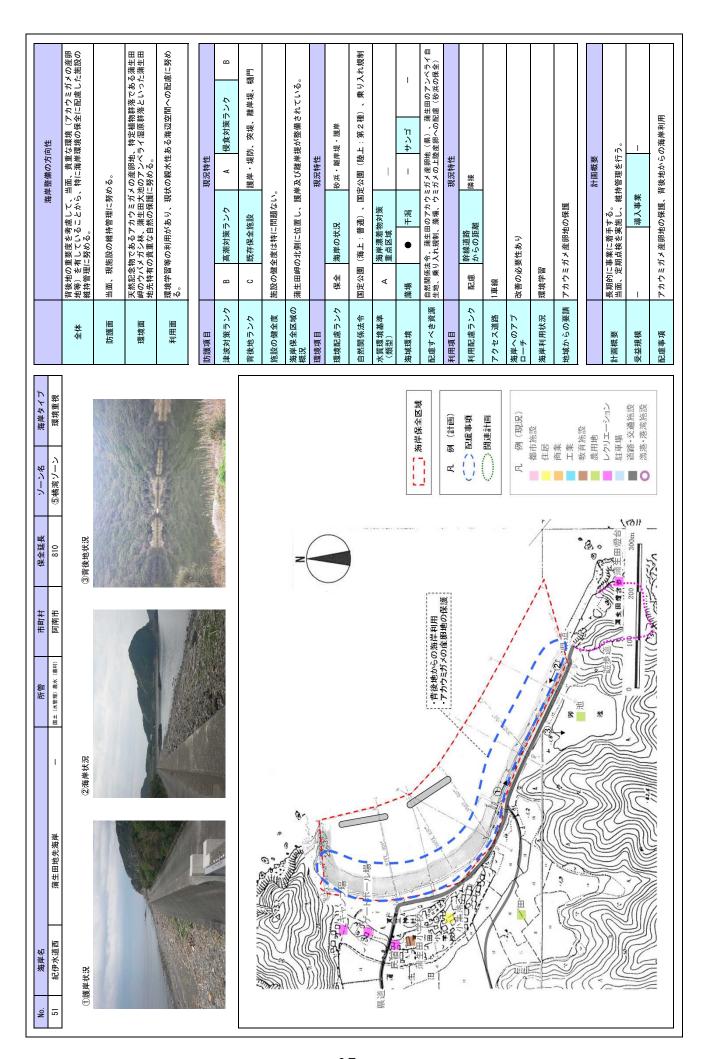


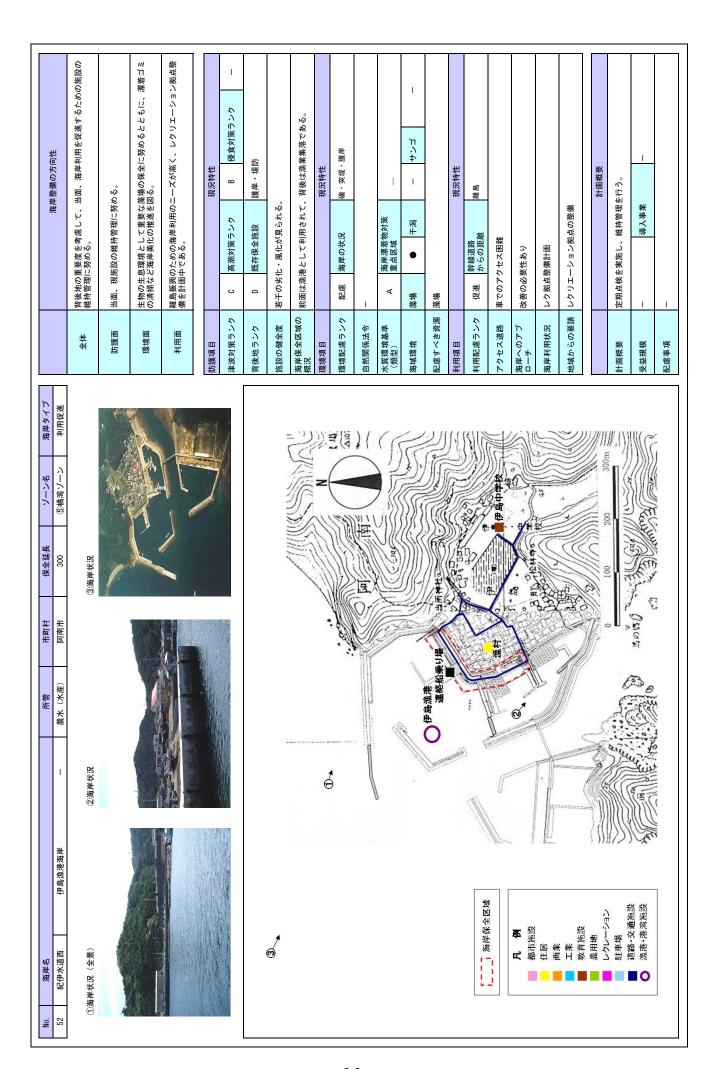


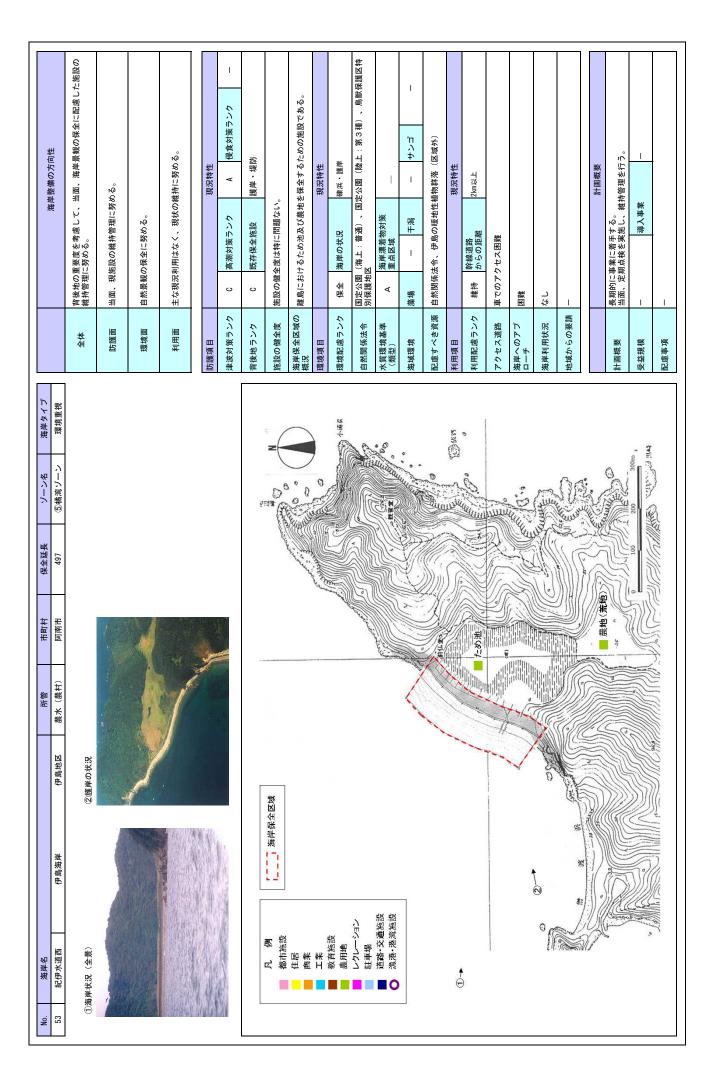












巻末資料

「海岸保全施設整理表」

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模	(計画)	(計画) 受益の地域及びその		6# ++ T L bf 6# A + · · · ·
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法
22-1	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 高島地区 (鳴門市鳴門町土佐泊8番地~鳴門市鳴門町竹島番外 5)	護岸		414m 4063m	1. 6~4. 1 3. 3~3. 4	-	-	鳴門市鳴門町の一部	住居 レクリエーション 都市施設 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
						6基	3.3~3.4	_	_		_	
				水門		4基	_	_	_		-	┃ ┃ ┃ ┃ ┃日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋管 陸閘		1基	_	_	_		_	
22-2 A 22-2 B	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 桑島瀬戸地区 (鳴門市瀬戸町明神字上本城17番地~鳴門市撫養町大 桑島字濘岩浜46番地)	堤防	0		3.8~5.0	2071m	3.8~5.0	鳴門市瀬戸町の一部	住居 工業 商業 レクリエーション 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				水門		3基	_	_	-	_	_	
				陸閘		17基	_	_	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		2基	_	_	-	<u> </u>	-	
22-3	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 土佐泊地区 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂207番地〜鳴門市鳴門 町土佐泊浦40番地の2)	防潮堤		1057m	4.5~5.7	_	_	鳴門市鳴門町の一部	住居 農用地 レクリエーション 都市施設 商業 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				防砂提 (消波工)		5基 350m	_	-	-		_	
				離岸堤		4基 480m	_	_	_	_	_	
				陸閘		1基	_	_	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
22-4 A	鳴門市	徳島県 (港湾局)	撫養港海岸 徳島県 岡崎里浦地区 (港湾局) (鳴門市撫養町岡崎字二等道路西126番10地先~鳴門 市里浦町里浦字梅原510番地)	防潮堤	0	4612m	3.7~6.5	_	-	鳴門市撫養町と 鳴門市里浦町の一部	住居 レクリエーション 都市施設 農用地 教育施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
22-4B				突堤		6基 592m	_	-	-	_	_	
				離岸堤		12基 2226m	3. 0	-	-	_	-	
				水門		4基	-	_	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		4基	_	_	-	_	-	E III. DOWN THE INTERPRETATION OF THE PROPERTY
22	鳴門市	徳島県 (水産庁)	徳島県 土佐泊漁港海岸 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊409の2番地地先~鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊31番地地先)	護岸		1333m	1.4~3.8	_	-	住居 鳴門市鳴門町の一部 工業 被声拡張		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
23				胸壁		103m	3.8~3.9	-	_		都中施設 道路	
				陸閘		15基	_		-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
24	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	福池地先海岸 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池65番の23、 65番の12、65番の24、65番の1、65番の25各地先)	護岸		85m	4.8~4.9	-	_	鳴門市鳴門町の一部	レクリエーション 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況			
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	延長等 天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法	
25	鳴門市	徳島県 (水管理・国土保全局)	鳴門地先海岸 (鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂207番の15標杭(撫養港 北界)〜鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池40番の1標杭)	堤防		1325m	5.6~5.8	_	-	鳴門市鳴門町の一部	住居 商業 農用施設 都市施設 レクリエーション 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				突堤		2基 155m	-	_	-	-	_		
				離岸堤		13基 1029m	-	-	-	_	_		
				人エリーフ		7基 980m	_	_	_	_	_		
				陸閘		6基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
26-1	鳴門市	徳島県 (港湾局)	栗津港海岸 栗津地区 (鳴門市里浦町字梅原510番地地先~鳴門市里浦町里 浦字惠美寿地先)	堤防		1800m	3.7~6.5	_		鳴門市里浦町の一部	住居 農用地 工業 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
20-1				突堤		7基 330m	1.5	-	_	-	-		
				離岸堤		4基 1023m	3. 0	-	_	-	-		
				陸閘		1基	_	-	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
26-2	松茂町	徳島県 (港湾局)	栗津港海岸 松茂地区 (板野郡松茂町豊久開拓1の46地先〜板野郡松茂町豊 久朝日野6番地)	堤防		305m	6. 9	_	-	板野郡松茂町の一部	都市施設 工業 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
27	松茂町	徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)	理・国土保全局) (板野郡松茂町長原字長洲479番地地先(地方港湾今	堤防		2725m	3.8~10.9	-	_	板野郡松茂町の一部	住居 農用業 工育施施 都市道路	- 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 -	
21				突堤		1基 334m	_	_	_	-	-		
				離岸堤		11基 1047m	-	_	-	-	-		
				消波堤		1基 151m	-	-	_	-	_		
28-1	松茂町	徳島県 (港湾局)	会島県 会切港海岸 長原地の 2000 (本) 2000 (*** 200		堤防		758m	6.6~6.7	-	-	板野郡松茂町の一部	住居 農用地 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			では、日本の行政のでは、一般を日本のでは、一般を日本のでは、一般を日本のでは、一般を日本のでは、一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、「一般を日本のでは、」	突堤		2基 80m	-0.1~1.4	_	_	-	-		
				離岸堤		6基 990m	-0.1~2.9	_	_	-	_		
28-2	徳島市	徳島県 (港湾局)		堤防			4.5~5.3	_	-	徳島市川内町旭野の一部	住居 レクリエーション 都市施設 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				突堤		1基 500m	2.5~2.7	_	-	-	-	1	
				離岸堤		2基 140m	2.5~3.0	_	-	-	_		

区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」改良「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		
			海岸名、地区海岸名(地先)			延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法
29	徳島市	徳島県 (水管理・国土保全局)	小松地先海岸 (徳島市川内町旭野92番地の4地先〜徳島市川内町旭 野174番地地先)	堤防		439m	6. 9	_	_	徳島市川内町の一部	住居 農用地 レクリエーション 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
30-1	徳島市	德島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 沖洲地区 (徳島市北沖洲4丁目地先~徳島市南沖洲4丁目堤外 地)	堤防	0	2361m	3. 4~6. 1	1	-	徳島市北沖洲と南沖洲の一部	住居 レクリエエ 商 農用施 農用施設 教育路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		6基	-	-	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-2	徳島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 津田地区 (徳島市津田町1丁目1124の68番地~徳島市津田町4丁 目1124の447番地)	堤防		1459m	3. 2~4. 6	í	-	徳島市津田町の一部	住居 工業 レクリエーション 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		9基	_	-	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-3	徳島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 大神子地区 (徳島市大原町字浜13番地)	護岸		470m	5. 0	-	_	徳島市大原町の一部	住居 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
30-4	小松島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 港口地区 (小松島市中田町宇根井1番地〜小松島市小松島町字 横須131番地の3)	護岸	0	4288m	2. 3~3. 6	ı	-	小松島市中田町と 小松島町の一部	住居 工業 商業 レクリエ市施設 都育施設 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		14基	-	-	-	-	_	ロ党巡視及び年に1回租庫の実期方検を行う
				陸閘		56基	_	-	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-5	小松島市	徳島県 (港湾局)	徳島小松島港海岸 徳島県 横須金磯地区 (港湾局) (小松島市小松島町字横須131番の3~小松島市金磯町 宇弁財天前4番地)	護岸		1210m	4.0~4.8	-	-	小松島市小松島町と 金磯町の一部	住居 農用地 商工業 エエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤		4基 160m	2.6~2.9	_	_	_	_	
				陸閘		2基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
30-6	小松島市	益 自 目		護岸			3.0~4.0	_	-	小松島市金磯町と 和田島町の一部	软 自 心 改	
				胸壁		3321m	3.0~3.6	_	_		道路	
				突堤		2基 77m	1.0	_	_	_	-	
				樋門		14基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
					陸閘		22基	_	_	_	_	_

区域	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」	規模	〔(現況)	規模(計画)		受益の地域及びその	状況	が+± ロ 1 - - - - - - - -
番号			海岸名、地区海岸名(地先)	悝羖	改良「〇」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法
				護岸	0	1000m	3. 2~3. 6	_	_		住民	
				胸壁	0	1520m	2.7~3.3	_	_	小松島市和田島町の一部	住居 工業 農用地	
		徳島県	徳島小松島港海岸 和田島地区	堤防	0	665m	3.3~5.8	_	-		道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
30-7	小松島市	(港湾局)	(小松島市和田島町字浜塚28番の3~小松島市和田島町字遠見85番の72)	突堤		5基 318m	1.0~1.9	_	-	_	_	
				離岸堤		4基 393m	2.0~3.0	_	_	_	_	
I				樋門		3基	_	_		_	-	ロヴツ祖五が左に1回租在の京都上校ナケミ
				陸閘		10基	_	_	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
31	小松島市	徳島県 (水管理・国土保全局)		堤防	0	3258m	5.9~8.0	3320m	7. 7	小松島市坂野町の一部	住居 工業 農用地 教育施設 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				突堤	0	3基 782m	1.4~2.0	7基 1710m	2. 0	-	_	
				陸閘		26基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)	今津地区海岸 (小松島市と阿南市那賀川町の町界〜阿南市那賀川町 芳崎字中原392番地の1地先 ただし、漁港区域を除 く)	堤防	0	3296m	7.4~7.9	3317m	7.7	阿南市那賀川町の一部	住居 農用地 レクリエーション 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
32				突堤	0	16基 2342m	1.3~3.2	14基 2880m	2. 0			The black of the latest and the late
				陸閘		17基	_	_	_	_	道路	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	_	_	_	=	atte	+
33	阿南市	徳島県 (水産庁)	今津漁港海岸 (阿南市那賀川町大字江野島字湊307番の5地先)	堤防		184m	7. 9	_	_	阿南市那賀川町の一部	工業 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		徳島県 (農村振興局)	那賀川海岸	防潮堤		1901m	7. 2~7. 7			阿南市那賀川町の一部	農用地 住居 商業 工育施設 レクリエーション	
				護岸	0	76m	3.0~3.1	76m	3.0~3.1	_	_	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
34	阿南市		那賀川左岸地区 (阿南市那賀川町平島地先~阿南市那賀川町みどり台 地先)	突堤		13基	_	12基	-	_	_	
			*E7L/	離岸堤		14基	_	13基	_	_	_	
				根固工		527m	-	527m	-	_	_	
				樋門		1基	_	1基	-	-	_	- 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		7基	_	7基	-	-	_	日中央ルスの中に「四社及の足物無快を刊り。
	n-7	徳島県 (港湾局)	中島港海岸 徳島県 中島地区	堤防	0	1468m	3.3~6.0	_	-	阿南市那賀川町の一部	住居 レクリエーション 工業 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
35	阿南市		(阿南市那賀川町大字上福井字南川渕129の2番地先~ 阿南市那賀川町大字上福井字南川渕119の4番地)	離岸堤		5基 560m	_	_	_	-	_	
				樋門		2基	_	_	-	_	_	ロヴ巡視及び年に1回租床の実期を検え行う
				陸閘		11基	_	_	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
36-1	阿南市	徳島県 (港湾局)	富岡港海岸 辰巳地区 (阿南市辰巳町字墨界320の3番地)	堤防	0	717m	5.9~6.0	717m	6. 0	阿南市辰巳町の一部	工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。

区域	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	- 種類	新設「◎」	規模	(現況)	規模	(計画)	受益の地域及びその状況		ψ₩## 取け板(準の十分	
番号			海岸名、地区海岸名(地先)	性類	改良「〇」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法	
		徳島県	富岡港海岸	護岸		598m	5.0~5.2	_	-	阿南市豊益町の一部	住居 レクリエーション 工業		
36–2	阿南市	(港湾局)	豊益・畭地区 (阿南市豊益町大手81番地)	堤防 ————————————————————————————————————		704m 4基	4. 1~4. 3 -0. 7~1. 3	_	_	_	<u>工</u> 来	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 - -	
37-1	阿杏生	徳島県	中林漁港海岸 中林地区	護岸		254m 680m	8. 8	_	_	阿南市中林町の一部	住居 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
37-1	阿南市	(水産庁)	(阿南市富岡町中林字平山73番地地先~阿南市富岡町字東95番地地先)	堤防 陸閘		89m 2基	7.4~8.8	_	_ _	_	農用地	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
37-2	阿南市	徳島県	中林漁港海岸北ノ脇地区	護岸		962m	6. 0	-	-	阿南市富岡町の一部	住居 レクリエーション 農用地 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
	771,71	(水産庁)	(阿南市富岡町東林字原23番地地先~阿南市富岡町字 大浜10番地地先)	人エリーフ		3基 335m	-	_	_	_	_		
				陸閘		17基		_	_	_	農用地	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
38	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	見能林地区海岸 (阿南市中林町南林1番1地先~阿南市見能林町南林 276番1地先)	堤防		591m	6.3~6.4	_	-	阿南市中林町と 同市見能林町の一部	住居 レクリエーション 都市施設 道路 駐車場	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				陸閘		1基	-	_	-	Ī	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
39-1	阿南市	阿南市 (水産庁)	大潟漁港海岸 衵地区 (阿南市大潟町衵191番2地先~316番地地先)	護岸		120m	4. 6	-	-	阿南市大潟町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
39-2	阿南市	阿南市 (水産庁)	大潟漁港海岸 衵大手地区 (阿南市大潟町333番地地先)	護岸		175m	3. 9	_	_	阿南市大潟町の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
39-3	阿南市	阿南市 (水産庁)	大潟漁港海岸 大潟地区 (阿南市大潟町大潟204番地地先~津乃峰町新浜72番 22地先)	護岸	0	1543m	1.8~3.6	_	_	阿南市大潟町、 津乃峰町の一部	都市施設 住居 工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
00 0				水門		4基	_	_	_	_	-	┃ ┃日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
				陸閘		10基	_	_	_	_	_	THE DECOMPOSITION OF THE PROPERTY OF THE PROPE	
		徳島県 (港湾局)		護岸	0	2961m	3. 6	_	_		住居 工業 農用地 リクリョン 教育施設		
40-1	阿南市			胸壁	0	1444m	3. 6	-	_	阿南市津乃峰町と 橋町の一部 -		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				堤防	0	1517m	3. 6	_	_		都市施設		
				陸閘		59基	_	_	_	=	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
				樋門		9基	_	_	_	-	-	日の地域及び中に「国性及の足物点状で117。	
40-2	阿南市	徳島県 (港湾局)	德島県 橘港海岸	護岸	0	704m	3.0~4.1	-	_	阿南市橘町の一部	住居 工業 商業 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
40-2			橘西地区 (阿南市橘町豊浜24番1~阿南市橘町大浦173番1)	胸壁	0	665m	2.9~3.9	_	_	道路	道路		
				陸閘		17基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
				樋門		11基	_	_	_	_			
			橋港海岸 鶴地区	護岸	0	1040m	4.1~4.5	-	_	7777 A 17	工業 商業 農用地		
40.0	p	徳島県		胸壁	0	445m	4. 2~4. 3			阿南市橘町の一部		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
40-3	阿南市	(港湾局)	(阿南市橘町字幸田40の8番地~阿南市橘町字南新田	堤防 陸閘	0	357m 9基	4. 3	_	_	都市施	都市施設		
			11番の21)			†		_	_		+ -	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
					樋門		5基	_	_	_	-	_	

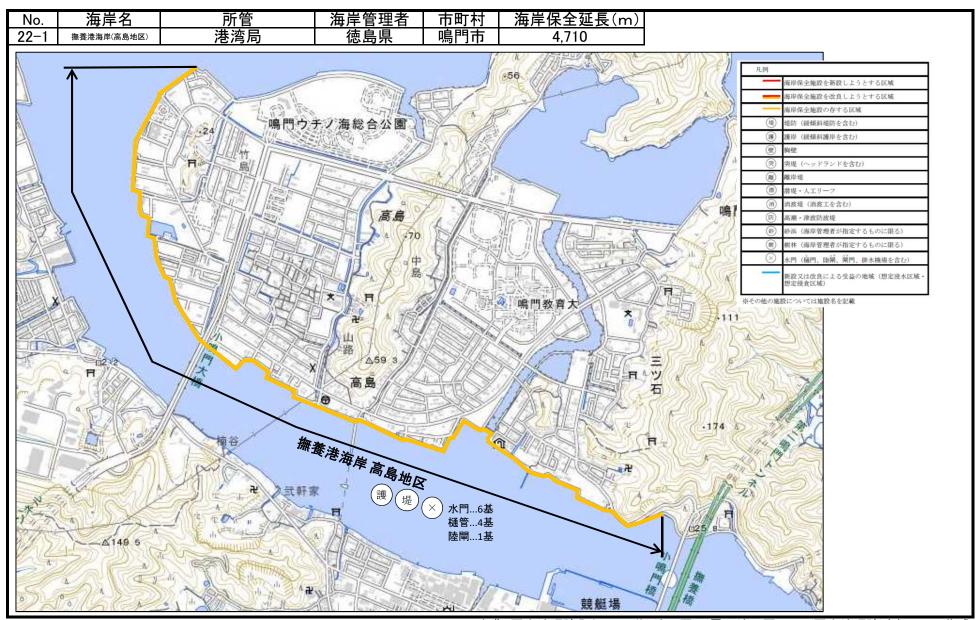
区域	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」	規模	(現況)	規模(受益の地域及びその	犬 況	数t+T/t-放送の大注
番号			海岸名、地区海岸名(地先)	種類	改良「〇」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法
40.4		徳島県	橋港海岸 袴傍示西地区	護岸		332m	0.8~3.8	-	_	農用地 阿南市橋町の一部		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
40-4	阿南市	(港湾局)	(阿南市橘町字袴傍示32番地~阿南市橘町字袴傍示70	堤防		1073m	1.9~4.4	-	-		X2#H	
			番地)	陸閘		5基	-	_	-	_	_	 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		4基	_	_	_	_	-	日帯巡祝及び中に「回性及の定期点検を1」 ブ。
40-5	阿南市	徳島県 (港湾局)	橋港海岸 袴傍示東地区 (阿南市橋町字袴傍示414番地~阿南市橋町字舟場多1 番地)	護岸		1238m	0.5~3.2	-	_	阿南市橋町の一部	工業 都市施設 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			H-0/	樋門		1基	-	_	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
40-6	阿南市	徳島県 (港湾局)		護岸		90m	3.9~4.8	-	-	阿南市福井町と 椿町の一部	住居 農用施設 都商工 選 工道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				堤防		1143m	4.7~4.8	_	-			
			-	種門 陸閘	+	5基 9基		_	_		_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
40-7	阿南市	徳島県 (港湾局)	橋港海岸 高島地区 (海岸保全施設無し)	<u>年</u> 闸	_		-	_	_	-	農用地	-
40-8	阿南市	徳島県 (港湾局)		護岸		838m	4. 4~4. 6	-	-	阿南市福井町と 椿町の一部	住居 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	-	_	-		-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
			12 11 11 11	陸閘		7基	_		-	<u> </u>	_	THE BOOK OF THE PROPERTY OF TH
40-9	阿南市	徳島県 (港湾局)	橋港海岸 楠ヶ浦地区 (海岸保全施設無し)	_		-	-	-	_	_	住居 農用地	-
		阿南市 (水産庁)	後戸漁港海岸 浜田地区	護岸	0	552m	4. 7	-	_	阿南市福井町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
41-1	阿南市			水門		5基	-	-	-	_	_	
			(阿南市福井町浜田209番1地先〜出見19番1地先)	樋門		2基	-	_	-	-	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		2基	_	-	_	_	_	
41-2	阿南市	阿南市 (水産庁)	後戸漁港海岸 出見地区 (阿南市福井町浜田209番1地先~出見19番1地先)	護岸	0	373m	4.7~4.8	-	_	阿南市福井町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			(阿肖印福井町洪田203番1地元~田兄19番1地先)	樋門		1基	_	-	-	_	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
	+ +	阿南市	小杭漁港海岸	陸閘	1	3基		_	_	_	住居	
42	阿南市	例 用 巾 (水産庁)	小机温泡海岸 (阿南市椿町小杭122番地地先~4番地地先)	護岸		613m	1.9	_	_	阿南市椿町の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
43-1	阿南市	阿南市 (水産庁)	曲漁港海岸 小曲地区 (阿南市椿町小曲防波堤~椿町小曲4番地地先)	護岸		99m	1.9	_	_	阿南市椿町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
43-2	阿南市	阿南市 (水産庁)	曲漁港海岸 大曲地区 (海岸保全施設なし)	_		_	-	_	_	阿南市椿町の一部	住居 農用地	-
44	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	西大江地先海岸 (阿南市橋町椿字楠浦37番地地先〜阿南市橋町椿字大 江21番地地先) (海岸保全施設なし)	-		_	-	_	_	-	_	-

区域	市町村名	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」	規模	規模(現況)		(計画)	受益の地域及びその状況		維持又仕修繕の方法
番号			海岸名、地区海岸名(地先)		改良「〇」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域 状況	状況	維持又は修繕の方法
45	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	大江地先海岸 (阿南市橘町椿字大江1番地地先~阿南市橘町椿字大	堤防		259m	2.9~4.3	-	_	阿南市椿町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		(小官母・国工床主向)	江22番地地先)	護岸		61m	2.7~2.9	_	_		道路道路	
46	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局)	那波江地先海岸 (阿南市橘町椿字那波江15の3番地地先〜阿南市橘町椿 -	護岸		479m 2基	2.5~3.6	_	_	阿南市椿町の一部 	レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		(小百年 国工体工局)	字那波江11の2番地地先)	突堤		49m	-	-	_	_	_	
47-1	阿南市	徳島県 (水産庁)	椿泊漁港海岸 椿泊地区 (阿南市橘町椿泊字谷の浦1の2番地地先~阿南市橘町	護岸	0	3100m	1.6~5.0	3382m	3.5~5.0	阿南市橋町の一部	住居 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			椿泊字東138の3番地地先)	陸閘		102基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		6基	-	-	-	_	_	The blood from the bl
47-2	阿南市	徳島県 (水産庁)	「) (阿南市橘町椿字勢井1の3番地地先~阿南市橘町椿字	護岸	0	784m	3.6~4.5	ı	_	阿南市橋町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			大勢9の3番地地先)	陸閘		3基			_			日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
47-3	阿南市	徳島県 (水産庁)	椿泊漁港海岸 椿川地区 (阿南市橋町椿字須屋東1番地地先〜阿南市橋町椿字 宮の谷26番地地先)	護岸	0	1基 1700m	2.3~3.6	1	_	ー 阿南市橋町の一部	ー 住居 商業 都市施設 農用地 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		9基	_	-	_	=	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
47-4	阿南市	徳島県 (水産庁)	椿泊漁港海岸 高瀬地区 (阿南市橋町椿字平松東61番地地先~阿南市橋町椿字 高瀬9番地地先)	護岸		4基 960m	3. 6	-	_	ー 阿南市橋町の一部	住居農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			101000 日 2020 207	陸閘		3基	_	-	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
		徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)	・国土保全局) (阿南市椿町南楠ヶ浦19番地地先〜阿南市椿町小島38	護岸		362m	3. 5 ~ 5. 2	Ī	-	阿南市椿町南楠ヶ浦〜 椿町小島の一部	農用地 住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
48	阿南市			突堤		2基 31m	1.8~1.9	-	_	_	_	
			の1番地地先)	樋門		2基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		4基	-	-	_	_	_	日帝巡视人の中に「四祖及の足別派決と曰う。
		徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)	尻杭地先海岸 局) (阿南市椿町尻杭147番地地先~阿南市椿町尻杭167番 地地先)	護岸		413m	4.6~5.6	1	_	阿南市椿町尻杭の一部	農用地 住居 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
49	阿南市			突堤		4基 198m	0.9~1.6	-	_	_	_	
				樋門		2基	-	-	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		2基	_	-	_	_	_	ロッペルグンナル・ロエスグだが示状でリノ。
50	阿南市	徳島県 (水管理・国土保全局) (農村振興局)		護岸		311m	6. 4	-		阿南市椿町船瀬の一部	農用地 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			先)	突堤		2基 80m	0.9~1.7	_	_	_	_	
				樋門		2基	_	-	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。

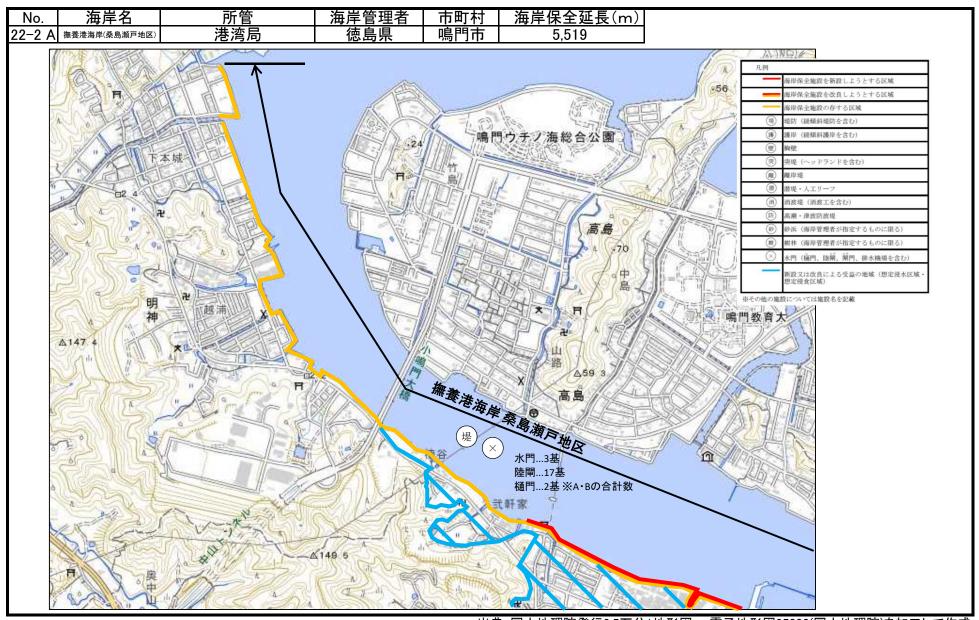
区域 番号	+ mr ++ 42	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその制	 け況	維持又は修繕の方法
番号	市町村名		海岸名、地区海岸名(地先)	性知		延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	権持又は修補の方法
51	阿南市	(水管理・国土保全局)	蒲生田地先海岸 (阿南市橋町椿字蒲生田420の2番地地先〜 阿南市橋町椿字蒲生田324の3番地地先)	堤防		421m	7.4~7.9	-	_	阿南市椿町の一部	住居 農用地 教育施設 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
52	阿南市	徳島県 (水産庁)	伊島漁港海岸 (阿南市伊島町瀬戸100番地地先~阿南市伊島町瀬戸 170番地地先)	堤防			6.1~7.0		_	阿南市伊島町の一部		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			伊皇海岸	陸閘		2基		_	_	-		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
53	阿南市	(農村振興局)	伊島海岸 伊島地区 (阿南市椿町伊島字野尾辺24番地地先~阿南市椿町伊 島字野尾辺7番地地先)	堤防		380m	ı	-	-	阿南市椿町伊島の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。

巻末資料

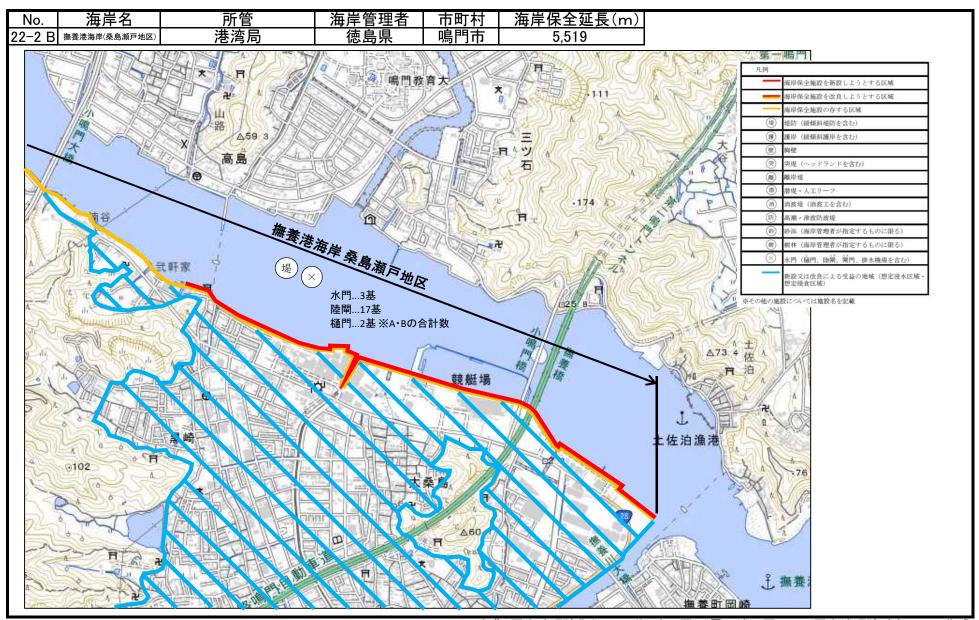
「海岸保全施設配置図」



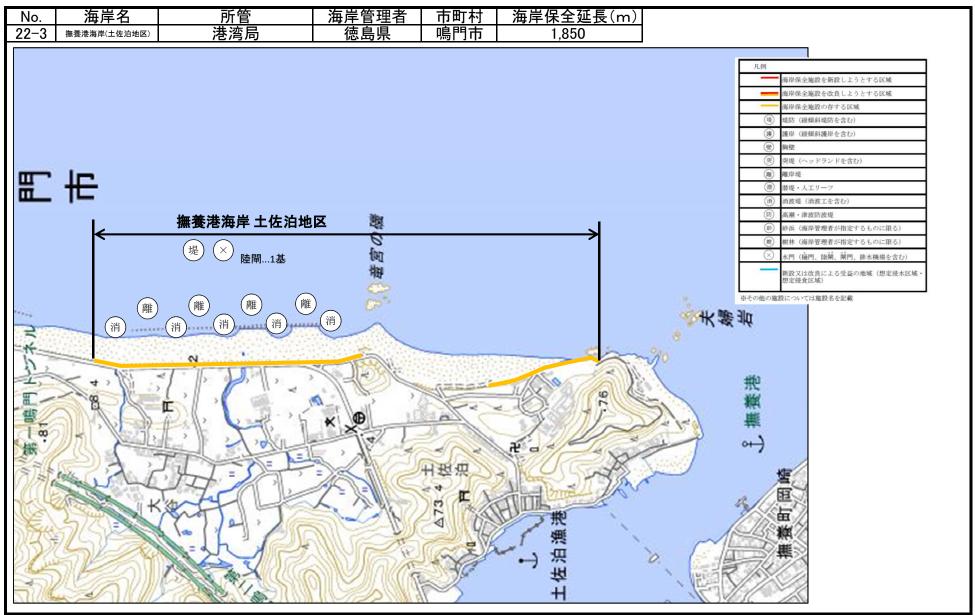
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



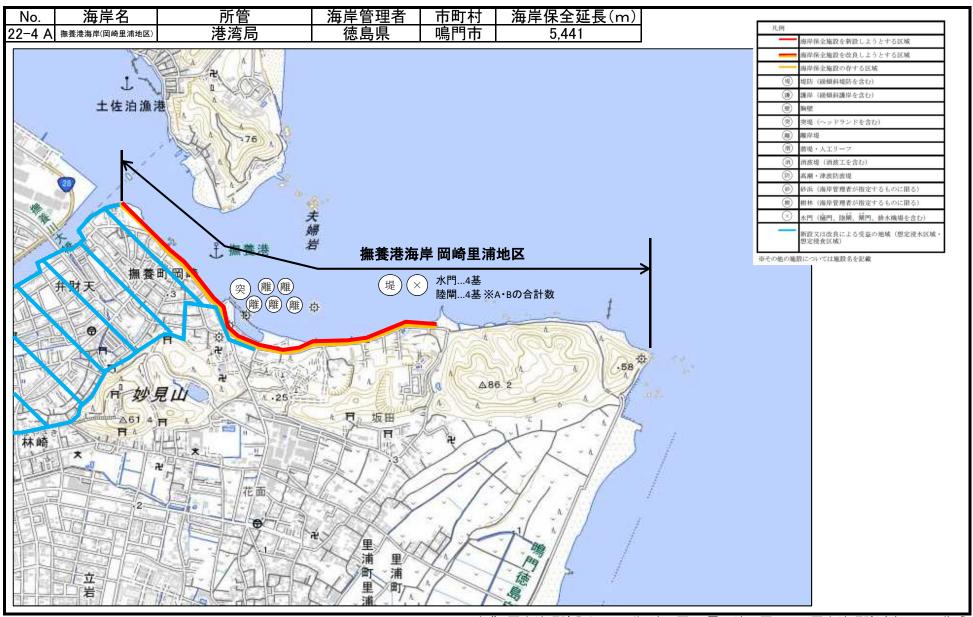
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



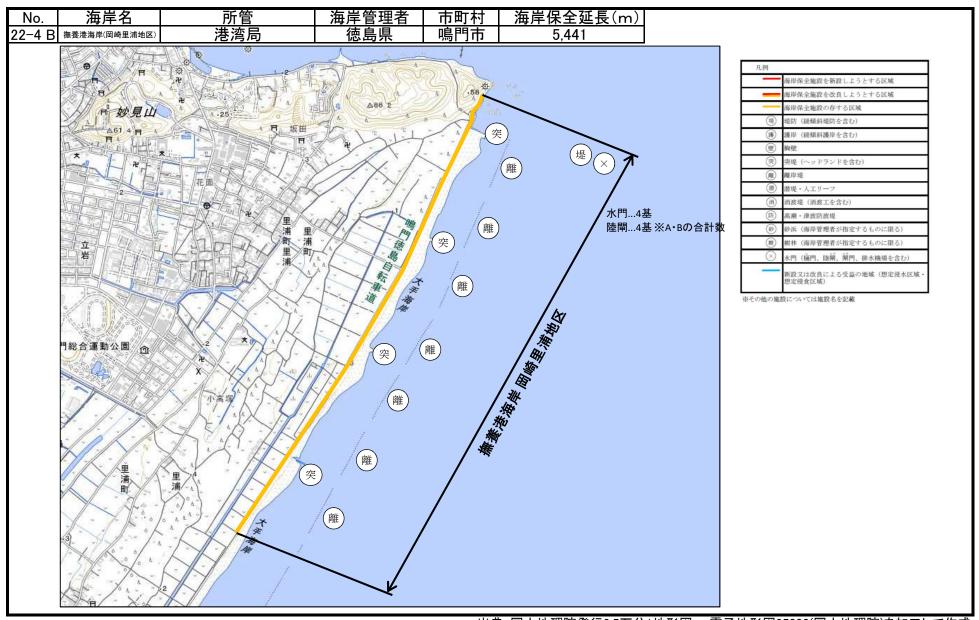
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



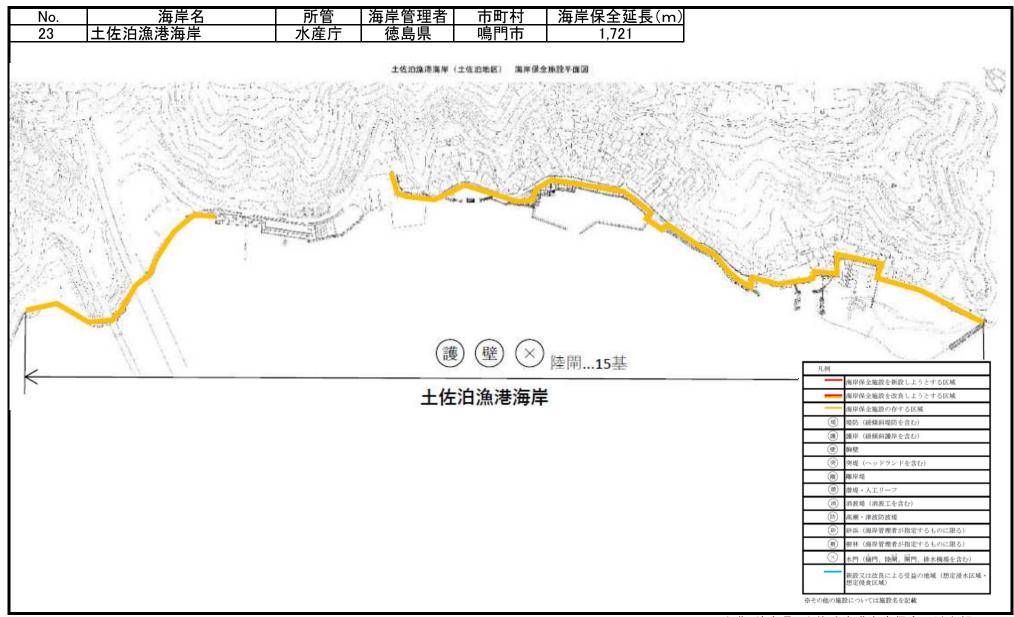
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



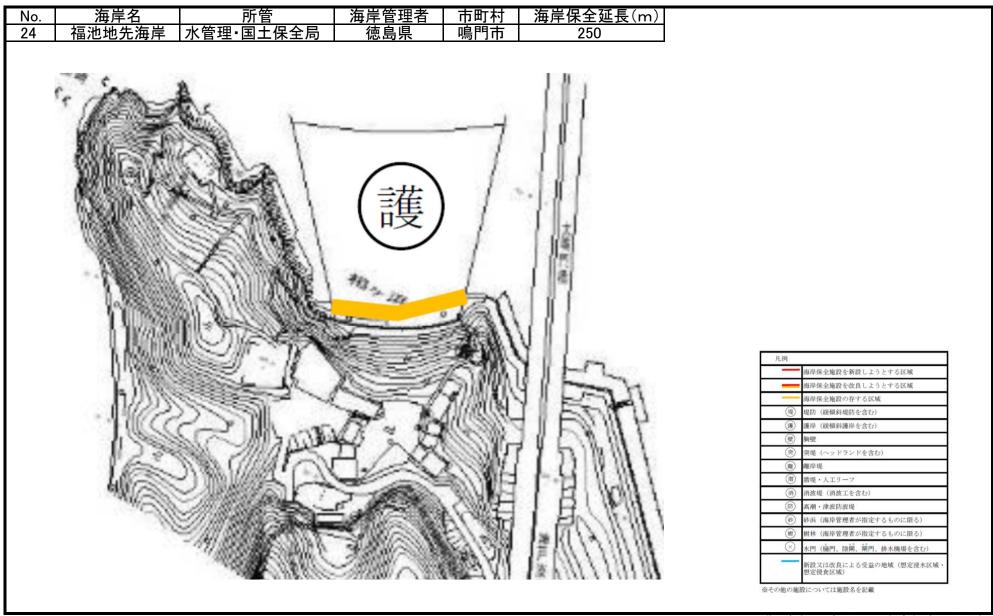
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



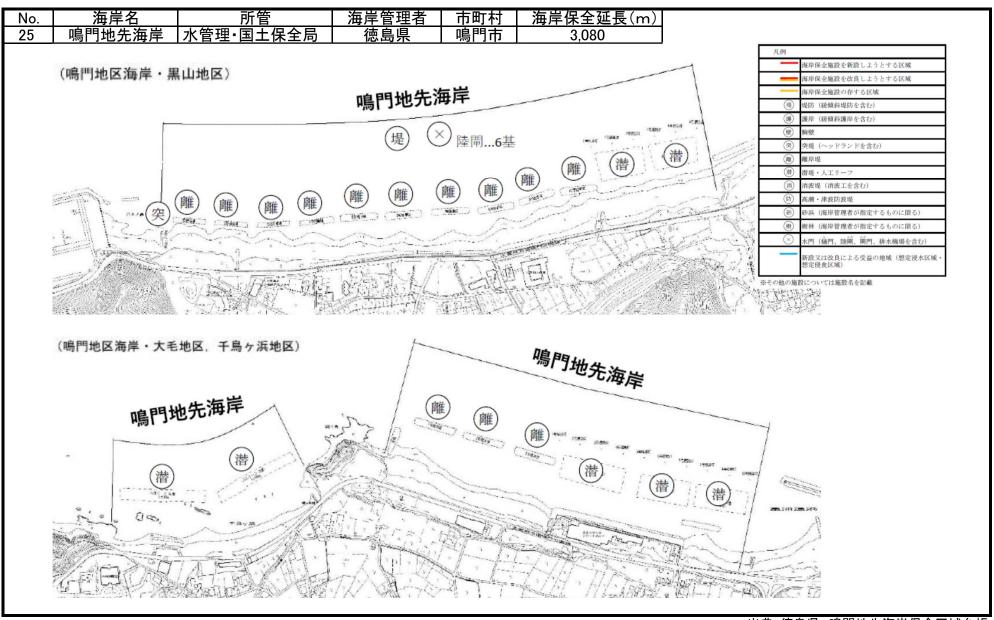
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



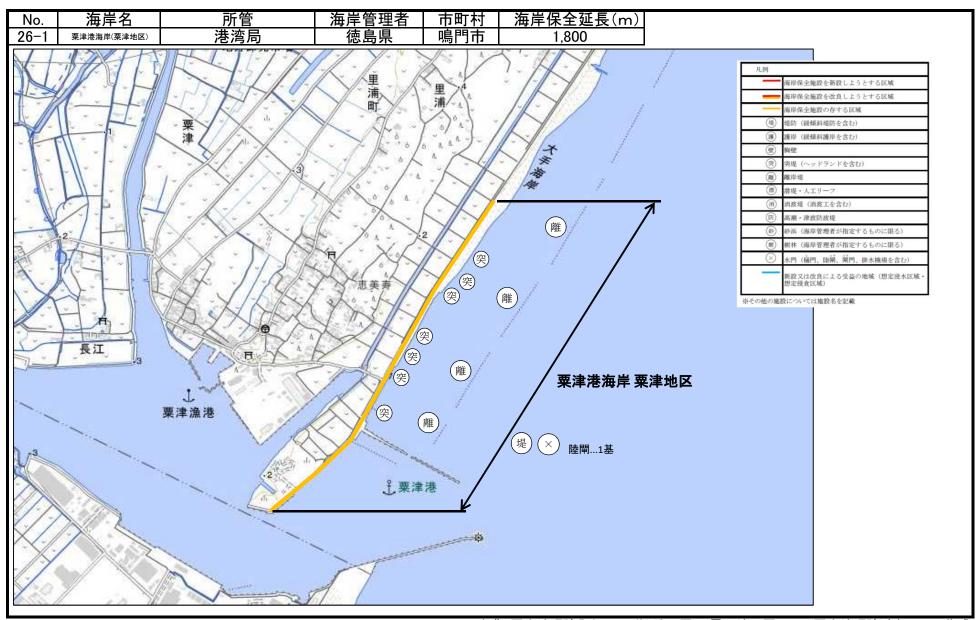
出典:徳島県 土佐泊漁港海岸保全区域台帳



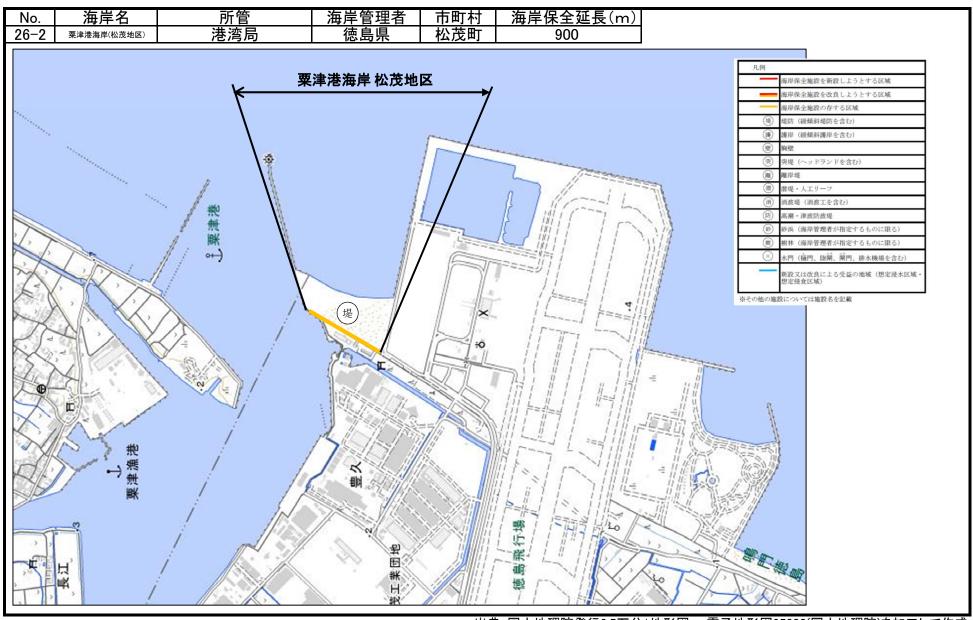
出典:徳島県 福池地先海岸保全区域台帳



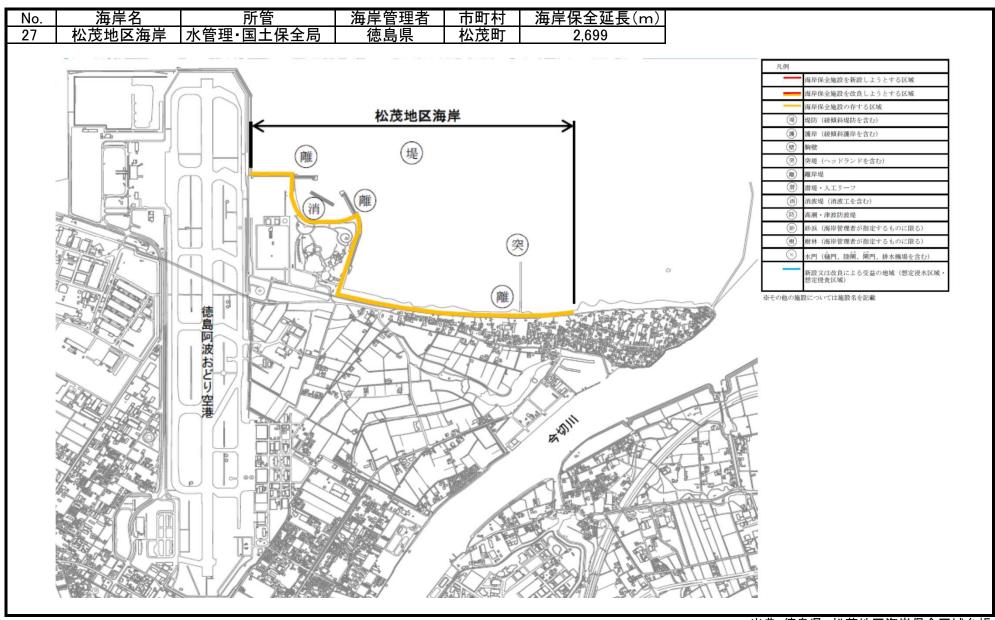
出典:徳島県 鳴門地先海岸保全区域台帳



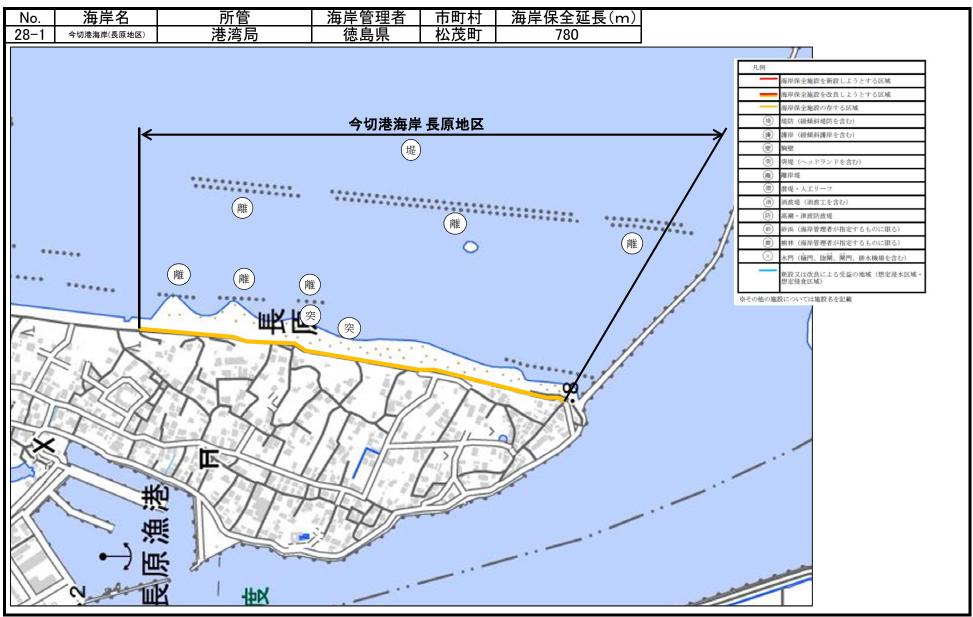
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



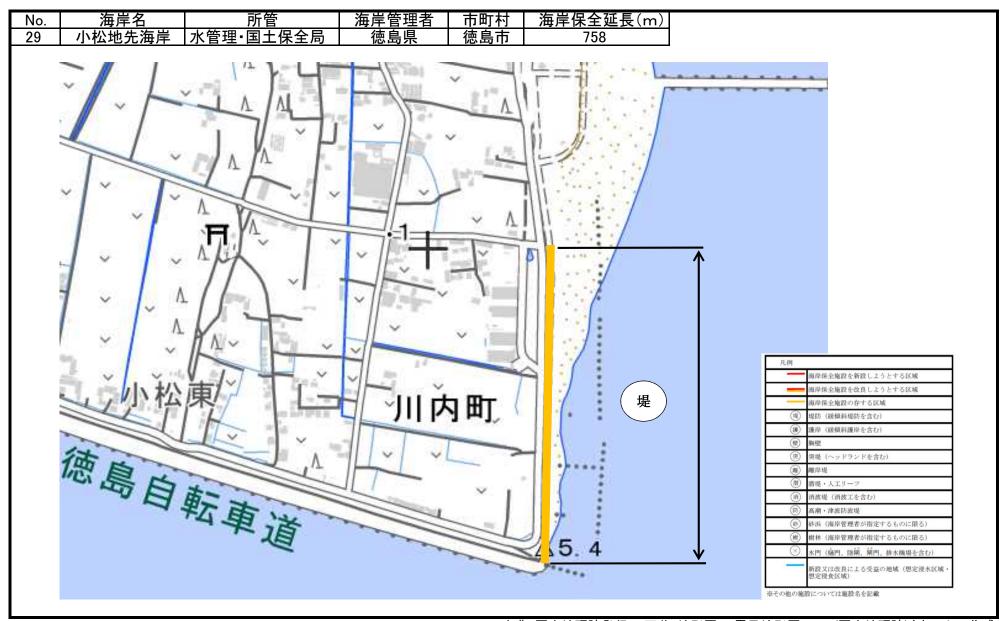
出典:徳島県 松茂地区海岸保全区域台帳



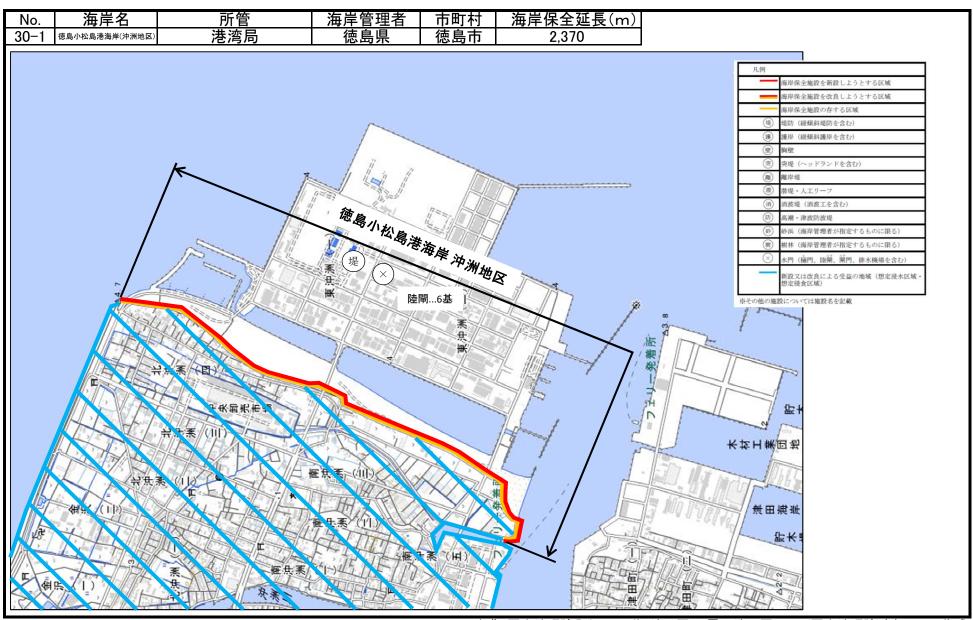
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



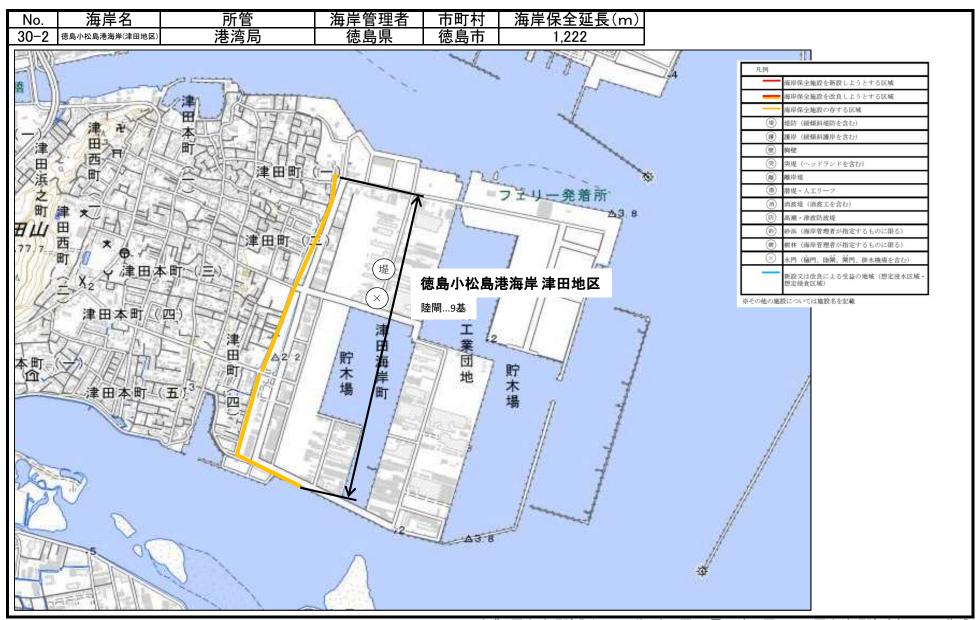
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



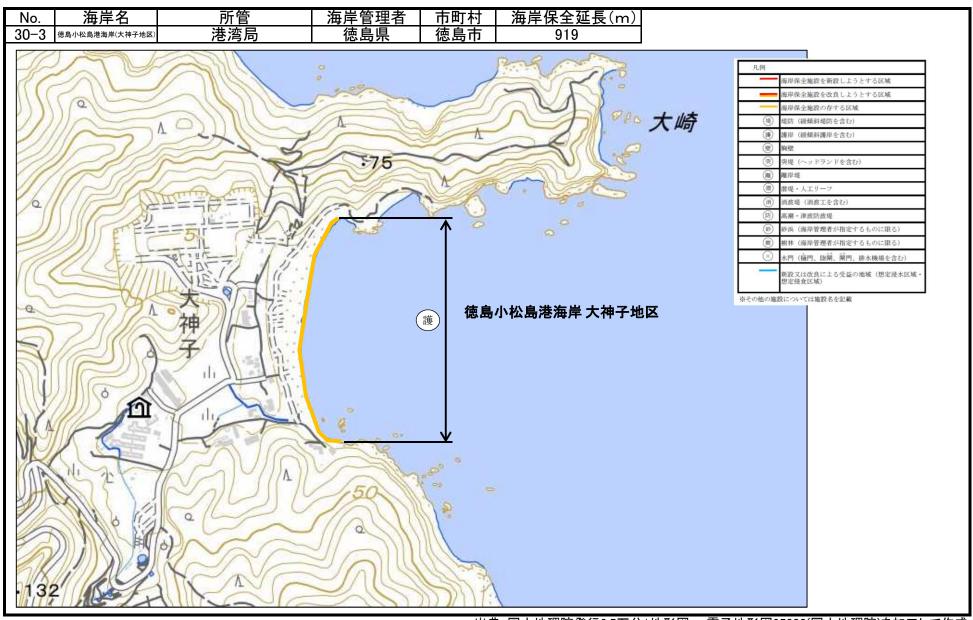
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



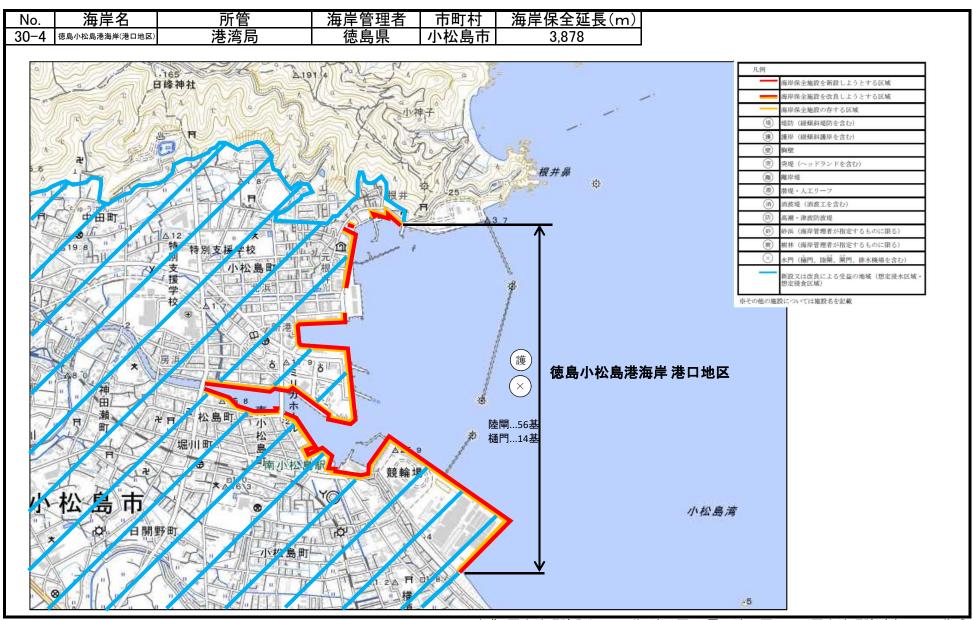
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



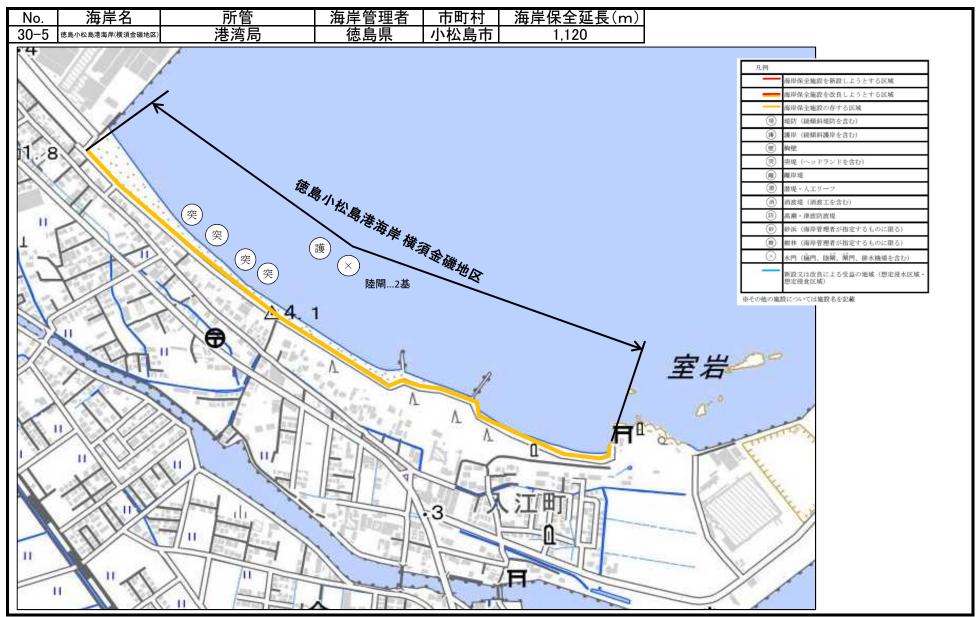
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



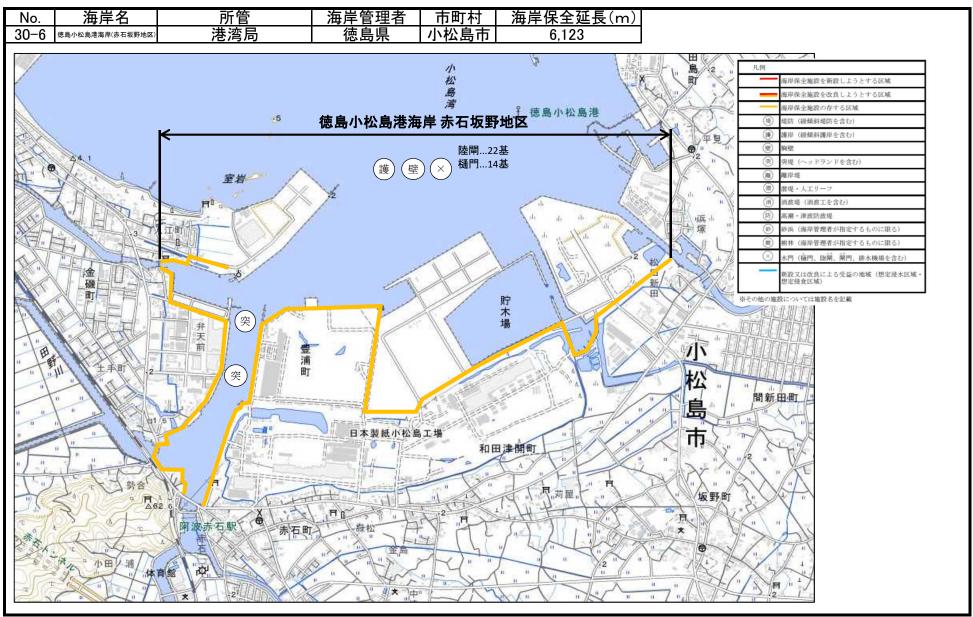
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



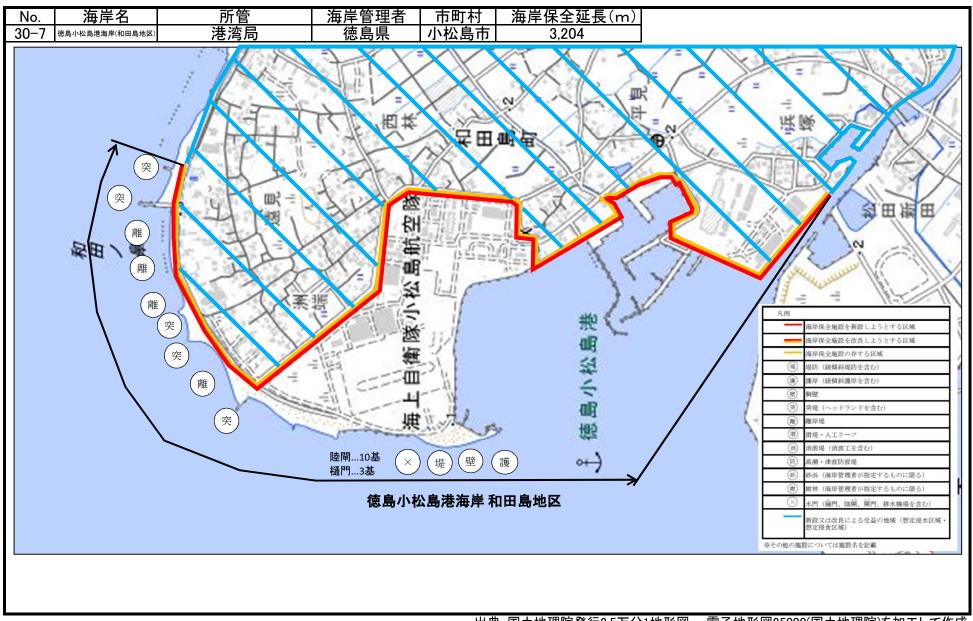
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



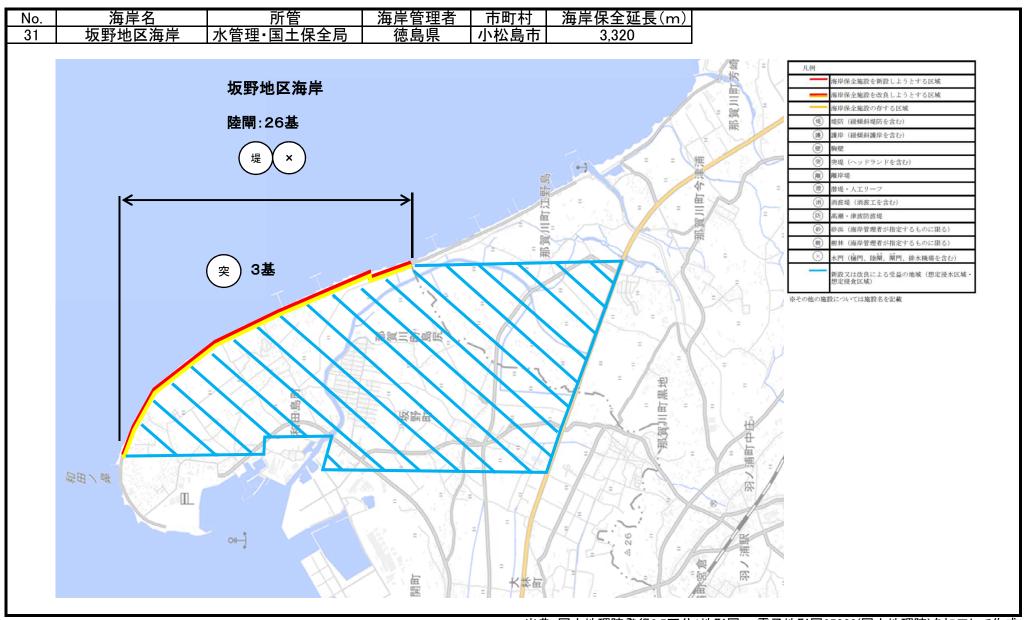
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



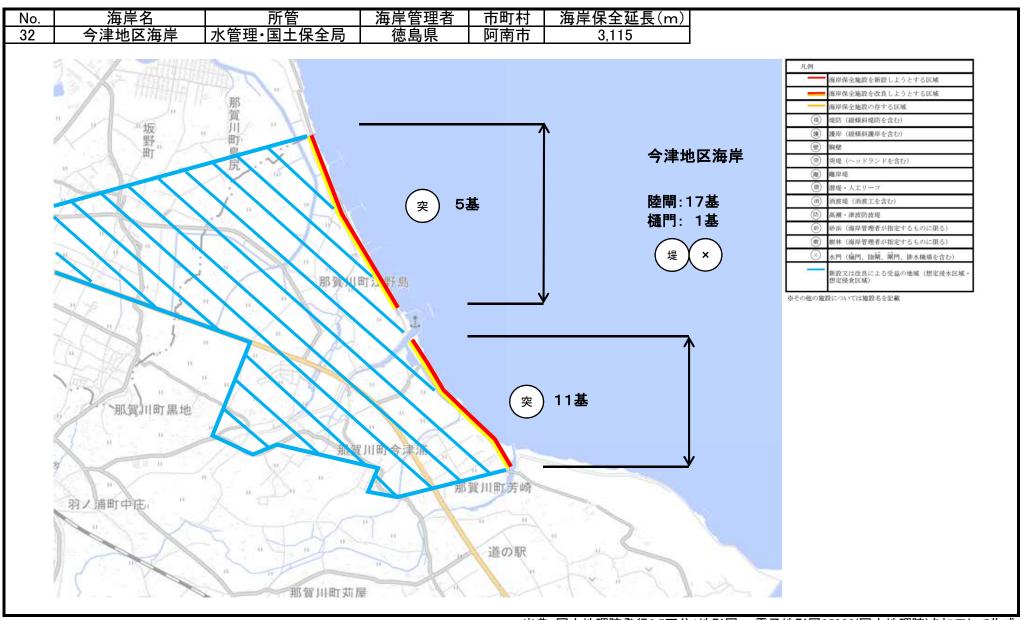
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



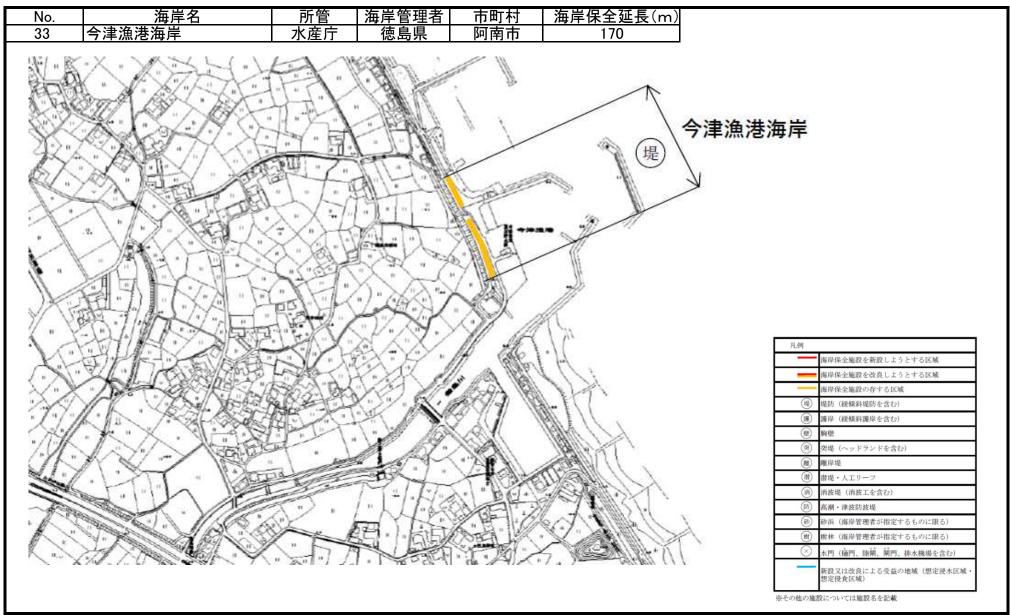
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



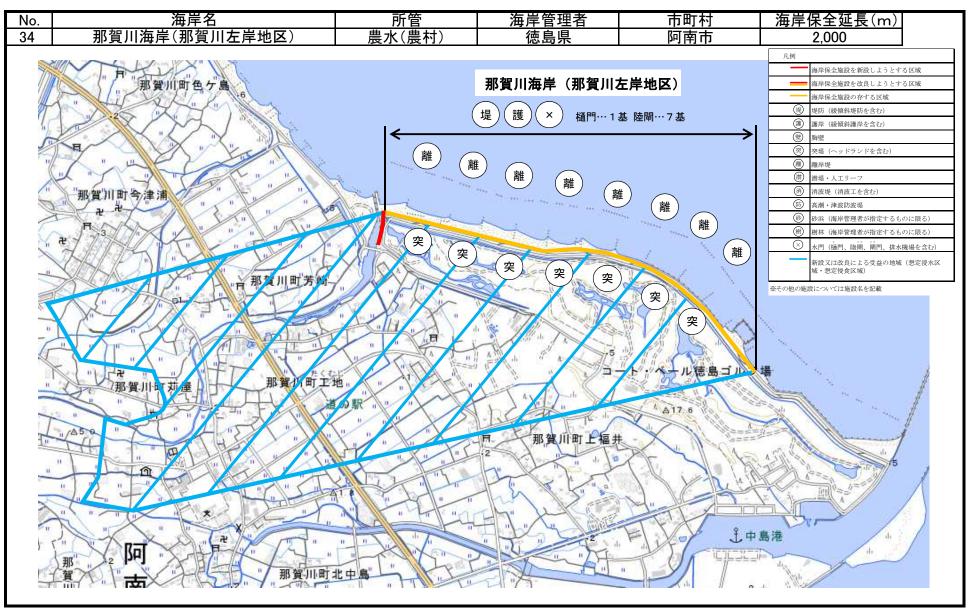
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



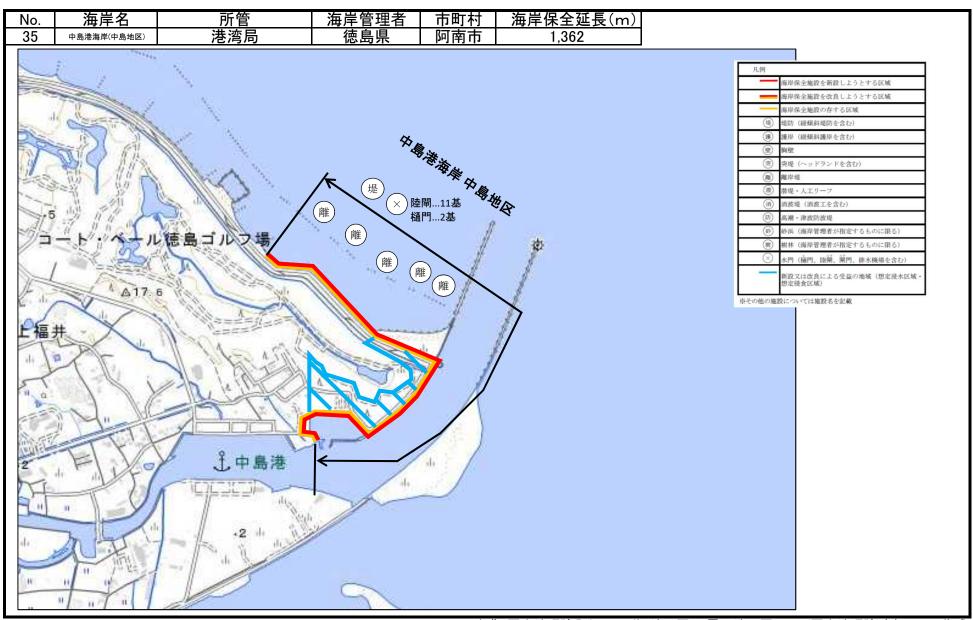
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



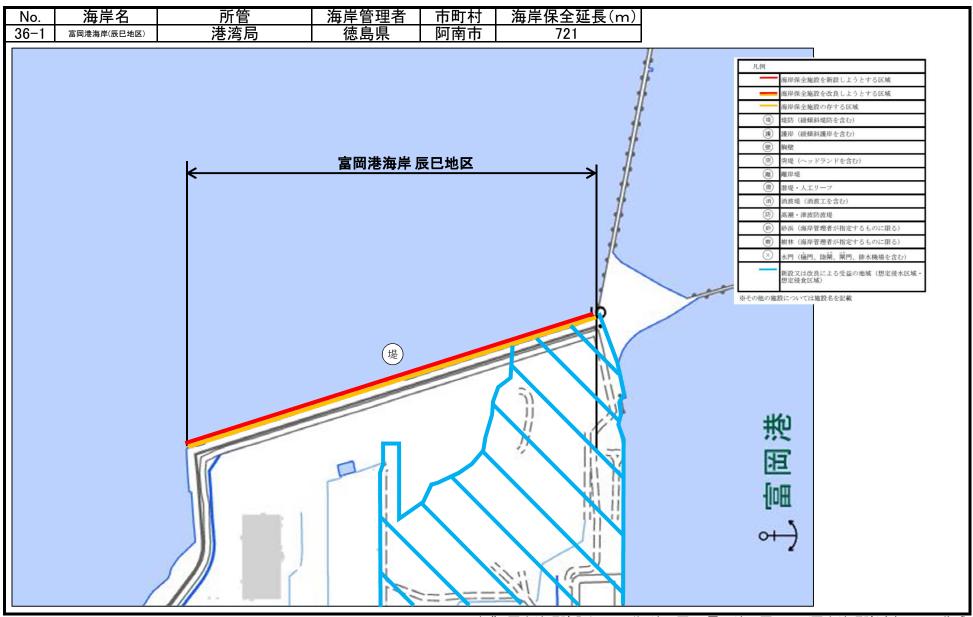
出典:徳島県 今津漁港海岸保全区域台帳



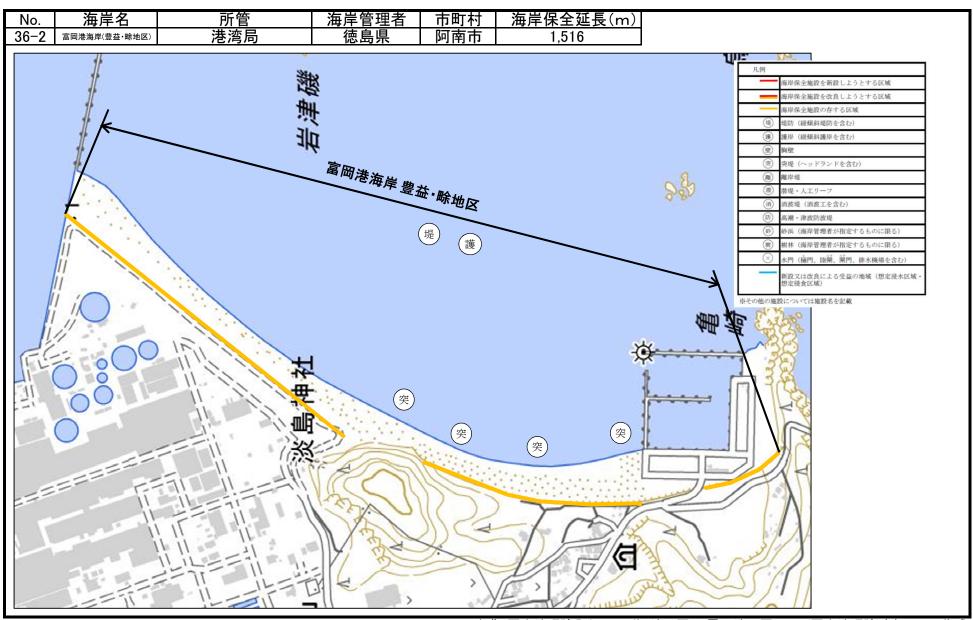
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



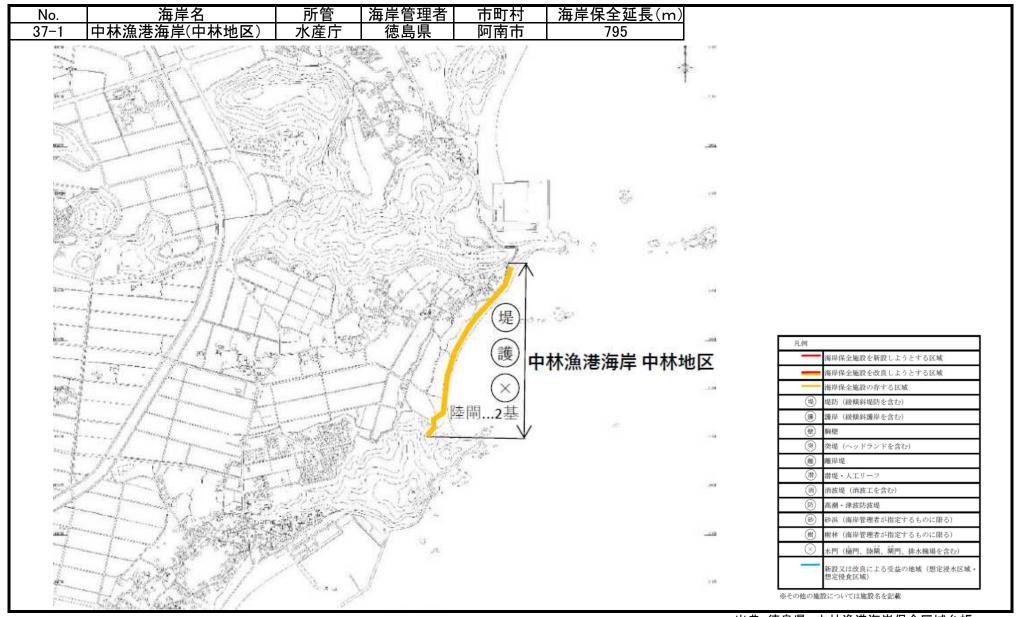
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



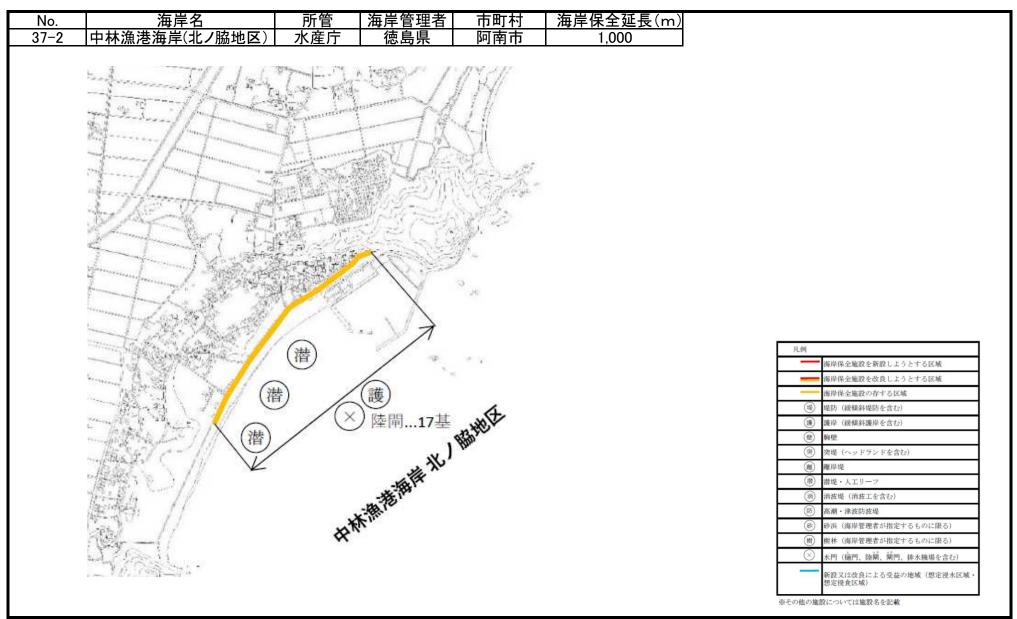
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



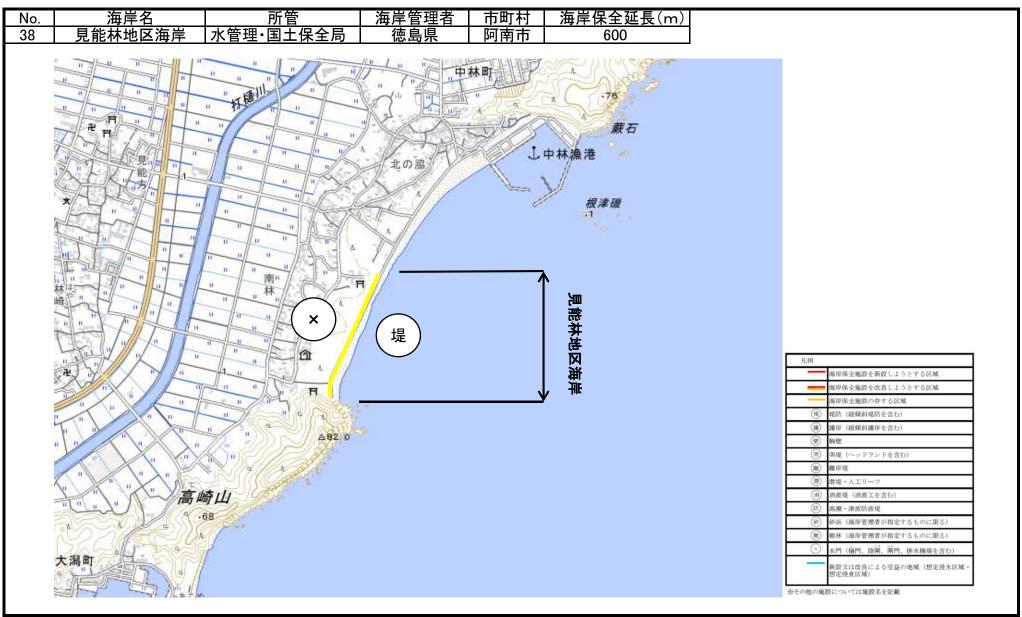
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



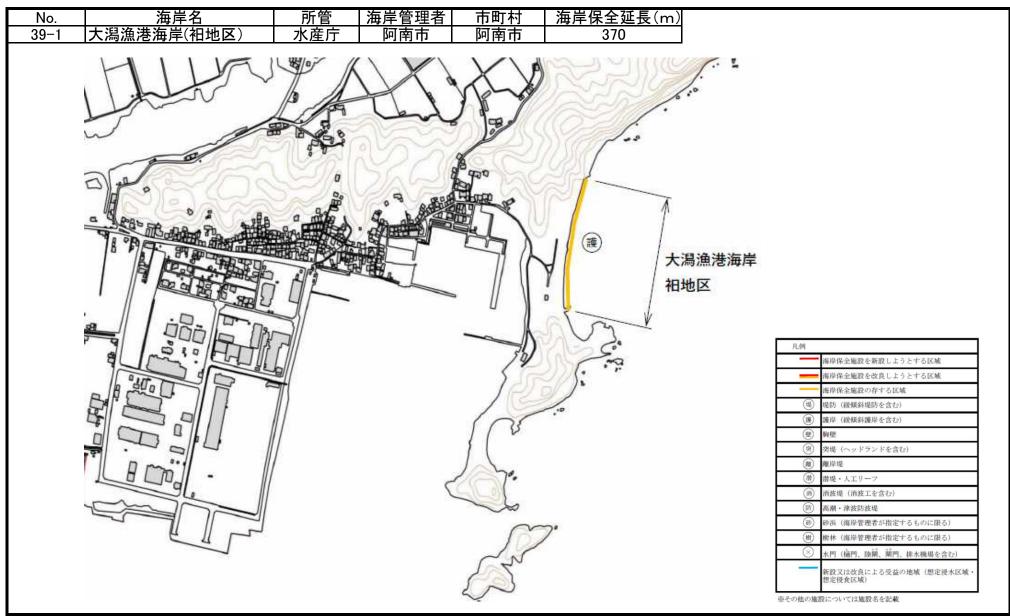
出典:徳島県 中林漁港海岸保全区域台帳



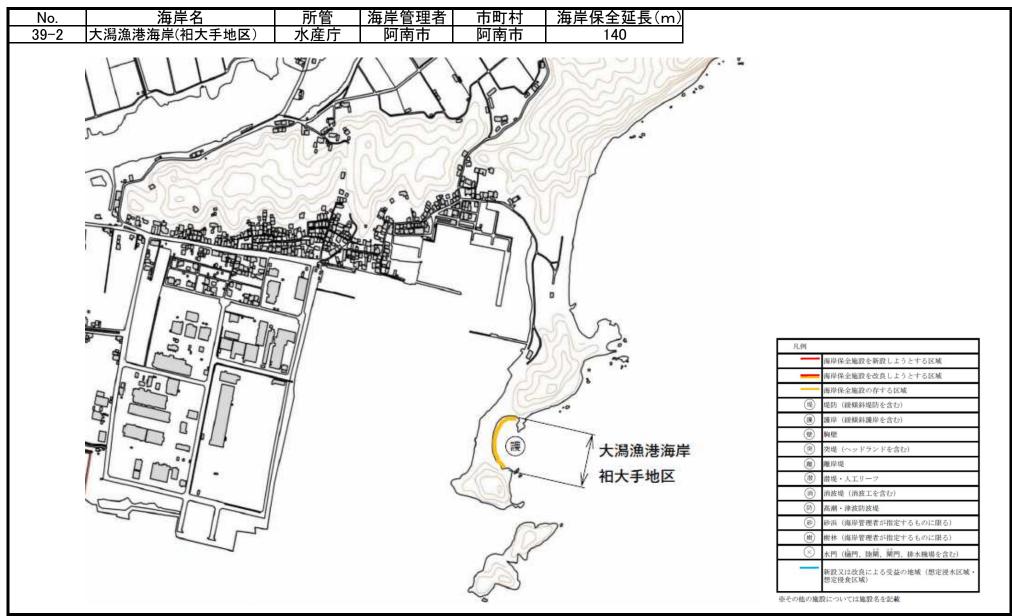
出典:徳島県 中林漁港海岸保全区域台帳



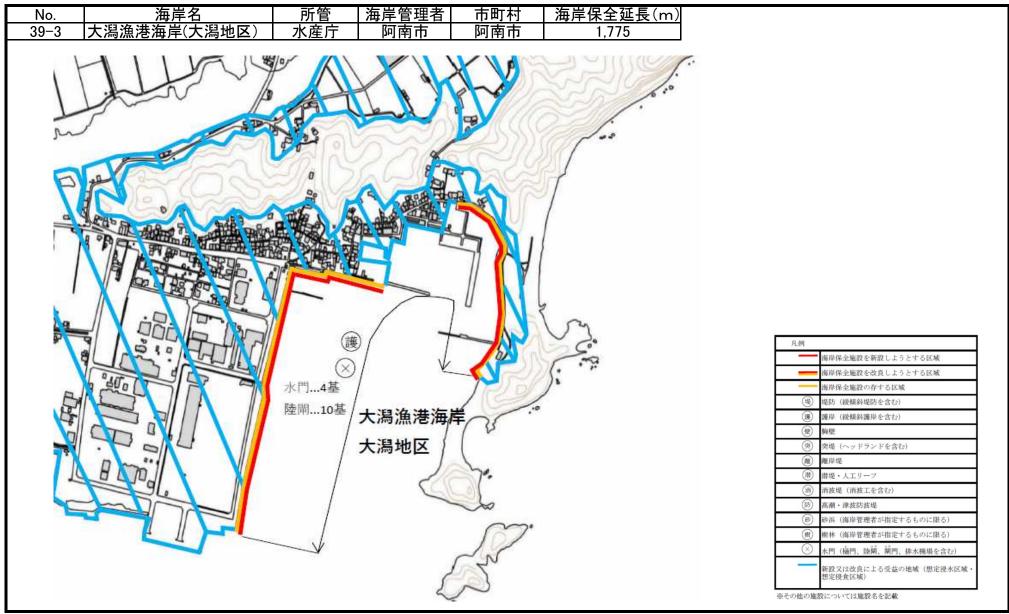
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



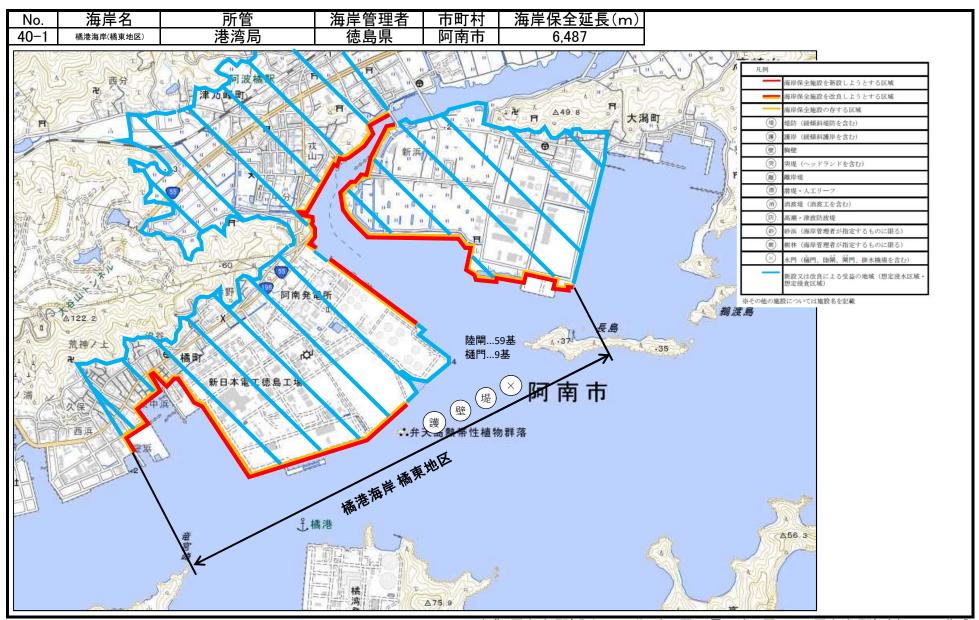
出典:阿南市 大潟漁港台帳



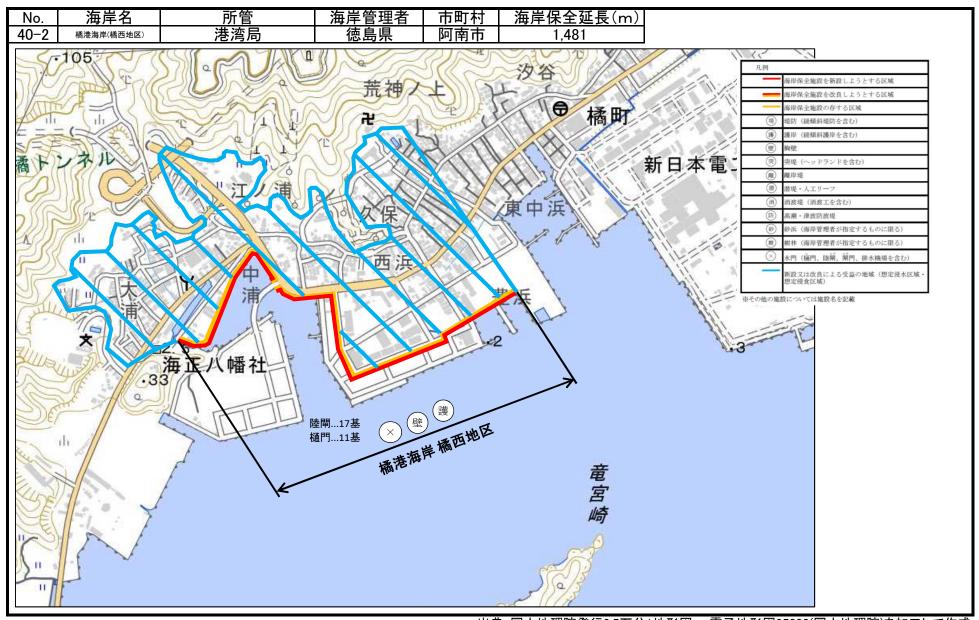
出典:阿南市 大潟漁港台帳



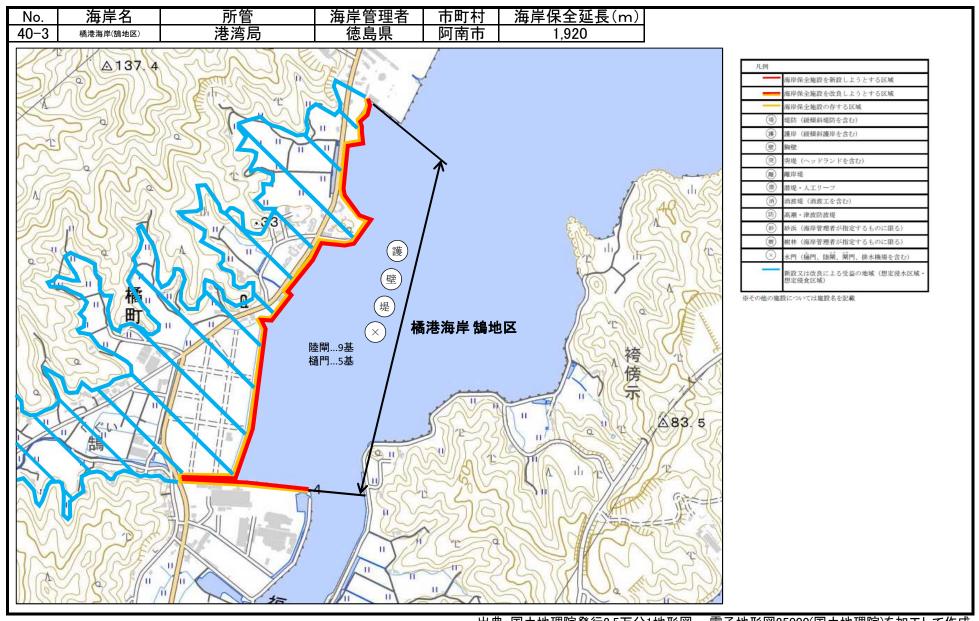
出典:阿南市 大潟漁港台帳



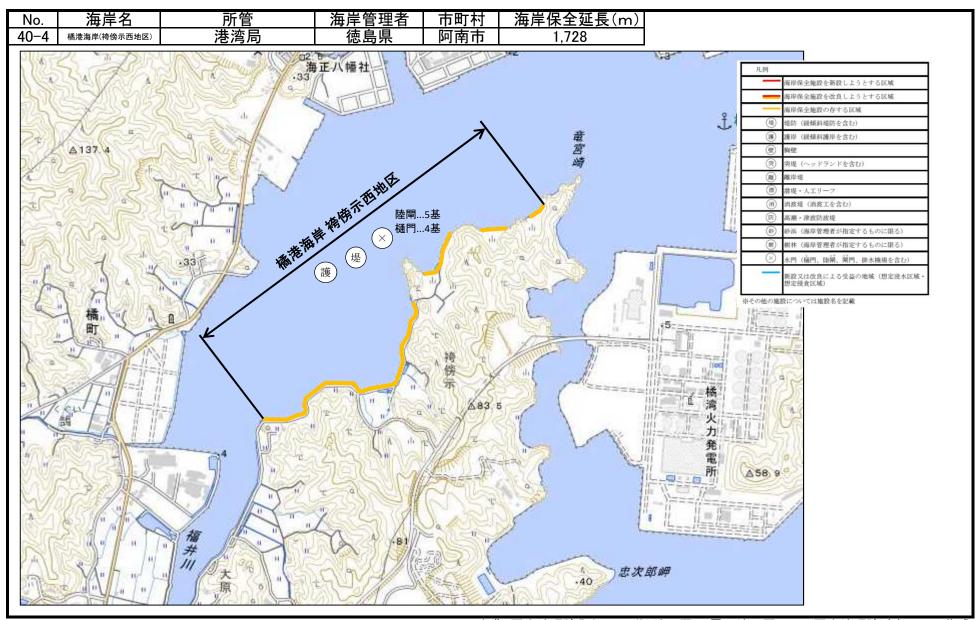
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



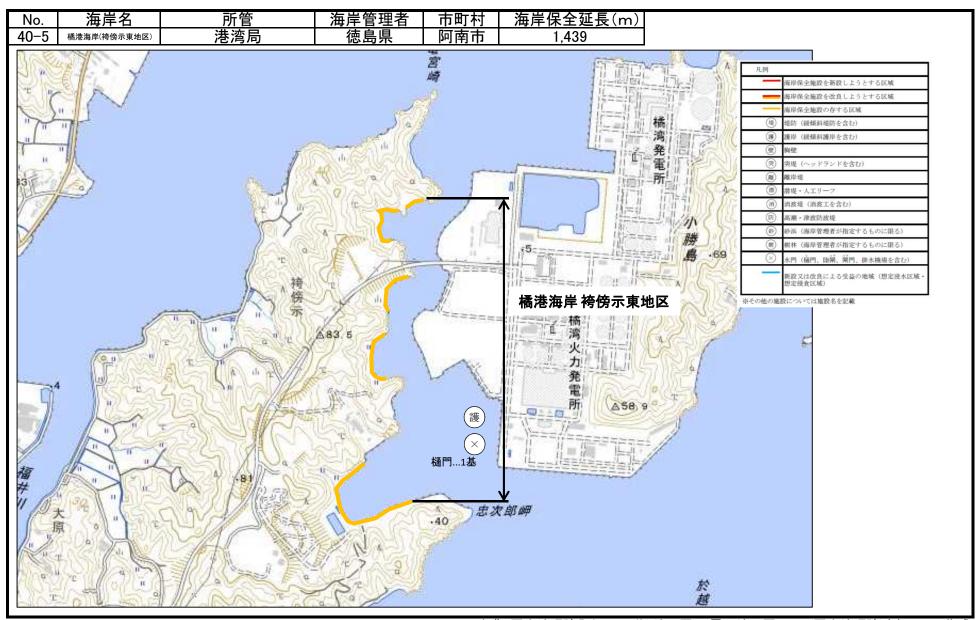
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



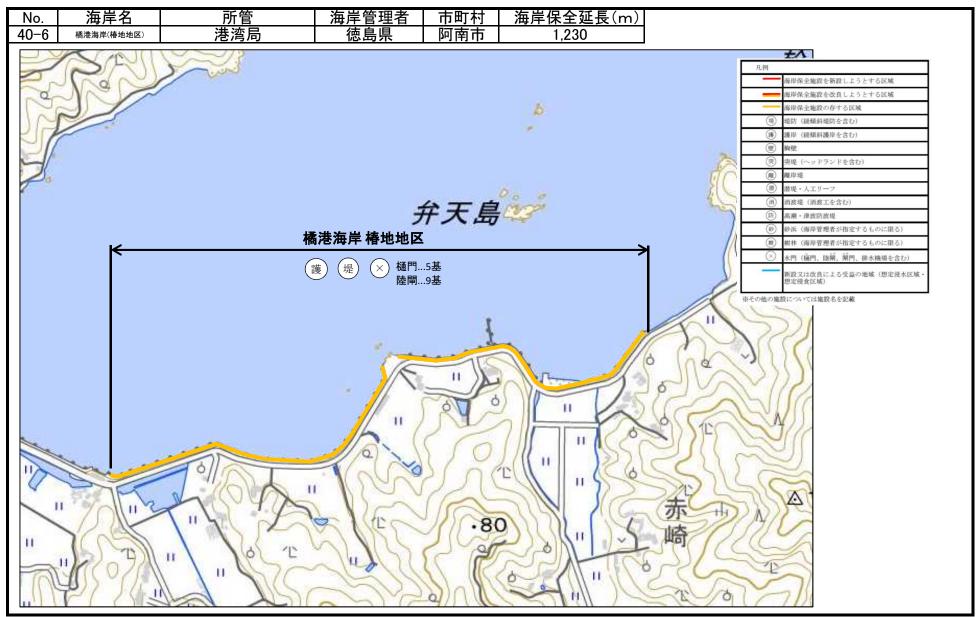
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



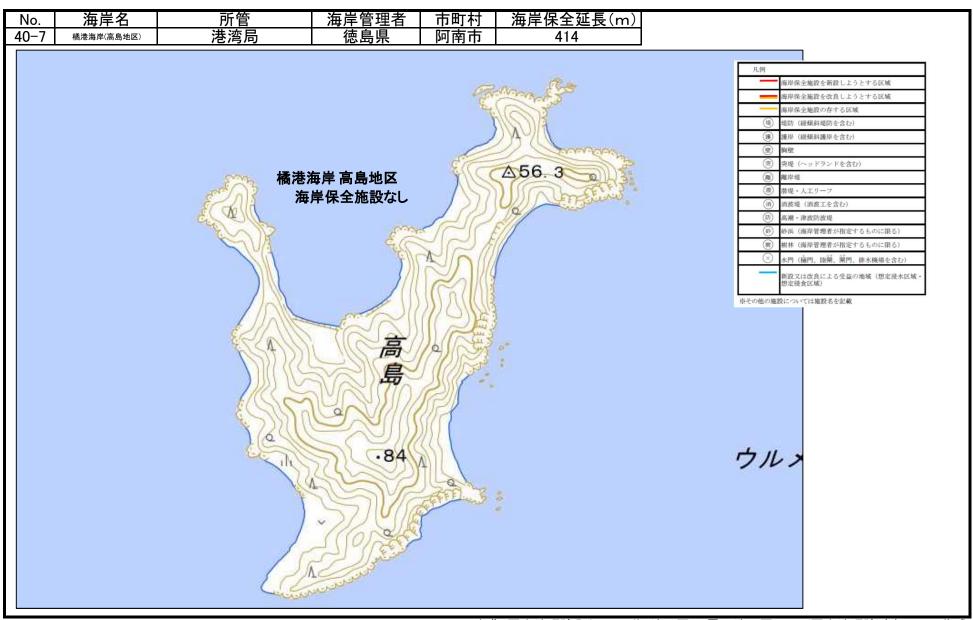
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



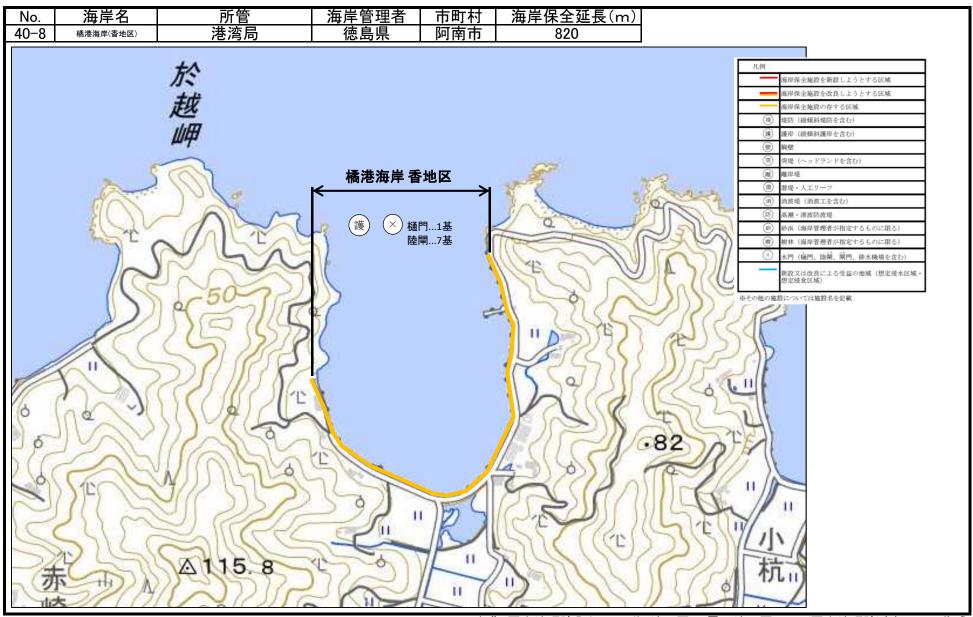
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



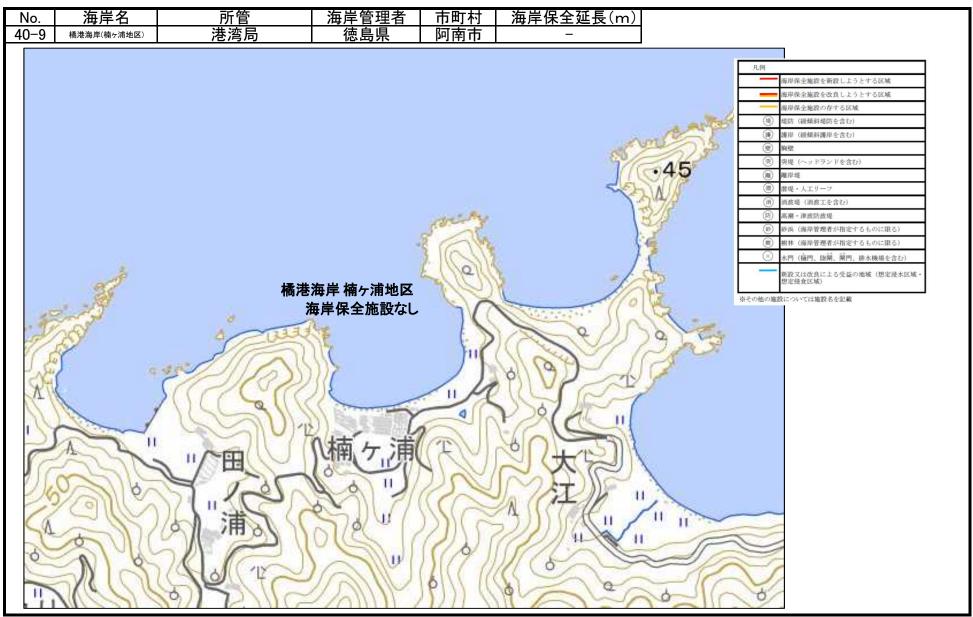
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



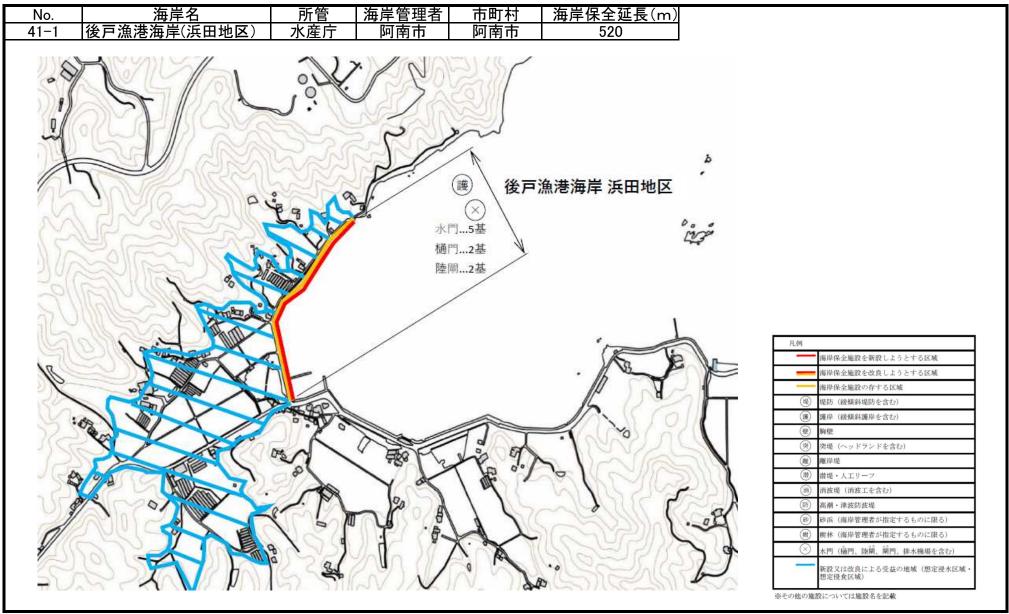
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



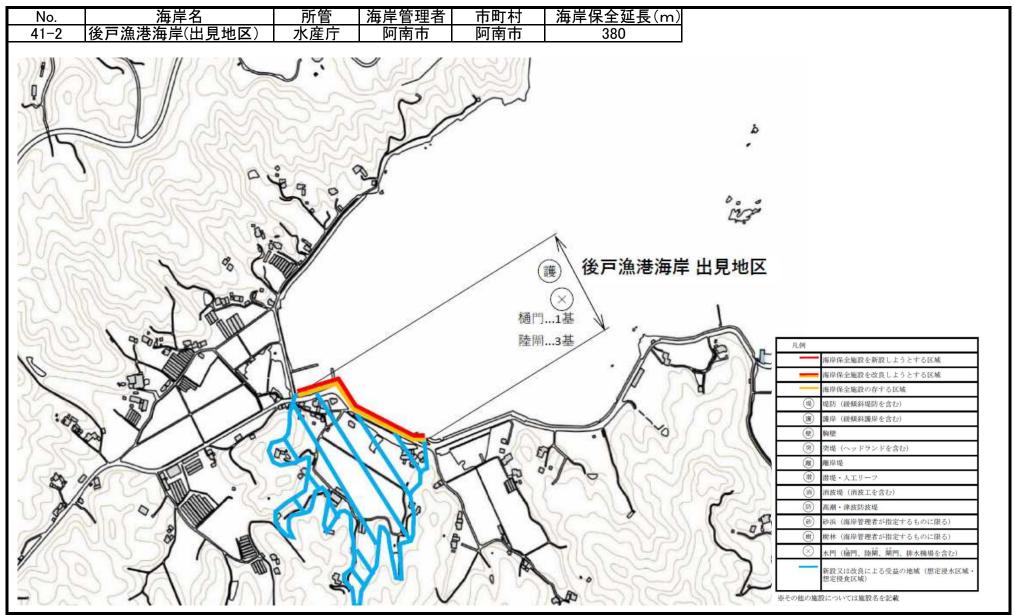
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



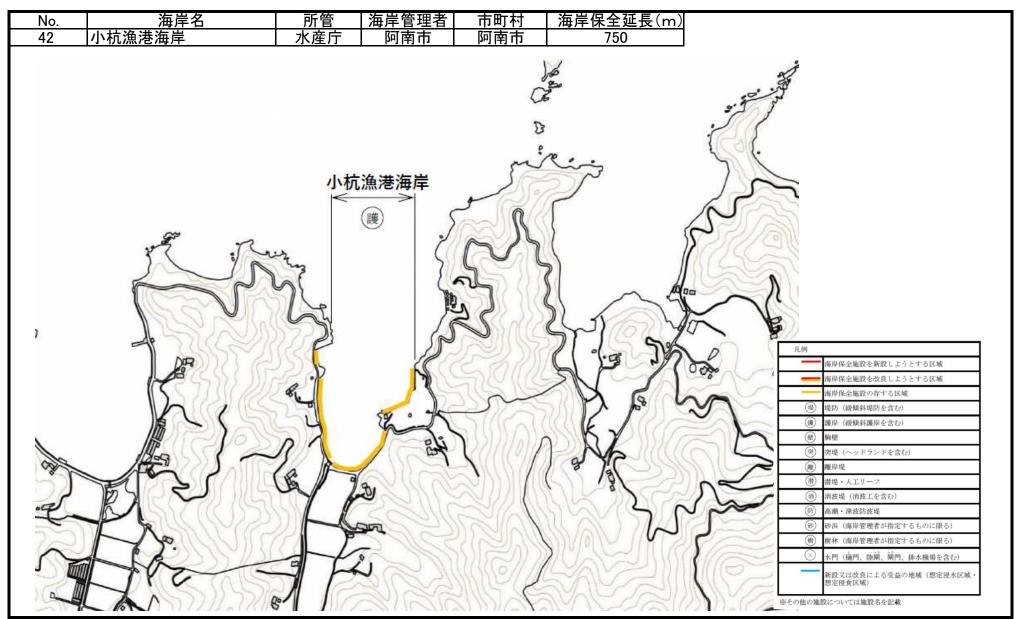
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



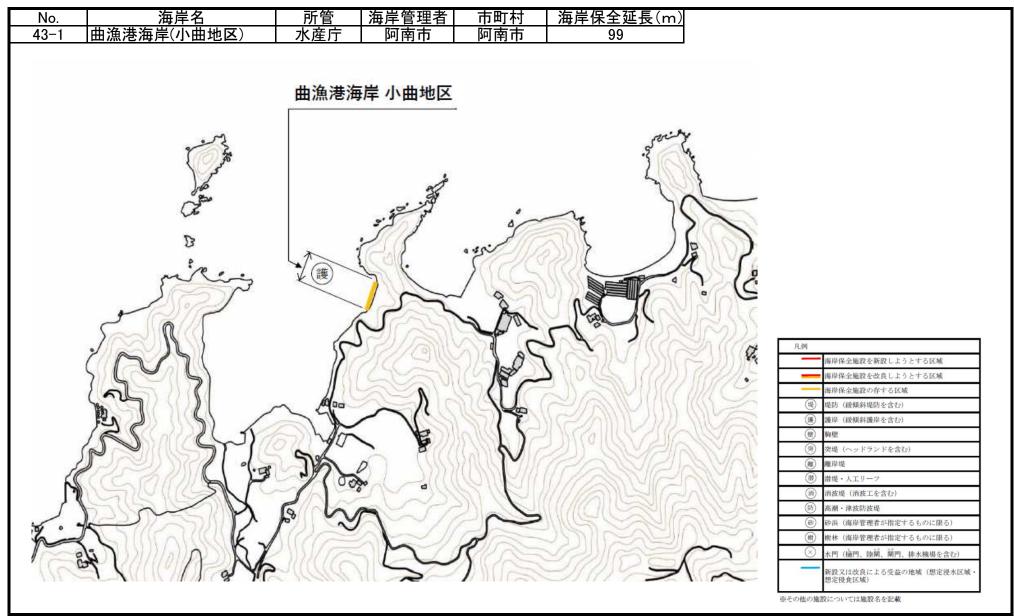
出典:阿南市 後戸漁港台帳



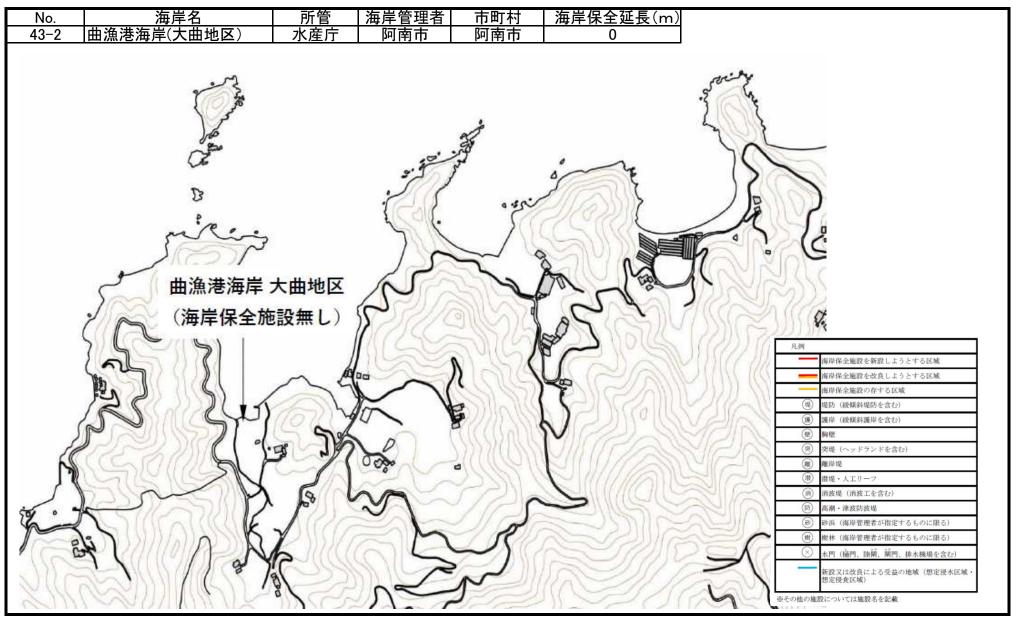
出典:阿南市 後戸漁港台帳



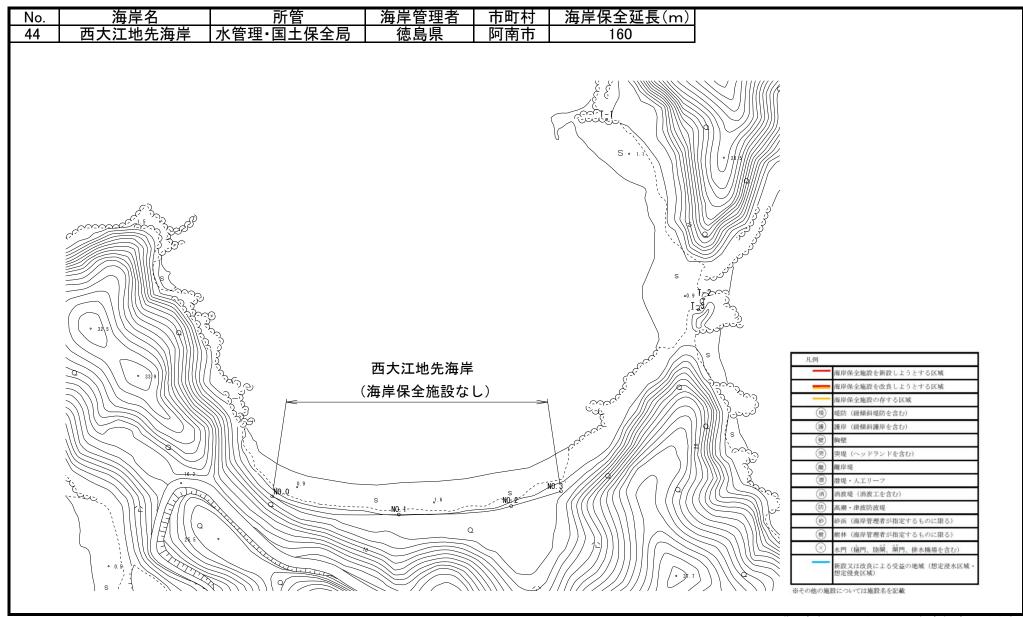
出典:阿南市 小杭漁港台帳



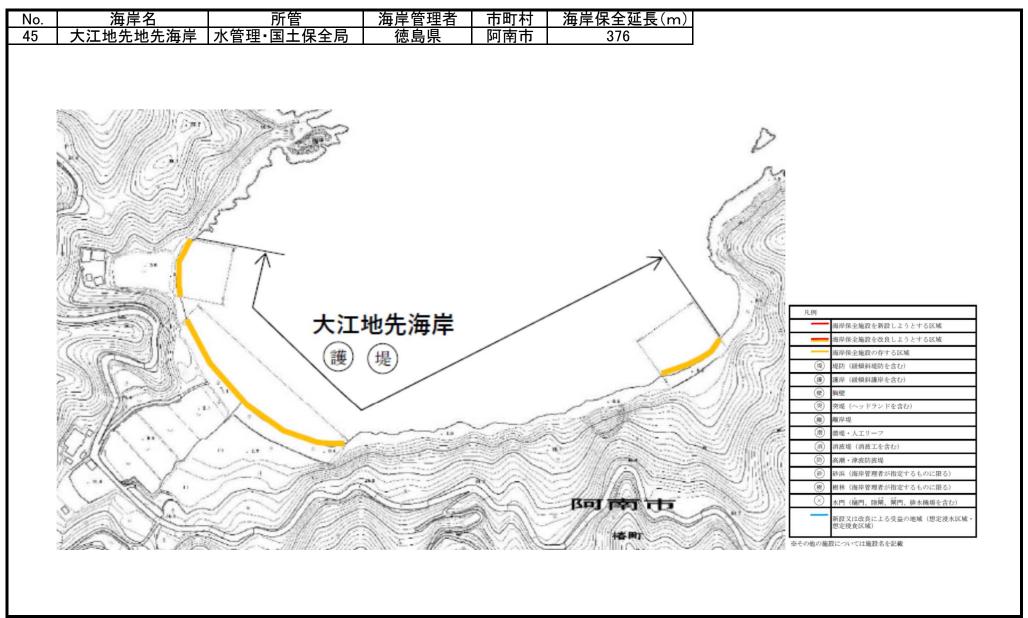
出典:阿南市 曲漁港台帳



出典:阿南市 曲漁港台帳



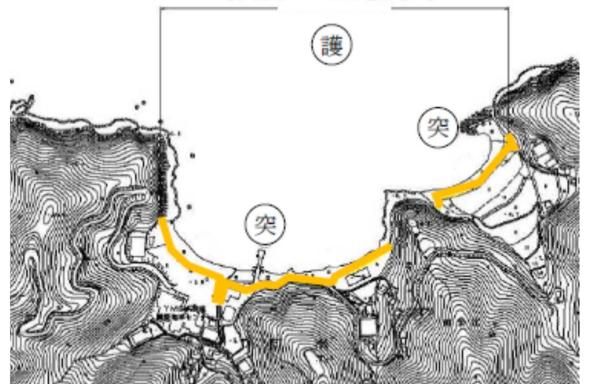
出典:徳島県 西大江地先海岸保全区域台帳



出典:徳島県 大江地先地先海岸保全区域台帳

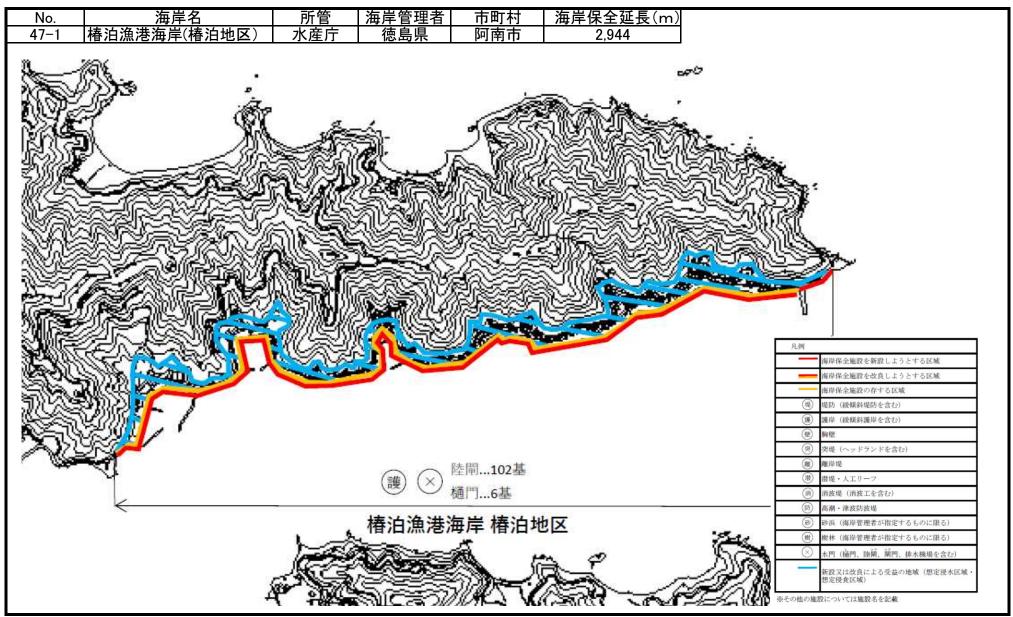
No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
46	那波江地先海岸	水管理·国土保全局	徳島県	阿南市	426

那波江地先海岸

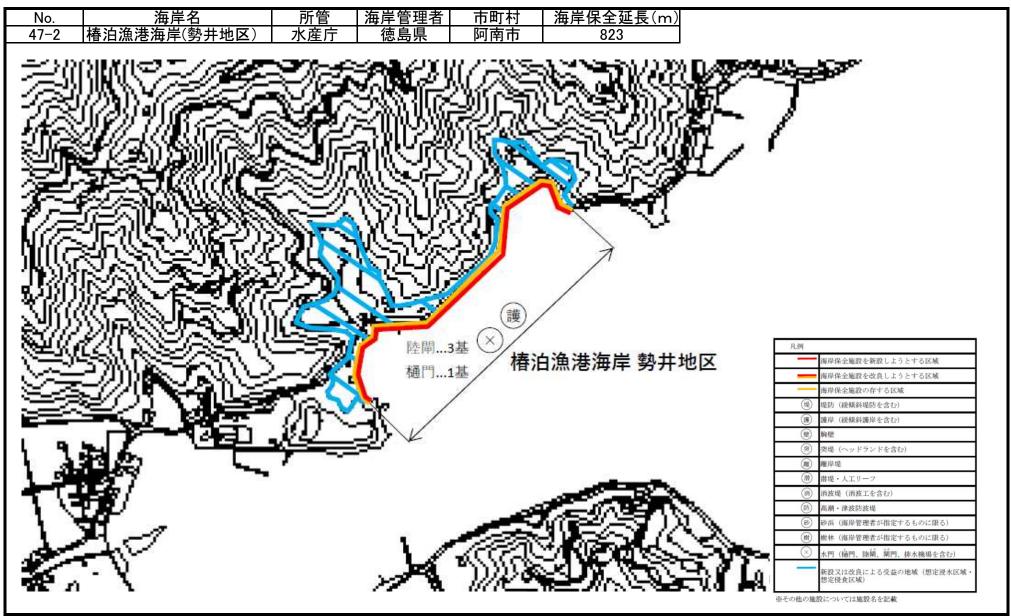


凡例	-
_	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
(<u>R</u>)	胸壁
突	突堤 (ヘッドランドを含む)
Pi	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
御	消波堤(消波工を含む)
助	高潮・津波防波堤
(B)	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
樹	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
\otimes	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
_	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域 想定侵食区域)

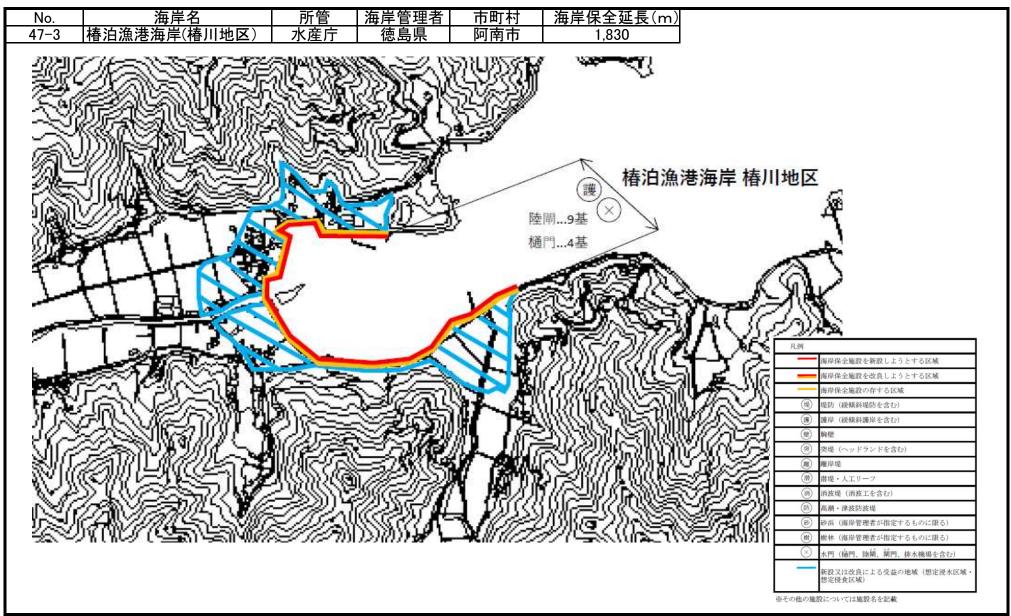
※その他の施設については施設名を記載



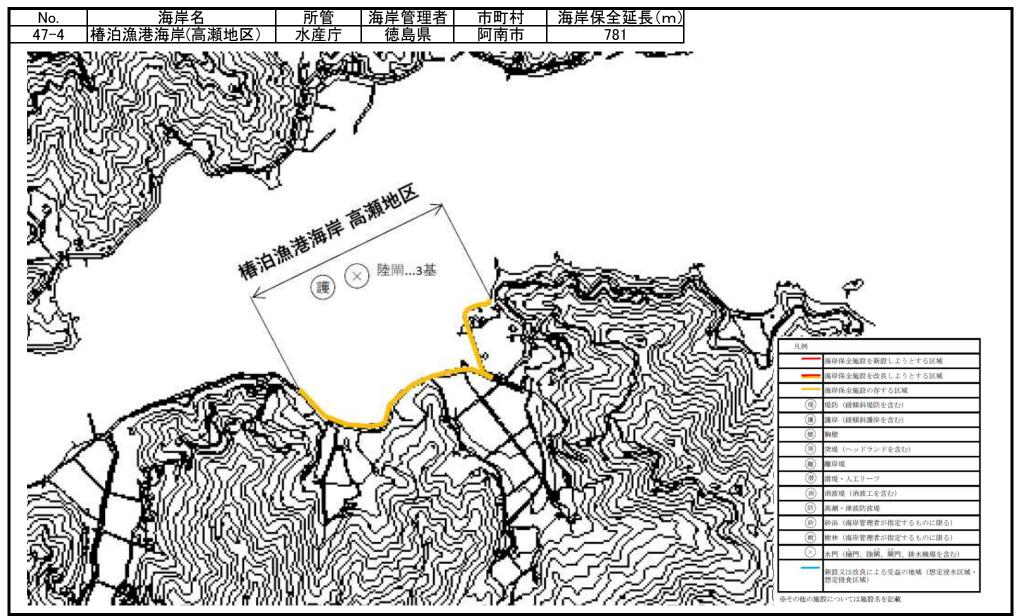
出典:徳島県 椿泊漁港海岸保全区域台帳



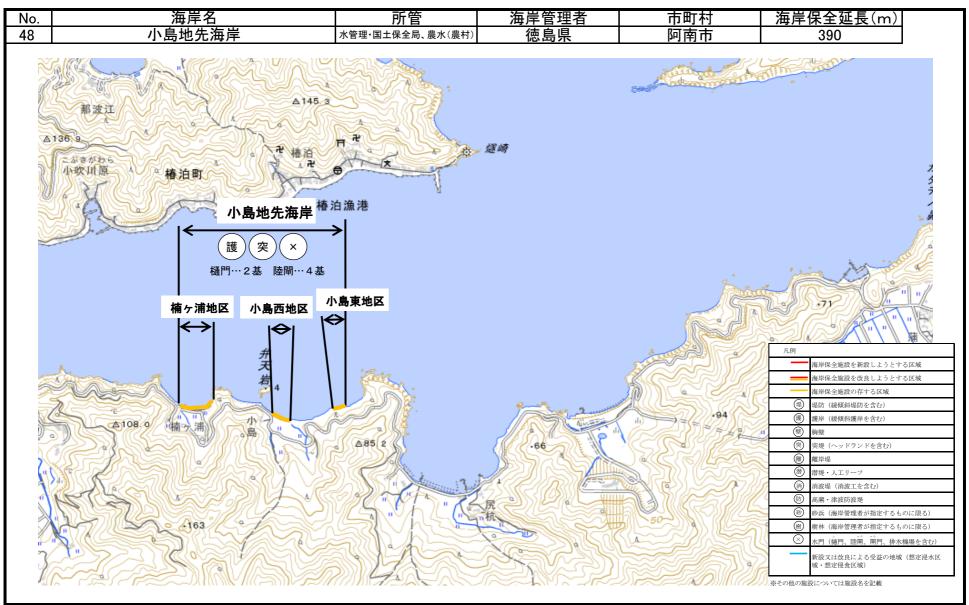
出典:徳島県 椿泊漁港海岸保全区域台帳



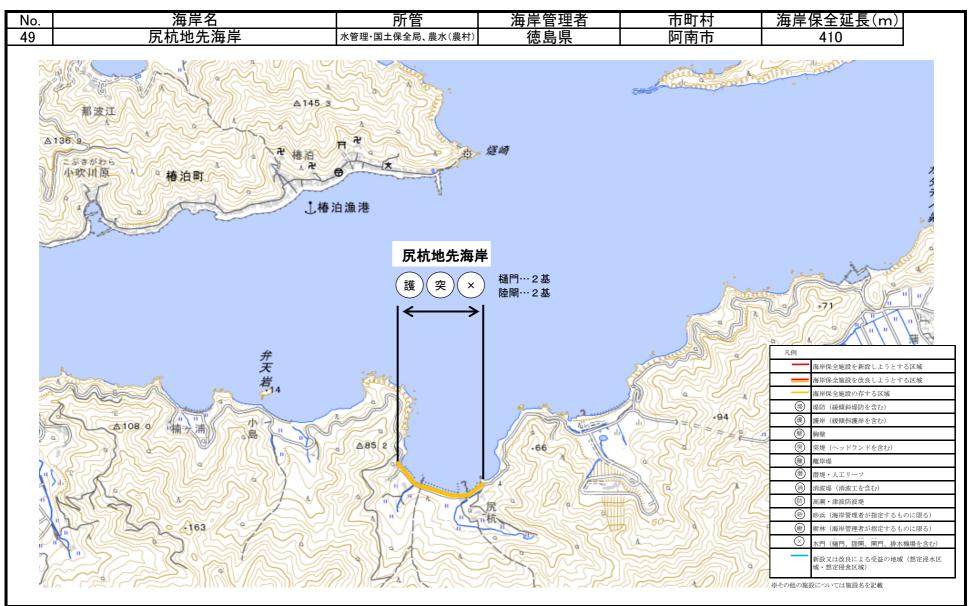
出典:徳島県 椿泊漁港海岸保全区域台帳



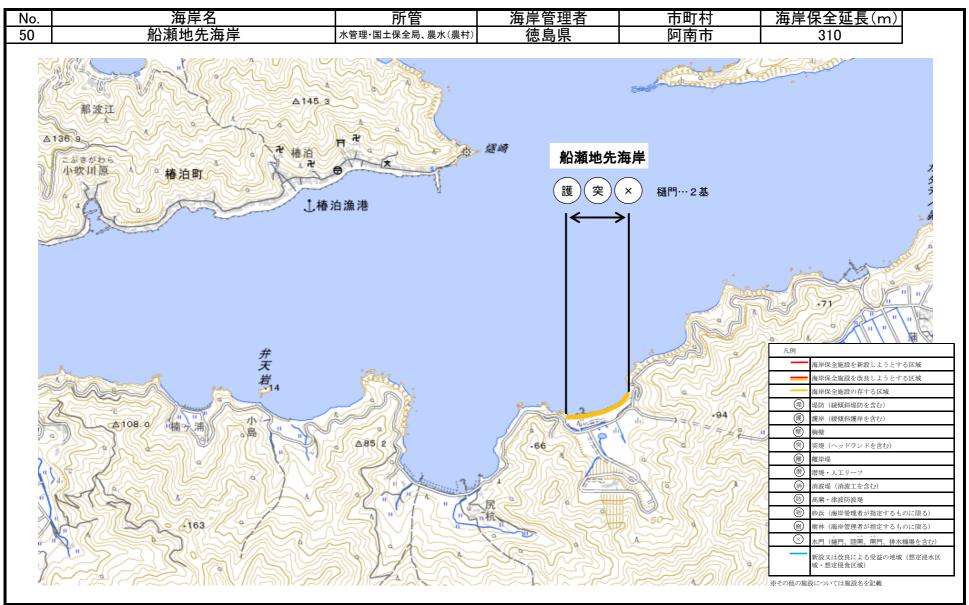
出典:徳島県 椿泊漁港海岸保全区域台帳



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



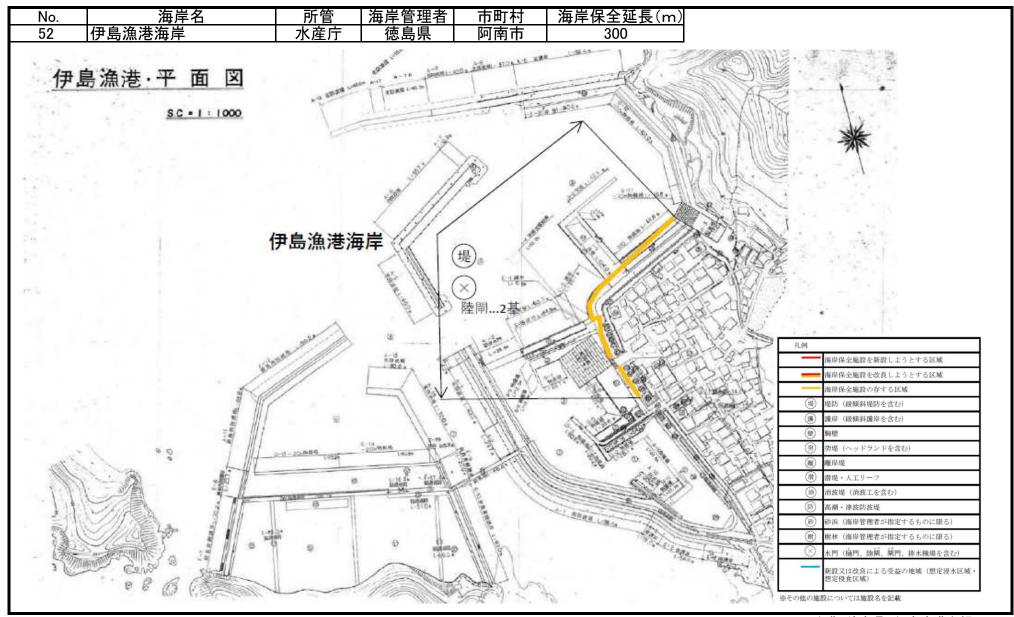
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



出典:徳島県 伊島漁港台帳



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成